

令和8年6月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（6月15日〔委員間討議〕）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

（第1日目）

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
《分科会（土木部）》	
土木部長予算議案及び報告議案説明	3
監理課長補足説明	4
予算議案及び報告議案に対する質疑	5
予算議案及び報告議案に対する討論	1 1
《委員会（土木部）》	
土木部長総括説明	1 2
道路建設課長補足説明	1 3
道路維持課長補足説明	1 4
用地課長補足説明	1 4
議案に対する質疑	1 5
議案に対する討論	1 9
決議に基づく提出資料の説明	2 0
都市政策課長補足説明	2 1
道路建設課長補足説明	2 1
建築課長補足説明	2 3
陳情審査	2 4
議案外所管事項に対する質問	2 4
国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）に 関する委員間討議	5 1

（第2日目）

1、開催日時・場所	5 3
2、出席者	5 3
3、経過	
《分科会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長予算議案及び報告議案説明	5 3
文化振興課長補足説明	5 5
歴史文化遺産課長補足説明	5 5
観光振興課長補足説明	5 6

観光振興課企画監補足説明	57
インバウンド推進課長補足説明	58
物産ブランド推進課長補足説明	58
スポーツ振興課長補足説明	59
決議に基づく提出資料の説明	60
予算議案及び報告議案に対する質疑	60
予算議案及び報告議案に対する討論	77
《委員会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長所管事項説明	78
決議に基づく提出資料の説明	82
観光振興課長補足説明	83
物産ブランド推進課長補足説明	84
陳情審査	84
議案外所管事項に対する質問	85
非核三原則の堅持を求める意見書（案）に関する委員間討議	106

（第3日目）

1、開催日時・場所	108
2、出席者	108
3、経過	
《分科会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長予算議案及び報告議案説明	108
生活衛生課長補足説明	110
資源循環推進課長補足説明	112
決議に基づく提出資料の説明	113
予算議案及び報告議案に対する質疑	113
予算議案及び報告議案に対する討論	117
《委員会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長所管事項説明	118
決議に基づく提出資料の説明	119
人権・同和対策課長補足説明	121
交通・地域安全課長補足説明	122
陳情審査	123
議案外所管事項に対する質問	123

（第4日目）

1、開催日時・場所	139
2、出席者	139
3、経過	
《分科会（交通局）》	
交通局長報告議案説明	139
報告議案に対する質疑	140
報告議案に対する討論	140
《委員会（交通局）》	
交通局長所管事項説明	140
決議に基づく提出資料の説明	142

議案外所管事項に対する質問	1 4 2
委員間討議	1 5 6
審査結果報告書	1 5 7

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・ 委員会関係説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係説明資料（交通局）

6 月 1 5 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月15日

自 午前11時55分
至 午前11時59分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

山村 健志	委 員 長
坂口 慎一	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
小林 克敏	〃
溝口 芙美雄	〃
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鵜瀬 和博	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時55分 開会 —

【山村委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

はじめに、さきの本会議におきまして、外間議員が本委員会の委員に新たに選任されましたのでご紹介いたします。なお、委員席につきましては、ただいまご着席のとおりとしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、溝口 委員、堤 委員のご兩人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。本日の委員会は、令和8年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時58分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

— 午前11時59分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月29日

自 午前10時00分
至 午後3時43分
於 委員会室3

田崎 智	道路維持課長
濱崎 正一	港湾課長
吉富 督	港湾課企画監 (港湾管理担当)
小川 秀文	河川課長(参事監)
岩永 彰	河川課企画監(ダム担当)
田中 良一	砂防課長
波江野大輔	建築課長
高口 健	営繕課長
野口 孝	住宅課長
小柳 正典	住宅課企画監 (訴訟・管理担当)
牛島 孝二	用地課長
船越 一成	盛土対策室長

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長(分科会長)
坂口 慎一	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
小林 克敏	〃
溝口芙美雄	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鵜瀬 和博	〃

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（観光生活建設分科会）

第70号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
(関係分)

第84号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
(関係分)

報告第2号

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）
(関係分)

報告第11号

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）

報告第14号

令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

報告第15号

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

3、欠席委員の氏名

外間 雅広 委 員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

山内 洋志	土 木 部 長
中村 泰博	土 木 部 技 監
西平 能成	土 木 部 次 長
松尾 健自	監 理 課 長
金子 哲也	建設企画課長(参事監)
廣瀬 純二	建設企画課企画監 (入札・契約担当)
真鳥 喜博	都 市 政 策 課 長
平 博敏	道 路 建 設 課 長

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議 案

第77号議案

契約の締結について

第78号議案

契約の締結について

第79号議案

長崎県土地開発公社の解散について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・犬の殺処分削減に関する陳情書
- ・要望書（松浦市）
- ・令和9年度 県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【山村委員長】 ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、外間委員から欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承お願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回本委員会に付託されました案件は、第77号議案「契約の締結について」、ほか2件であります。そのほか陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び予算に係る報告議案の関係部分を、観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第70号議案「令和8年度一般会計補正

予算（第2号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにサイドブックに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め、20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り、再度質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

土木部長。

【山内土木部長】 それでは、土木部の新任幹部職員をご紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

【山村分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【山内土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、土木部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうちの関係部分、報告第2号「知事専決事項報告 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうちの関係部分、報告第11号「知事専決事項報告 令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）」であります。

初めに、第70号議案のうち土木部関係についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、当初予算額が骨格予算となっていたため、公共事業に対する国の内示に伴う調整や単独事業の追加について補正しようとするものであり、歳入歳出予算をそれぞれ2ページから3ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、3ページ以降に記載のとおりであり、道路新設改良費62億5,438万5,000円の増、道路災害防除費、公共・単独、合計で24億6,274万1,000円の増、港湾改修費、公共・単独、合計で50億4,890万8,000円の増、河川改修費16億1,320万円の増、砂防事業費8億9,151万7,000円の増などを計上いたしております。

このほか、令和8年度より新たに、市街地再開発費2,700万円を計上しております。

次に、知事専決事項報告についてご説明をいたします。

6ページをご覧ください。

本件は、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和7年度予算の補正を、令和8年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

まず、報告第2号のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ7ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、8ページに記載のとおりであり、事業費の変更に伴う減等で、港湾災害復旧費、公共・単独合計で5億6,096万円の減、公営住宅建設費1億2,112万5,000円の減などを補正いたしております。

また、報告第11号については、8ページに記載のとおりであります。

このほか繰越計算書報告についても、8ページから9ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いをいたします。

【山村分科会長】 次に、監理課長より、補足説明を求めます。

【松尾監理課長】 土木部関係の6月補正予算案の概要について、補足して説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

令和8年度6月補正予算は、当初予算が骨格予算となっていたため、公共事業の国からの内示に伴う調整及び単独事業の追加について補正しようとするものです。

土木部の令和8年度6月補正予算案は、上の表の太線で囲んでおります③の一般会計で296億2,424万8,000円を計上しております。6月補正後の予算としては、④の一般会計と特別会計の合計で913億2,805万円となります。

次に、普通建設事業費の補正額は、中段の表の太線で囲んでおります公共事業費、単独事業費等、直轄事業負担金の合計で285億892万5,000円となっており、補正後予算に係る前年度との比較は記載のとおりです。

また、下段の表には、公共事業費の国内示額を、前年度経済対策補正と当初予算の15か月予算ベースで記載しており、前年度比較は105%と

なっております。

なお、一般会計歳出予算の内訳は、事業区分別に表の右側に記載しているとおりです。

続きまして、4ページをご覧ください。

土木部の繰越明許費について、補足してご説明いたします。

表の縦の区分が、款項目の予算科目、横の区分が、繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の予算科目欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。

5ページをご覧ください。

令和7年度の一般会計における繰越額の合計は、①に記載しております948件、510億6,106万2,000円であり、その内訳は、通常分②と経済対策補正分③となります。一般会計と特別会計を合わせた土木部の合計は、下から3段目の⑨に記載のとおり、950件、513億5,444万2,000円となります。

次に、一番下の段に記載の令和7年度と令和6年度の比較は、件数は47件の増、金額は72億6,034万3,000円の増となります。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山村分科会長】 以上で、説明が終わりましたので、これより、予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

それでは、ただいまご説明いただきました6月の補正予算につきまして、質問をさせていただきます。

ちょっと初歩的な質問があるかもしれませんが、ちょっと確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

ただいまご説明いただきました補足説明資料土木部横長資料の3ページです。この中に、令和8年度6月補正予算案、一般会計④になり、上の表の④ですね、これ一般会計の歳出予算総額が約879億8,800万円ということでご説明ありました。昨年度と比較するとちょっと難しいかもしれませんが、4年前の知事選後のときの6月と比べて、これがどうだったのかと、ちょっと質問をさせていただきたいんですが、今回この一般会計の総額、歳出予算総額としては約879億8,800万円、4年前のこの時期と比べて、ちょっと増減について教えていただければと思います。

【松尾監理課長】 令和4年度6月の補正後の一般会計歳出予算の総額は812億8,782万7,000円であるのに対し、今年度の6月補正後歳出予算総額は879億8,803万5,000円となっております。4年前に比べて、約67億円の増となります。

【宮本委員】 ありがとうございます。4年前、令和4年度と比べると、約67億円増ということで確認をいたしました。

4年前は、恐らく新幹線の建設に関わる予算も結構出ていたかと思いますが、それを足しても今回が多い、ということになるのかも確認をさせていただければと思いますが、4年前、新幹線関連がどれくらいあって、今回はそれがなくて67億円増ということも、再度確認をさせていただきます。

【松尾監理課長】 今年度の新幹線事業の予算は、委員おっしゃるとおり、ゼロ円となっておりますが、令和4年6月の補正後の額には、新幹線事業の予算が約32億円含まれておりました。

【宮本委員】 ありがとうございます。4年前新幹線関連の予算が32億円あったけれども、今回67億円の増ということで、確認をいたしました。

前県政と現県政という形になるかもしれませ

んが、今回ですね、こういった形で増額ということは、現場の建設業界にとってみると、非常に仕事の受注量も増えていくんじゃないかということもあって、非常に予算とすれば、県内の業者からすればいいんじゃないかというふうに思いますが、ちなみにですね、今回、今年度この分野に注力しているのかというものもですね、合わせて確認をさせてください。

【松尾監理課長】 今年度6月補正後の予算は、公共事業費のうち、道路橋りょう街路事業で約43億円の増、単独事業費では、緊急自然災害防止事業で約53億円の増となっております。

土木部では、交通ネットワークの形成やまちづくり及び防災・減災対策、インフラ老朽化対策などの事業を推進するために必要な予算の確保に努めており、継続して事業を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。確認をさせていただきました。年々ですね、人件費等々も上がり、資材等々も高騰している中、引き続きですね、予算の確保に向けて尽力していただきたいというふうに考えております。

もう一点ですが、同じ3ページの資料の右側の一般会計歳出予算の内訳の直轄事業費にですね、港湾空港事業のマイナス約1億5,000万円、これマイナスになっておりますが、まだなかなかこの時期にマイナス珍しいのかなという感じがするんですが、これについてどういうことなのか、どういった箇所、内容について教えてください。

【濱崎港湾課長】 直轄事業の減額についてのご質問にお答えさせていただきます。直轄事業負担金の減額につきましては、国の内示に伴う減になります。具体的には、長崎港の航路しゅんせつ事業などにおきまして、昨年度の補正予算で、本年度に必要な予算を前倒しで配分され

たことによる今年度は減額になってございます。

【宮本委員】 承知いたしました。ありがとうございました。

【田中委員】 今の宮本委員の発言に関連してですね、私も聞きたいと思っているんですが、宮本委員は4年前に比べればいいという話だったけど。私は、4年前じゃなくて、今度の平田県政に期待してね、本格予算、本格予算というもんだから、もっとどんどん出るとしたら、一番右側の前年度比、全部マイナスじゃないの、前年度比はね。県単事業でさえマイナス、これはね、ちょっと私は疑問に思うんだ。平田知事のスタート、スタートだから、もう少しどんと花持たせてくれるのかなと思っていたら、なぜこういう数字になってしまったのかが、一つ。

もう一つはね、今一番気になっているのは、参考として、15か月予算ベースの話になる。これずっとやっぱり国の方は、この15か月予算でやっていこうとしているのかね。この2点について、大体流れをね、聞かせてください。

【松尾監理課長】 令和8年度の当初予算につきましては、骨格予算になっておりましたので、人件費など、義務的な経費は年間所要額を積んでおりますし、建設事業費のうち公共事業費は、上半期までの所要額を積んでおります。

また、建設事業費のうち、単独事業費については、上半期までの所要額で、建設事業費のうち災害復旧は、年額の所要額ということで、今回の6月補正につきましては、公共事業費については、国の内示に基づく調整ということで、通常であれば減額、マイナスについては、例年であれば2月補正の中でやるんですが、今回プラスもマイナスも、今回の補正の中でやっております。

また、単独事業費については、上半期、所要

額を積んでいました残りの分を積んでおります。昨年度に比べて減っているということですが、必要額については計上しております。

引き続きですね、15か月予算ということもありましたので、確実に執行できるようにしていきたいと考えております。

【金子建設企画課長】 いつまでも、15か月予算が続くのかというご質問ですけども、現在ですね、国の方で補正予算を当初予算化する検討が進められています。引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】 いや私はね、質問しているのは不満だと言っているんですよ。前年度比マイナスばかりじゃ、先行き面白くないじゃない。おれ、平田知事を応援したのは、公共事業費が増えるというね、増えるであろうと、国交省がバックにいるからといって、県民の皆さん方にもね、そういうお願いをした。

しかし、出てきた数字は、当初予算は仕方ないけど、今度の補正でどんとプラスが出てくると、そういう感覚で見ていたからね。感覚で見てたから、この数字を見てびっくりだ。びっくり。マイナスばかりじゃないか。前年度比、これじゃね、県民の皆さんに私たちは嘘ついたことになる。

それから、下のその公共事業の関係が15か月予算ベースで、国も県も考えているのかということについても、的確な答弁を求めます。

【金子建設企画課長】 現在、国の方で12月から1月に補正予算がついて、当初予算案の内示がっている状況、いわゆる15か月予算なんですけども、今、国の方ですね、補正予算を、当初予算化するという検討がなされているところでございます。

引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】 私は、国のことあんまり知らないけど、国はね、やっぱり物価高騰のね、そこら辺が中心にあって、補正を組む、補正を組むと言っていると思いますよ。公共事業、これで補正を組むという動きとはちょっと相容れないかな。それ入れてくれればいいけどもね。

県の単独事業でさえ、何でこんな少なくなったんだ。これは部長に聞こうかな。県の単独事業の枠が何でこんなに少なくなったのか。前年度比聞かせてもらう。

【山内土木部長】 まず、やはり当初予算だけで比較するというのは、あまり適切ではないのかなと思ってまして、ちょっとここに15か月予算のお金を書いていないのがあれなんですけど、基本的には、参考のところに書いてあるとおりですね、公共事業費については、やはり15か月予算で評価するというのが正しいのかなというふうに考えております。

国の動きでございませうけれども、補正予算の当初化については、まさにこれから、これからというか、今まだ骨太が1か月遅れで、今、議論されていますけれども、その中でどのような議論をされるのかということを、これから注視していくのかなとは思っております。

我々も訴えていますし、国交省の方もですね、訴えているのは、補正予算が当初予算化されようが何されようが、やはり今までの事業費はしっかりと確保されなくては困るということを訴えているところでございます。

今まで12か月予算があって、それに補正する形でいただいて15か月予算ということで、年度を通して、それを発注していきたいところですけども、これからですね、もう仮に補正予算

が、全て当初予算に回されるんだということであれば、これまで公共事業、15か月予算として確保した分は、当初予算としていただかなくちゃいけないということを訴えているところでございます。

加えてですね、これだけ物価上昇もありますので、単なる足し算だけではなくてですね、その物価上昇分をさらに上乘せしたものが必要だということを見てまいりますので、これからちょっと補正予算の扱いについては、まさに、これ今から議論されているところでございますけれども、その状況を注視しながら、我々として必要な事業費が確保できるように尽力してまいりたいというふうに考えております。

【田中委員】最後にしますけれどもね、やっぱり我々予算見るときにね、特に、土木部関係の予算はね、前年度比どうかなと。前の年より右肩上がりになっているかなと。これが大体の流れなのよ。今、部長おっしゃったように、今、物価高騰の折でね、同じ事業にしたってかかる費用は増えてきたわけだ。おのずとやっぱり右肩上がりが普通だよ。それが全部マイナス、前年度比、大体1割減みたいな感じだね。

私、不満なのは、県単事業の単独事業、これは貴重な財源だ。それは分かっている。県単事業を減らされる。県のパイの中で、県単のパイの中でね、土木を減らされるということは、よそに移るだけの話なんだ。県単事業のマイナスについてはね、マイナスについては土木部の幹部の皆さん方は、少し反省してもらわなきゃいかん。

県単事業のパイの中でね、パイの中で、力はないんだ、土木が。ほかのところを取られているんだ、県単。県単単独事業枠。この数字から見るとね、数字から見ると。ぜひもう少し頑張

っていただきたいと。平田知事がせっかく誕生してね、やろうとやってんだから、土木部の皆さん方もね、少し頑張って予算を獲得はしていただきたいと、要望しておきたいと思います。

【堤委員】おはようございます。2点お尋ねします。

まず、当初予算の公営住宅の建て替え及び改修改善費1億1,800万円の補正、当初は16億5,000万円ありました。

それでは、専決の方に、その1億2,000万円、同じ事業費で1億2,000万円の減とあります。事業費の変更ということになっていますが、この中身、内容はどういう状況だったのかお尋ねしたいと思います。

それから、今年度のこの公営住宅の建て替え、改修・改善の計画はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

【野口住宅課長】まず、1億2,112万5,000円の減額につきましては、こちらは令和7年度の補正でございます。そちらの予算が、執行後、減ったという形、具体的なところを申し上げますと、入札を行って、その執行残に当たる金額でございます。元の予算が18億4,700万円でございますので、今回のその1億2,100万円という数字は、6.5%ぐらいになりますので、現行のいわゆる入札の執行率が、大体93%程度だと思っておりますので、おおむね妥当という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、こういった形で減額が生じたものでございます。

そして、今年度の予算の具体の箇所というお話でございますけれども、そちらにつきましては、4月に、一度今年度の事業の箇所一覧のようなものを土木部で出しておりますが、その際に、住宅課の方で出させていただいたもので申し上げますと、深堀団地の解体業務の設計で

あったり、あと、佐世保地区でいいですよと、もみじが丘団地の外壁屋上防水の設計だったり、あるいは皆瀬団地の下水道の付け替えの設計だったり、あと、諫早地区でいいですよと、西諫早団地の新築棟の建設工事に付随する予算、そういったものが今年度予算としては計上されています。

【堤委員】ありがとうございます。当初予算のときにご説明があったのかと思いますけれども、事業費の変更、これは入札の執行残ということで、そこまで経費が使われなかったということですね。低い金額で入札が通ったということ、分かりました。

それから、この補正、補足説明資料の繰越額について、4ページ、5ページにありますけれども、この繰越額は年々増加をしているというふうに思っています。件数も額も増加をしているようですが、たしか、令和4年の6月議会かで、その繰越しを抑えるための何か説明資料があったかと思うんですが、その中で29%を下回るということで、15か月予算、計上額分の繰越計上額で29%下回るといような目標があったかと思うんですが、この繰越しの件数や額が増加をしていることと。この目標はどういう関係なのか。また、この増加している原因ですね、そのところをお尋ねします。

【松尾監理課長】 まず、繰越しの目標についてご説明いたします。

15か月予算に対する繰越率について、目標として29%を下回ることを目標として掲げて実施しております。

ちなみに、繰越率で言いますと、令和7年度は26.6%ということで、29%を下回っております。令和3年以降、令和3年度が28.7%、令和4年度が24.8%、令和5年度が25.0%、令和6年度は24.8%

ということで、率としては29%をずっと下回っているということになります。

繰越額が増加している傾向ということですが、令和3年度から始まりました国土強靱化5か年加速対策の予算が、前年度の経済対策補正予算として措置され、国の内示時期が12月から1月頃となっていることから、年度内の工期が確保できないため、やむを得ず繰越しになっている状況にあります。

ちなみに、繰越額で言いますと、令和7年度は511億円の繰越しですが、昨年度は440億円、令和5年度は443億円、令和4年度は429億円、令和3年度が521億円ということで、令和3年度からの繰越しは大きかったんですが、その後については、420億円程度を推移しており、今年度がまた増えている状況になっております。

令和7年度につきましては、一般会計の実繰越額948件、511億円となっており、令和6年度の実繰越しが900件、約440億円であったため、比較すると、件数が48件の増、金額が71億円の増となっております。

件数の増減の内訳として、経済対策補正分で33件の減、通常分で81件の増となっております。

金額の増の内訳としては、経済対策補正分が32億円、通常分が約39億円となっており、経済対策補正分については、前年度と比較して国の内示額が32億円の増となったことが主な要因と考えております。

通常分の増の要因といたしましては、件数で言いますと、砂防費が40件の増、金額で言いますと、道路改良費が約20億円の増となっております。

【堤委員】 ありがとうございます。国の内示額が大きくなっている物価高騰対策、そして、その12月補正で示されて、年度内には執行できない

いために繰越しが多くなっているということですが、29%という目標は下回って推移しているということで、額が大きくなって件数も増えているので、その内容がどういう状況なのかなということが、ちょっと気になりましたので、お尋ねしました。ありがとうございます。

【山村分科会長】 ほかにありませんか。

【溝口委員】 先ほどの繰越明許の理由別調書ですけれども、繰越額も72億円増えてですね、それから、特に地元調整ですか、これがまた件数は減っているんですけども、142億円ということで増えていっていると思うんですけども、この地元調整というのが、ずっと6年度もですけれども、5年度とか、またそういうものが続いてきていないのかどうか。そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【松尾監理課長】 繰越しの理由別につきましては、直近5年間の実績で言いますと、地元調整を理由とした実繰越額が、大体29%程度、用地補償が約2%、設計工法等が約10%程度、資機材、人材逼迫、入札の不落・不調が約3%となっており、割合としてはほぼ変わらない状況で変動をしていると考えております。

【溝口委員】 私の聞き方が悪かったかもしれないですけど、地元調整です、ずっと7年度は件数は減っているんですけど、142億円ということで、ただ、私が思うのはやはり繰越明許として、ずっと6年度ではなくて、5年度分とか、4年度の分が、地元調整の中で来てるのがあるのかどうかを聞いたんですけども。

【松尾監理課長】 地元調整の分が、前年度からずっと引き続きというお尋ねだと思うんですけど、基本的には繰越しですので、繰り越した、繰越しだけの年度といいますか、その中で解決をするようにしていますので、ずっと以前か

らの地元調整が残っているということではないと思います。

【溝口委員】 分かりました。地元調整ということで、繰越しが、年度年度で繰り越していくんですけどそれが繰越しになってきていないのかというのを聞いたかったんですけど、それはないということで理解していいわけですか。

【松尾監理課長】 繰越しにつきましては、その年度内で解決をしないといけませんので、言われるような地元調整が、さらに翌年度に残るということはないと考えております。

【溝口委員】 それでは、地元調整という、地元補償ということで、9件ですか。今、7年度は9件に減っているんですけども、その6年度が3億6,400万円で18件、このことについてもずっと解決していないというのはないんですか。同じ繰越しですから、ちゃんと毎年繰越については解決をしていっているということで、理解していいんですか。何かちょっと残ってきているんじゃないかという気がするんですけどね、何か。

【金子建設企画課長】 もうこの繰越しというのは、予算の話ですので、当然その1年繰り越した予算をしっかりと執行するという、これは義務でございますので、そこはしっかりやっているというふうに認識しておるところでございます。

【溝口委員】 分かりました。そしたら、いろんな理由別で、この内訳があるんですけども、そのことについては、1年1年ちゃんと繰り越してきたものの中には、あの交渉とかなんとかで、まだ先のようになって、それをまた繰越しだとか、そういう分はもう絶対ないと理解しとっていいわけですか。

【松尾監理課長】 繰越しにつきましては、繰り越した先の年度で執行することが前提になりますので、言われるように、さらに翌年度という

のはございません。

【溝口委員】 分かりました。

そしたら、資材等についても、結局は繰り越した分についてはちゃんと解決して、入札ができたという、不落とか、不調とかしていますけれども、その辺についても完全に繰越分については、件数についても、金額についても、6年度は6年度分について、5年度とか、そういうものについては、完全に消化しているということで理解していいわけですか。

【金子建設企画課長】 消化しているということでもいいです。よろしいです。

【溝口委員】 分かりました。これ以上突っ込んでいきません。

ただ、ちょっと私が考えたのはですね、やはり事業的に解決しないで来ている部分が、繰越しの中に入っていないかということがちょっとあったもので、そのことについては、また新しく予算化してやっているということで理解していいわけですか。みんなが、その不落というのが、結局ですよ、土地の交渉ができないで、補償とかなんとかできないで残っていく部分があるんじゃないかと、1年できれいに解決していける分だけかというのが、ちょっと私も、ちょっと疑問に思ったところで聞いているんです。

【金子建設企画課長】 予算をしっかりと消化しております。

【溝口委員】 分かりました。もうこれで終わります。後から、ちょっと調べてみます。

【山村分科会長】 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堤委員】 令和8年度6月補正予算について、土木の予算について反対をいたします。

当初予算で、石木ダム事業について反対をしましたけれども、党として、大体金額が大きい当初予算のところで反対を表明してきました。というのも、この石木ダム事業について、やはり強制収用は認めないということ。それから、このダムの必要性についてもいろいろな立場のご意見があります。

今回、平田知事になって、有識者の意見を聞く場が設けられて、7月12日に第1回が開催をされるというふうに聞いていますので、どういう動きになるかというのは注視していきたいと思っていますけれども、今回一般質問、それから総括質疑の中で、石木ダムへの事業費が、2億3,000万円、それからプラス2,500万円余りの予算が計上されているということで、この補正予算についても反対をしたいと思います。

【山村分科会長】 ほかに討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 ほかに討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第70号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山村分科会長】 起立多数。

よって、第70号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案、報告議案について採決

いたします。

報告第2号のうち関係部分及び報告第11号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 異議なしと認めます。

よって、報告第2号のうち関係部分及び報告第11号は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【山村委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より、総括説明を求めます。

【山内土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第77号議案「契約の締結について」、第78号議案「契約の締結について」、第79号議案「長崎県土地開発公社の解散について」であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、横長資料を配付させていただいており、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

続きまして、議案外内の報告事項についてご説明をいたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてということで、令和7年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として、専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

公共用地の取得状況についてということで、令和8年2月1日から令和8年4月30日までの一定

基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、時津町における時津川河川改修の1件であります。

次に、主な所管事項についてご説明をいたします。

石木ダムの推進について、石木ダムについては、現在ダム本体の工事期間中に使用する付け替え道路、約1.7キロメートルの区間について供用開始し、住民の方に生活道路としても使用していただくなど、着実に進捗が図られているところです。

一方で、事業を進めていく上で、当事者である地元住民の皆様との対話を丁寧に行っていくことが大切であると考えており、去る4月13日には、知事が改めて川原地区にお住まいの皆様とお会いし、一緒に現地を歩いて確認しながら、故郷を大切にする思いをお聞きいたしました。

また、有識者の意見を聞く場について、賛成・反対のそれぞれの立場の方から、幅広く様々なご意見を伺いたいとの考えを、13世帯の皆様にご説明したところであります。

なお、意見を聞く場を開催している間は、地元住民の皆様からの要望もあり、新たな工事には着手しないこととしております。

今後も事業の当事者である地元住民の皆様との対話を重ねながら、令和14年度の完成工期を念頭に置いて、丁寧に事業を進めてまいります。

4ページをご覧ください。

旭大橋下周辺の道路区域の利活用についてということで、旭大橋下周辺の道路区域については、長崎市の中心部に位置し、長崎駅に隣接していることから、新幹線の開業や駅周辺の整備が進んだことで、さらなる有効活用が可能な場所と考えており、道路区域という法的な制約を踏まえた上で、どのような活用ができるのか、

民間事業者の幅広い意見を聞くために、サウンディング型市場調査を実施いたしました。

調査の結果を踏まえ、様々な波及効果が見込まれる利活用の実現に向けて、引き続き検討してまいります。

長崎県の道づくり基本方針策定についてということで、本県の道路行政における方針や取り組むべき施策など、道路行政を運営する上での指針となっている長崎県の道づくり基本方針について、5年ごとに見直すこととしており、今回は長崎県総合計画の改訂や、近年の道路を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行っております。

長崎県内有料道路のあり方検討委員会の開設についてということで、長崎県道路公社が管理する有料道路における持続可能な道路のあり方について、専門的、客観的な見地から意見をいただくことを目的として、長崎県内有料道路のあり方検討委員会を設置し、6月4日に開催した第1回の委員会では、県内の有料道路を取り巻く状況等を確認し、認識の共有を図りました。今後1年程度をかけて議論を進め、委員会の成果として提言をいただく予定としております。

5ページをご覧ください。

長崎県耐震改修促進計画の改訂についてということで、昨年11月議会においてご説明いたしました長崎県耐震改修促進計画案について、本年1月5日から2月4日まで、パブリックコメントを実施し、改訂を行いました。今後も、地震発生時の被害軽減を目指し、建築物の耐震化に取り組んでまいります。

そのほか土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

なお、旭大橋下周辺の道路区域の利活用について、長崎県の道づくり基本方針の策定について、長崎県内有料道路の在り方検討委員会の開催について、長崎県耐震改修促進計画の改訂については、補足説明資料を配付させていただいており、後ほど担当課長からご説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【山村委員長】次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【平道路建設課長】観光生活建設委員会説明横長資料4ページ、第77号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

5ページをご覧ください。

工事名は、主要地方道厳原豆碁美津島線道路改良工事、(仮称)加志トンネル、工事場所は、対馬市美津島町加志から吹崎でございます。

主要地方道厳原豆碁美津島線は、対馬下島を周回する幹線道路であり、地域住民の生活道路としての役割を担うとともに、地域産業を支える重要な路線であります。

しかしながら、当該区間は幅員狭小や線形不良により、通行に支障を来しているため、安全で円滑な交通の確保を目的に、バイパス整備を進めているところであります。

本工事は、吹崎工区において計画している(仮称)加志トンネルの施工を行うものであります。工事延長は378メートル、幅員は全幅7メートルで、このうち、車道部が2.75メートルの2車線となっており、トンネル工297メートル、道路改良工81メートルを施工するものとなっております。

契約相手は、小宮・東邦・イチケン特定建設工事共同企業体で、代表者が、株式会社小宮建

設、代表取締役、小宮量浩となっております。
契約金額は、消費税を含め、15億7,850万円、工期は784日間であります。

6ページに、位置図、標準断面図を示しております。

7ページをご覧ください。

入札結果でございます。総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった4社の参加資格、技術提案等の審査を行い、小宮・東邦・イチケン特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行い、今回契約の締結について提出させていただきますいております。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、道路維持課長より、補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】続きまして、第78号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

9ページをお開きください。

長崎県長大橋維持管理事業についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

1の事業の目的についてご説明いたします。

本県では、特殊構造で延長の長い橋梁30橋を重点維持管理橋梁として、毎年点検を行い、質の高い管理を行っております。

本事業は、その中でも支間長200メートルを超える橋梁7橋を対象に、官民連携PPPを活用し、高度な維持管理を行うことで、予防・保全への移行とライフサイクルコストの縮減による長期供用の実現を目指すものです。

2の対象橋梁についてご説明いたします。

対象橋梁は、記載の7橋で、そのうち修繕対象橋梁は、大島大橋と伊王島大橋の2橋です。

12ページをご覧ください。

3のPFI事業の概要についてご説明します。

業務内容は、マネジメント業務、補修設計業務、修繕工事業務、工事管理業務、点検・診断業務、詳細調査診断業務、維持補修業務です。

事業手法は、サービス購入型のRO方式であり、公募型プロポーザル方式で提案評価と価格評価の合算により、事業者の選定を行いました。

事業期間は、議決日から令和13年3月31日までの約5年間で、契約額が税込み19億4,700万円です。

契約相手先は、長崎長大橋マネジメント株式会社でございます。会社の構成企業は、資料右側記載のとおりでございます。

13ページをご覧ください。

全体工程表についてご説明いたします。

各業務を約5年間かけて行うこととしておりまして、記載のと通りの工程表となっております。

以上をもちまして、道路維持課の補足説明を終わります。何とぞよろしくご審議のほど、賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、用地課長より、補足説明を求めます。

【牛島用地課長】観光生活建設委員会説明横長資料14ページをお願いいたします。

第79号議案「長崎県土地開発公社の解散について」ご説明いたします。

土地開発公社は、令和8年度に解散・清算する方針として、課題解決に取り組んでまいりました。

課題であった時津第10工区、住宅用地の完売など、令和7年度中に課題が解決したことから、令和8年3月24日の土地開発公社理事会において、理事全員同意の下、解散の承認が得られたところ です。

解散に当たりましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項に基づき、議会の議決を得た上で、主務大臣の認可を受ける必要があることから、本議案を提出したものです。

15ページをご覧ください。

解散までの経緯でございますが、土地開発公社は設立以来、半世紀以上にわたり、公共事業の推進や工業用地の造成事業など、県政の発展に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、平成に入り、バブル経済崩壊後、土地の需要の変化などで、造成土地の分譲が進まず、長崎県土地開発公社改革検討委員会において、土地造成事業からの撤退や経営改善計画の策定などの提案を受けました。

また、三公社在り方検討委員会においては、時津第10工区の造成土地の完売後、廃止の方向との意見を受けました。この間、公社は、業務運営の効率化や体制の見直しを行い、令和8年度の解散につなげることを目的とした経営改善計画を策定し、令和7年度中に時津第10工区の土地の完売など、課題解決を図ってまいりました。

16ページをご覧ください。

今後の対応でございますが、公社は、令和8年9月の解散、令和9年3月の清算終了を目指して手続を進めてまいります。

本議会でご議決いただいた後に、主務大臣に解散の認可申請を行ってまいります。

公社職員の処遇や財務財政につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、第79号議案に関する補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

【山村委員長】 以上で、説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案について質問をさせていただきます。

すいません、ちょっと確認を踏まえてですね、改めて質問をいたします。

まず、第77号議案です。ただいまご説明いただきまして、契約の締結について、説明資料の7ページにですね、入札結果一覧表というものがございます。四つ入札がありまして、第1回目の金額は、二つ目のですね、企業体が安かったにもかかわらず、落札業者は一番上になっています。標準点、加算点、評価値というところで差がついているようですが、次の8ページにはですね、その評価表などもあるんですが、改めて、入札結果の内容について、もうちょっと詳しく教えてください。

【平道路建設課長】 入札結果の内容について説明いたします。

まず、横長資料7ページでございます。入札結果一覧表でございますけども、下段の表を見ていただきますと、表中一番上の小宮・東邦・イチケンJVと、その下の段、今村・中原・梅野JVでございますけども、この入札価格につきましては、資料の右上にございます履行確実性評価価格と履行確実性確保価格の間に、2社ともございます。そうしたことから、標準点は100点となっており、その差はございません。

なお、表の標準点の右側の加算点でございますけれども、こちらで差が生じている状況でございます。この点について説明いたします。

8ページをご覧ください。

2社のJVを比べますと、企業の施工能力の2項目で差が生じております。

まず、1項目は、表中右から9列目、工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点であり、代表構成員及びその他構成員1とも管内に主たる

営業所ありの場合は1.2点となっており、小宮JVはこれに該当しております。また、代表構成員またはその他構成員1のどちらかが管内に主たる営業所ありの場合は0.6点となっており、今村JVはこれに該当します。その結果、この項目で0.6点の差が生じております。

次に、2項目が、表中右から5列目、特定工事の受注実績であります。これは、公告日の属する年度の直前2か年度から、対馬振興局管内における災害復旧工事、トンネル補修工事、砂防工事などの特定工事の受注実績を評価するものであり、3件以上の受注実績がある場合は0.3点となっており、小宮JVは5件の実績があったため、これに該当します。また、実績なしの場合はゼロ点となっており、今村JVは、これに該当します。その結果、この項目で0.3点の差が生じております。

この二つの項目で、小宮JVが今村JVを上回ったことにより、加算点及び評価値が、小宮JVが高くなり、落札者となっている状況でございます。

【宮本委員】 詳細ありがとうございました。8ページの表にあります工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点と、特定工事の受注実績で差がついたというご説明いただきました。

端的に言いますと、地元の業者の方が、こういったのは点数が高くなって取りやすいという理解でいいのか、再度確認させてください。

【平道路建設課長】 そうであります。

まず、小宮・東邦・イチケンは、全てが対馬管内に主たる営業所があります。一方、今村・中原・梅野につきましては、代表構成員の今村が五島、その他構成員の中原と梅野につきましては、対馬にあるものの、そこで差が生じている状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。すいません、改めて確認の意味で質問させていただきました。ありがとうございます。

次、第78号議案について質問いたします。

先ほども説明がございましたが、長大橋の維持管理事業ということで、支間長が200メートルを超える7橋を対象にということで、官民連携、PPPを活用するということで説明がありましたが、これは恐らく初めてになると思うんですが、それと、このメリットですね、これをすることによって、どういうメリットがあるのかと。

あと、金額的に、どのくらい削減に結びついたという聞き方が適当なのかどうか分かりませんが、PPPを活用することにおけるメリットと、どれだけこれを行うことによって、差がついたのかということは、教えてください。

【田崎道路維持課長】 お答えいたします。この事業は、長大橋の維持管理事業を、官民で連携、PPPで行うということで、あまり例がないということでございます。

PFIで行いますけれども、そちらのメリットでございますけれども、従来マネジメント、点検、それぞれ別々で点検工事別々で出しておりましたが、これを一括で発注するということでございます。

民間事業者の有する知見とか、ノウハウを活用し、維持管理水準を向上できるということを期待してございます。

さらに、業務間の連携ということを図りますので、業務の効率化ということでコスト削減が図れるというふうに考えてございます。

さらには、一括で発注するということで、適時早期のメンテナンスということを期待することが、メリットというふうにしてございます。

コスト削減に当たって、お幾らぐらいかというご質問でございます。こちらは、昨年度での試算でございますけども、VFMという指標がございます。それで試算しますと、約1.2%という試算でございます。1.2%程度の削減が図れるということで、その額が約3,700万円というふうになってございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

改めて、確認をさせていただきました。例えばですね、今回これは長大橋維持管理事業ですが、先ほどご説明いただいたとおり、マネジメントや補修、修繕、工事など、一式をまとめて発注し、メリットが大きいならば、ほかの例えばですね、これにかかわらず、ほかの事業でもこういったものが対応できれば、官民連携を活用した発注という可能性も、これで、順調にいけば、ほかの同じような事業でも、これを活用するという可能性が、今後、県の土木部として考えられるのかも、合わせて教えてください。

【田崎道路維持課長】 今回、長大橋ということで、第一期事業、今、支間長200メートル以上は7橋ございます。7橋のうち、今回は2橋ということの取組、主に修繕を行うのは2橋ということでございます。

こちらは、モニタリングを行いながら、こちらの方のうまく回るかどうかというのを確認しながら、次期の計画ということにつなげていきたいというふうに考えておりまして、全体の方の分につきましては、今後の課題ということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

官民連携、メリットも確認いたしました。

一方で、デメリットも出てくるんでしょうが、こういったのがですね、契約相手、企業体にとっても非常に効率がいいものであればですね、

継続して発注をしていただければと思います。

最後にですね、もう一点、第79号議案についても、この際、質問をさせていただきます。

先ほど、長崎県土地開発公社の解散についてご説明ありました。解散までの経緯等々ですね、ご説明がありました。私もなかなか知り得てなかったのがですね、ちょっと申し訳ない限りだったんですが、こういったのが経過としてあったんだということを、改めて確認をいたしました。その中で16ページにあるんですが、改めてですね、確認をいたします。

今後の対応ということではありますが、ここが非常に大事かと考えております。職員の処遇、どれくらいで、今後どうなるのかということと、解散後の残余財産がどれくらいあって、解散後は県に帰属すると書いてありますが、そこについてもう少し詳しくご説明ください。

【牛島用地課長】 公社の職員についてでございますけれども、解散時の職員は、正職員が3名、あと嘱託職員等は7名、計10名になります。

解散後は、今の給与等の処遇をそのまま維持したところで、住宅供給公社及び道路公社の方に転籍していただくと、今のところしております。

二つ目の県に帰属する残余財産でございますけれども、残余財産としましては、時津の10工区に土地を貸しているところがあります。その土地などの土地の部分と、大波止ビル、建物を区分所有で持っていますので、その所有権の部分。それと、現金の方が残りますので、そこが約50億円ほどですね、残余財産として県の方に入ってくるような形になります。

土地につきましては、時津の10工区、今、貸しているところが7筆あるんですけれども、そこは、今後もちよっと継続して、しばらく借りた

いということがありますので、継続して県に移ってきても、貸すような形を考えております。

あと、佐世保の方に瀬戸越の団地、かなり前なんですけれども、団地造成をしていたところの通路部分、道路になるんですけれども、そこが7筆ほど残っております。そこについては、今、公社の方で処分するような形で関係者と協議の方を行っております。

大波止ビルにつきましては、現在公社以外のところも、6社ほど民間等に貸付けがありますので、そこも継続して、帰属した後については、貸付けを行うように考えております。

現金の方はですね、先ほど申したような形で、50億円ほどの帰属があると、今のところ考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。確認ですけど、時津のリース地は、今、公社が民間企業に貸し付けていると。

もう一つ、大波止ビルも、今、公社が民間に貸し付けているということは、今後、公社が解散すれば、その貸付料というのは、県に入ってくるという理解でいいのか。それが、ちなみにどのくらいあるかというのが分かれば、教えていただければと思います。

【牛島用地課長】 時津の10工区につきましては、今現在NBCハウジングがあるところですね。そこに貸付けを、公社の方がしております。

収入の方がですね、年間約1,600万円ほどありますので、そこは、しばらく県の方に移りましても、継続して貸付けをしようと考えております。

大波止ビルにつきましては、今現在公社が使っている以外のところ、6社ほど民間等に貸しておりますので、そちらの方もですね、現在使用

をされておりますので、継続して貸付けを行うようにしております。そちらの方はですね、昨年度末の収入で約1,100万円ほど、収入が、貸付けの方はあっております。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【田中委員】 私も宮本委員の後ばかりで申し訳ないけれどもね、長大橋の維持管理事業についてちょっとお聞きしたいと思っています。一番関心があるというか、西海橋なんですけどね、西海橋、もう71年たつんですね。昭和30年だったと思う、私の記憶ではね。私が小学校5年生ぐらいのときに西海橋ができて、びっくりした記憶があるんですけれども、びっくりした。

これで、一つ聞きたいのは、西海橋に限って質問するんですが、一番古いんですね、71年。新しいのは鷹島肥前大橋で15年ぐらいたっているわけですね。この西海橋に関して、五、六年前からね、独自で補修をずっとやってもらっていたような記憶がするんですけどもね。何年から始まって何年ぐらい予算、工事を実行してきたのかについて、まず、お聞きします。西海橋。

【田崎道路維持課長】 申し訳ございません。詳細の資料を、今、持たないので、後からご説明いたしますけども、今、西海橋はですね、橋梁の補修ということで、塗装の塗り替えを行っております。

その工事は、もう数年前から行っておりまして、まだ継続して行う予定でございます。

鉄の橋なので、塗り替えは、何十年かに1回行っておりまして、今回は初めての塗り替えではなくて、過去も2回行っていて、継続的に行っているということでございます。

【田中委員】 私のこの記憶で、正確でないかも分かんけども、維持に20億円以上かかるんですよと、西海橋の、そういう話を過去聞いたこ

とがある、20億円以上。それで毎年1億円、2億円の予算でやってきたような記憶があるんだけど。基本的にこれと別なのかどうか、この長大橋の管理の西海橋は。別枠でずっと引き続きやるのか、いや、この中にも取り組んでやるんですよということなのかについて、ちょっとお聞きします。

【田崎道路維持課長】 基本的には、今までやってきている塗装工事ですね、塗り替え工事等を入れ込んで、この事業でやっていく予定になってございます。

【田中委員】 これは考え方なんですけれどもね、西海橋を長く持たせる。長く持たせるためにはね、あそこ大型が多いんですよ。特に、福岡方面からの202号を通ったね。西海橋が多いんだけど、残念ながら、この新しい西海橋を使わない。従来の202号西海橋をずっと使ってる。なぜだろうかなと。やっぱり料金ですよ。こっちはただ、こっちは幾らなのかな、普通車200円ぐらいだけでもね。

だから、この長寿命化というか、今の西海橋を長もちさせるには、やっぱり新西海橋に車を動かさなきゃいかん。それには、私がずっと持論として言っている、もうそろそろ無料化しなければ、ずっともう新西海橋は、立派な西海橋が使わんで、下の西海橋ばかり、やっぱりただなんですよ。ただがやっぱりいいみたい。

だから、これは考えて、どっちが得するのかね。この古い西海橋を長もちさせるためには、大型車等々の車両を、やっぱり新しい西海橋せっかくできているんだから、二つ並んでいっているんですよ。佐世保の方から長崎に向かっていうとね、並んで、珍しい形なんだけどね。旧西海橋、新しい新西海橋、新西海橋を車が通るようにね、やることが、一つの昔の西海橋を長

もちさせる。私は素人はそう思う。

そのためにはね、ささやかに200円、300円取ることを辞めて、あそこは無料化すべき。なぜならば、小迎から先はただなんだからね。橋のところだけ有料なんだから、ぜひ検討をお願いしたいということで、ちょっと答弁をお願いします。

【平道路建設課長】 西海橋に関する意見でございますけれども、後ほど説明をいたします、長崎県内有料道路のあり方検討委員会で、県内の有料道路の今後のあり方について検討することといたしております。

ただいまいだいたご意見につきましても、その委員会の中で審議を行っていきたいと考えております。

【田中委員】 最後にしますが、この7橋ね、対象の7橋もちろんこれは古い西海橋だから、無料ですけどもね。有料の橋はないんでしょう、大島、伊王島、若松、生月、平戸、鷹島、無料でしょう。どうですかね。ちょっと参考までに聞かせてください。

【田崎道路維持課長】 今回の7橋はですね、全て無料区間でございまして、県が管理している道路でございます。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、

採決を行います。

第77号議案ないし第79号議案については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【松尾監理課長】 政策等決定過程の透明性の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和8年3月から5月までに実施したものでございます。

初めに、2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し、内示を行った補助金について記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の三つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、471ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、480ページから481ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【金子建設企画課長】 6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご説明いたします。

土木部関係におきましては、強靱な県土づくり、西九州自動車道の整備促進、地方創生を支える高規格道等の整備促進など、6項目の最重点項目について、内閣府の牧野国土強靱化担当大臣、国土交通省の加藤国土交通大臣政務官ほか4名に対し、知事、副議長、土木部長により要望を実施いたしました。

このうち、強靱な県土づくりの項目においては、今年度から始まった第一次国土強靱化実施中期計画に基づき、その実現に必要な予算、財源を、資材価格や人件費の高騰などを適切に反映させた上で、通常予算とは別枠で満額確保することについて強く要望を行いました。

これに対し、牧野国土強靱化担当大臣からは、人件費高騰などの要望項目も含めて、5年間での全体額を決めており、前回の計画を上回る20兆円強としているので、国としても、国土強靱化を加速していく考えであるとのことご意見をいただきました。

このほか、まちづくり事業の推進など、6項目の重点項目も含めて、国土交通省67名に対し、土木部長、道路建設課長ほか7名により要望を行いました。

以上が、土木部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き必要な取組を行ってまいります。

以上で、報告を終わります。

【山村委員長】 次に、都市政策課長より、補足説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】 旭大橋下周辺の道路区域の利活用について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料3ページをお開きください。

旭大橋下周辺の道路区域、面積約6,300平方メートルについては、現在、道路法に基づく道路占用許可により、駅周辺への来訪者が利用する民間駐車場として有効活用しております。

当該地は、長崎市の中心部に位置し、長崎駅に隣接していることから、新幹線の開業や駅周辺の整備が進んだことで、さらなる有効活用が可能な場所と考えており、道路区域という法的制約を踏まえた上で、どのような活用ができるのか、民間事業者の意見を幅広く聞くために、サウンディング型市場調査を実施いたしました。

民間事業者からの提案条件として、①の通常の占用許可、②の歩行者利便増進道路、通称ほこみち制度を活用した道路占用の2ケースで募集し、2月の説明会には15社の出席がありました。

その後、4月27日を期限に提案を受付け、5月にヒアリングを実施し、1件の提案と2件の意見の提出がありました。

補足説明資料の4ページをお開きください。

今回の提案の条件の一つであります、ほこみち制度についてご説明させていただきます。

この制度では、歩行者の利便増進に資する施設として、ベンチや食事施設などが定められております。

なお、駐車場は含まれておりません。また、歩行者の利便増進に資する施設の設置に合わせて、道路の維持管理への協力などを行う場合は、占用料の90%が減額されるという制度になっております。

補足説明資料の5ページをお開きください。

調査結果については、提案者のノウハウが含まれますので、承諾を得られた内容に限りますが、ご説明いたします。

提案は、県内の水産関係団体より、1件ございました。

内容は、ほこみち制度で、物販施設、飲食施設、緑地などを、合わせて通常の占用利用で駐車場を設置し、物販や飲食を通して、県民や観光客を対象に、県産品を広くPRするとともに、緑地や休憩施設などにより、にぎわいを創出するという内容です。

その他の意見は2件あり、1件目が、駅西側の公共交通機関の充実や、東側からの動線の確立などが必要。2件目が、イベント利用のための広場や自動運転の実証実験の拠点としての利活用が考えられるのではないかと内容でございました。

調査結果については、公表することとしており、引き続き実現化の可能性について検証するなど、旭大橋下周辺の道路区域の利活用について検討を進めてまいります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山村委員長】 次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【平道路建設課長】 課長補足説明資料6ページをご覧ください。

今月策定しました長崎県の道づくり基本方針の概要についてご説明いたします。

本県における道路行政の基本方針や取り組むべき施策を定めた長崎県の道づくり基本方針については、5年ごとに見直しを行っており、昨年度策定された長崎県総合計画を踏まえた内容となっております。

本県を取り巻く厳しい社会情勢に加え、近年の激甚化、頻発化する自然災害などの課題の克服に向けて、長崎の誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来を拓く道づくりに取り組むため、基本方針としましては、これまでと同様に、一つ目は、力強い産業の育成や交流人口の拡大等による地域活性化を図るとともに、強靱な県土づくりを進めていくため、人流、物流を支える道路ネットワークである高規格道路を重点的に整備することとしております。

二つ目としまして、安全・安心で持続可能な魅力ある地域づくりを目指し、局所的な改良や交通安全対策、長寿命化のための戦略的なメンテナンスなど、県民生活に密着した道路の整備、維持管理を計画的に推進することとしております。

また、テーマ別の取組方針として、下段に示す5項目を設定しております。

主な内容についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

なお、この資料における下線部は、今回の改訂で変更になった点を示しております。

1、地域の活力と交流を生み出す道づくりとしまして、人流、物流を支える高規格道路ネットワークの構築に向けて、西九州自動車道をはじめ、島原道路や西彼杵道路など整備を推進してまいります。

このほか、右側に示すとおり、従前のバイパス整備や道路拡幅に加え、今年度から幅員不足線形不良等の道路に対して、待避所や局所改良を行うなどの1.5車線の整備に取り組みます。

また、交通結節機能の強化としまして、長崎駅前のバスターミナルの再整備に取り組みます。

8ページをご覧ください。

2、次世代へつなぐ道路の戦略的なメンテナン

スとしまして、維持管理計画に基づき、適切な維持管理を実施するとともに、道路橋や横断歩道橋などの撤去や集約化を計画的に推進します。特に、長大橋については、今年度から官民連携により、維持管理の効率化、高度化を推進します。

3、災害から県民の命と暮らしを守る強靱な県土づくりとしまして、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた半島振興法の改正を受け、高規格道路のミッシングリンクの解消や幹線道路の整備によるダブルネットワーク化を進めることで、半島防災を推進するとともに、斜面对策や無電柱化などによる防災機能の強化を図ります。

9ページをご覧ください。

4、持続可能な社会を支える道づくりとしまして、広域的な幹線道路を中心としたネットワークの構築により、移動時間を短縮し、医療、商業等の生活サービスを提供できる圏域を拡大することで、人口減少社会に対応します。

このほか、脱炭素社会の実現と生物多様性の取組を推進します。

10ページをご覧ください。

5、地域の魅力と暮らしを支える道づくりとしまして、ほこみち制度を活用した地域のにぎわいと魅力の創出に取り組むとともに、通学路等の安全・安心な歩行環境の整備を進めます。

このほか、ナショナルサイクルルート指定に向けた取組として、サイクルツーリズムの推進を図ります。

以上で、長崎県の道づくり基本方針の内容についてのご説明を終わります。

続きまして、課長補足説明資料11ページをご覧ください。

長崎県内有料道路のあり方検討委員会についてご説明いたします。

県内の有料道路について、有料道路の現状と課題や社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な道路のあり方について、専門的、客観的な見地から意見を聴取することを目的として委員会を設置し、今月の4日に第1回委員会を開催いたしました。

委員会のメンバーは、工学や経済の学識経験者2名及び地域経済に精通した有識者3名の合計5名で構成しており、委員長は、長崎大学の中村教授にご就任いただいております。

また、次回からアドバイザーとして、国やNEXCOに参加していただく予定としております。

今回の委員会では、有料道路制度、県内の有料道路の概況、道路に関する話題及び今後の予定について議論いたしました。

委員会資料は、県のホームページで公表しておりますが、本委員会では、主な内容についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

長崎県道路公社が運営・管理を行っている4路線を示しております。料金徴収期間の満了を迎える順に、川平有料道路、西海パールライン有料道路、ながさき出島道路、ながさき女神大橋道路となっております。

13ページをご覧ください。

高速道路については、老朽化対策や国土強靱化などの追加事業に係る財源を確保するため、令和5年に法改正が行われており、最長で、令和97年まで追加事業ごとに延長できるようになりました。

14ページをご覧ください。

高速道路における追加事業として、老朽化や国土強靱化等に対応した迅速かつ計画的な更新進化事業が進められています。

更新事業は、民営化時点で見込まれていなかった構造物の更新が対象であり、老朽化に伴う橋梁の架け替え工事などが対象となっております。

また、進化事業としては、暫定2車線区間の4車線化や、橋梁の耐震補強工事などが対象となっております。

15ページをご覧ください。

国においては、これまでも国土強靱化の取組が進められてきましたが、その取組を切れ目なく推進するため、昨年6月に、第一次国土強靱化実施中期計画が策定され、先ほどの高速道路の取組と同様に、高規格道路の暫定2車線区間の4車線化や、道路橋梁等の耐震機能強化が、主な施策として挙げられています。

16ページをご覧ください。

今回の委員会では、委員から各路線の収支状況や維持管理にかかる費用、橋梁の耐震化の状況などに関する活発な議論が行われました。

回りの委員会では、県内有料道路の更新、進化事業の必要性について検討する予定としております。

以上で、長崎県内有料道路のあり方検討委員会の内容について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、建築課長より、補足説明を求めます。

【波江野建築課長】長崎県耐震改修促進計画の改訂について、補足説明をいたします。

課長補足説明資料の17ページをご覧ください。

本計画は、県内の建築物の耐震診断、改修を計画的に進めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定したものです。このたび、令和7年7月に、国の基本方針が改正されたことを受け、耐震化率の目標の見直しを含む

改訂を行いましたので、ご報告いたします。

改訂に当たっては、昨年11月議会の本委員会において、改訂案の概要を説明後、令和8年1月5日から2月4日までの間、改訂案に対するパブリックコメントを実施しました。

回答の内容については、主に、次の3点となっております。

1点目は、耐震化率の目標の見直しとして、住宅は95%、多数の者が利用する建築物は97%としました。

なお、多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法において、耐震化の努力義務が課せられる建築物をいい、1,000平米以上の小・中学校等が該当となります。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、3,000平米以上の小・中学校等が該当する要緊急安全確認大規模建築物は、目標を95%、市町などの防災拠点建築物である要安全確認計画記載建築物は、目標を90%としております。

2点目は、耐震診断を義務付ける防災拠点建築物の追加指定として、市町の意向を踏まえ、防災拠点となる建築物の12施設を耐震診断義務付け対象に追加指定いたしました。

3点目は、計画期間の延長として、終期を令和8年3月末から令和13年3月末まで延長いたしました。

今後も、本計画を基に、地震発生時の被害軽減を目指し、建築物の耐震化に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

【山村委員長】 以上で、説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号10番、11番、16番です。

陳情について何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 質問はないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務の一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について質問ありませんか。

【宮本委員】 それでは、政策等決議資料の中から質問をさせていただきます。

4ページになります。補助金内示一覧表の間接補助金です。その中で、長崎空き家d e ミライ創出事業補助金です。近年、空き家が多くて、様々、私も相談をいただきます。こういった補助金を使うことによって、少しでも空き家が活用できているのかという観点から質問いたします。

3月の概要説明の中でもあったかもしれませんが、改めて、そもそもこれの間接補助対象者が空家等管理活用支援法人となっております。それぞれ市が書いてあるんですが、これはこの法人が長崎県内にどの程度あるのか、まずは教えてください。

【野口住宅課長】 空家等管理活用支援法人の県内の指定数というご質問でございますが、現時点で県内15団体ございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。15団体で、これは、ここに内示額とそれぞれ書いてあるんですが、この法人の方々がこの補助金を使うことによって、空き家の活用率、県内にどのくらい空き家があって、どのくらい活用できているかという数字が分かればなんですが、空き家がどれくらいあるのか分からなければ、不明であれば活用率などについて、ちょっと教えてください。

さい。

【野口住宅課長】 県内のまず、空き家の数でございすけれども、令和5年の住宅土地統計調査に基づく推計ということになるのでございすけれども、長崎県内では、ざっくり言いますと、65万戸住宅がありまして、そのうちの11万3000戸がいわゆる空き家というような整理になってございす。

ただ、その中には、当然ながら、いわゆる賃貸の空き家も含まれますし、別荘のような2次利用の空き家も含まれますし、果たして、いわゆる何も目的のない空き家が何件あるかという、実は正確な数字というのは統計上ございせん。

ただ、空き家の数が多いというのは、全国的にも言われているものですから、国も今回の、委員ご指摘の、空家法に基づく空家等管理活用支援法人の創設だとか、そういったところが施策として打ち出されているものと考えてございす。

私どもは、先ほど15団体とお答えしましたけれども、この資料にございす間接補助金を使って、どのような取組の中で数字を上げているかというご質問でございしましたけれども、令和6年度から令和7年度にかけての実績といたしまして、相談実績ということで、2か年で315件、空家等管理活用支援法人にご相談いただいているところでございす。実績の数字としましては、そういった数字になります。

【宮本委員】 ありがとうございます。令和5年度の数字になります。正確に把握をしていただいてもいいのかなというのは、ちょっと感想としてあります。

なかなか進まないというのが現状なんですけど、こういった補助金を使うことによって、もっと活用に資していただきたいということを

要望いたします。

併せて、この内示額ですけど、これは、そこに事業概要と書いてありますが、運営費、改修費と書いてあります。そう高くない金額ではあるんですけど、これを、主に法人の方の運営費なのか、その改修費の方なのか、市によっても違うんでしょうけど、割合とか、改修費だったら、あまり高くないかなという気もするんですが、その点について詳しく教えてください。

【野口住宅課長】 補助金の内訳ということでございすけど、こちらの補助金は、法人に対する運営費、その辺ソフト事業と我々称しておりますが、そちらの分とあとハード事業、そちらは改修に要する費用ということで計上しておりますが、ほぼソフト事業、いわゆる運営費に関する補助金になってございす。

これはそれぞれの団体が活動するに当たって例えば必要な場所をお借りしていたそのお家賃だとか、あるいはそれに伴ってお仕事をされる方の人件費だとか、通信費だとか、その移動するためのガソリン代だとか、そういったものが対象となっていて、実際のところもこういった、団体が活動するための費用が、もうほぼ全てと言っていい状態でございす。確かに改修費につきましては、もともと空き家というものは、個人の持ち物でございすので、そちらにあまり大きなお金というのは、公共でなかなか補助しづらい側面もございすから、あくまでも一定、何らかの公共性、要は、そこが子育て世帯に対する住宅になるだとか、そういった一定の定めた要件がございすので、そういった要件に合致する改修をされる方に対して、補助をしているような状況でございす。ただ、繰り返しになりますが、件数はまだ多うございせん。そういう状況でございす。

【宮本委員】ありがとうございます。ソフト事業で主に使われているということですので、よりよくこの支援法人の方々が、どういった活用しているというのか、どういった仕事をしているというのは、つぶさに検討して、確認をしていただきたいと思いますし、改修費は別なんですね。だから個人がやらないといけないということになると、やはりなかなか空き家というのは進まないんだなというのを思いますが、この支援法人の方々に対してもですね、県としてもどういった仕事をしているという確認と、監査とかしっかりと連携を取っていただきたいと思います。併せて要望させていただきます。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかにないようですので、時間も来ましたので、土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時44分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【山村委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部の審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【小林委員】実は私の質問はですね、今日、午前中の田中愛国委員の後ぐらいに質問をしなければいけない、実は分科会の論議であります。私が少し勘違いをして、委員会と分科会をです

ね、ちょっと間違ってしまったものですから、議案外で、公共事業についての質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。公共事業の予算でありますけどもですね、令和8年度の、いわゆる国の当初予算は、本県の総額においてはですね、どれぐらいの程度の予算になっているのか、どのくらいが長崎県内に配分されているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

【松尾監理課長】1つの参考となりますが、国が公表しております市町の事業費を含めた、令和8年度当初予算の内示額といたしましては約692億円であり、昨年度から約23億円の増となっております。

【小林委員】監理課長からですね、692億円の内示、昨年度から23億の増と、こういって間違いないですね。それでは、県の公共事業の予算として、国にどれぐらいのいわゆるこの要望をして、どれぐらいの内示がついたのか、この点についてお尋ねをします。

【松尾監理課長】県の公共事業においては約741億円の要望を行いまして、約477億円の内示がっている状況でございます。

【小林委員】これは昨年と比べたときにですね、新幹線の事業を除いて、どれぐらいの増になってますか。

【松尾監理課長】令和7年度の新幹線事業を除く当初の内示額といたしましては約472億円となっており、比較いたしますと約5億円の増となります。

【小林委員】先ほども若干議論があってましたが、昨年度の、経済対策補正予算も含めた15ヶ月予算、15ヶ月予算としては十分な予算を確保してますか、どうですか、お尋ねします。

【松尾監理課長】令和8年度の当初予算の内示額

は約477億円、令和7年度の経済対策補正予算の内示額は約283億円。この2つを合わせた、いわゆる令和8年度の15ヶ月予算としては約760億円となっております。令和7年度の15ヶ月予算が約723億円となっており、比較いたしますと、約37億円の増となっており、例年以上の予算が確保できたものと考えております。

【小林委員】 今3つの質問をいたしました。一番最初がですね23億、それから次は5億、それで15ヶ月予算で37億と。これだけのですね、いわゆるプラスを出して、午前中の田中愛国委員の質問に対して、これが全部赤字、マイナスになっていると。何でマイナスになるのかと、国の内示額とか昨年度に比べて、いわゆるこの金額はですね、少なかったというならばまだしもですね、今言うように23億、5億、あるいは37億。これだけがですねプラスになっているわけですね。だからそういう公共事業費が、昨年と比べてときにこれだけプラスになっていて、何でマイナスになっているのかと、これがどうしても理解ができないということで、この点にわかりやすいようにですね、説明をしていただきたいと思います。

【松尾監理課長】 公共事業の予算につきましては、例年、当初予算を編成する際には、国の内示っていうのはまだわかっておりません。そのために前年度の予算計上額をベースにして、当初予算を組んでおります。今年度につきましては骨格予算であったため、約半分の公共事業予算を組んでおります。今回6月補正で、国の当初予算の内示が出ましたのでそれを踏まえて補正をしておりますので、前年度とですね、計上の仕方が若干異なっておりますので、6月と比較したときにはマイナスになっております。基本的には昨年度までは要望額を多めに積んでるとい

う形になりますので、今回は要望額自体というよりも、内示額に合わせつけて、若干減っているように見えるという形になります。

【小林委員】監理課長の説明が、我々のような、あまり内容がですね、奥深くこの予算のあり方とか、どういう計上の仕方とか、わからないものにとってはね、いまいちなんかねちょっと説明が理解ができないところがあるんです。山村委員長なんかはもうね、プロだから、よくわかってると思いますが、質問している本人がわからないという状況であります、委員長ちょっと休憩してもらってもう1回ちょっとその辺のところを、委員長からも説明してもらってもいいと思うけど、ちょっとね、お願いできますか。

【山村委員長】 休憩します。

— 午後 1時37分 休憩 —

— 午後 1時38分 再開 —

【山村委員長】 再開します。

【小林委員】 すいませんこれは、あんまり前例がないけど、委員長に答えてもらうというのもね、ちょっといかななものかと思ったんですけどもね。監理課長を決して、軽く見たわけではありません。ただ委員長の出番が少ないから、ちょっと機会を作って、こういうチャンスを含め、与えてるという理解をしてください。しかし、今もちょっと説明をいただいたけどもですね、100%わかったかといえば、イエスと言い切れないうです。だからまた後でですね、時間をいただいて、また皆さんにお尋ねをしたいと思うんですが、順調にですね、推移してるということだけはですね、間違いがないんじゃないかと、かように思っておりますから、このような理解の仕方をしておきたいと思ひます。

次の質問ですが、少し話が大きくなって申し訳

ないけども、高市総理がですね、2月の施政方針演説、あるいは先だっっての5月25日でしたか。経済財政諮問会議等々においてですね、これからいわゆる国の予算はいわゆる補正予算ありきという形じゃなくして、もう当初予算でですね、すべて賄うと、こういう意味のことをですね、いわゆる発言をされていると思うわけであります。こういうようなことで、我々長崎県にとってはですね、補正予算というのは非常にある意味ではですね、大きな大きな味方であったわけですが、これがなくなって、当初予算だけでですね、これから1年間をですね、要するに見通していかなければいけないと、こういうことになったかと思うんですが、一体高市総理が、補正予算をなくして、そしてね、当初予算だけでいくんだと、その目的は一体何なのか、この辺についてお答えをいただきたいと思います。

【金子建設企画課長】そもそも補正予算といいますのは、本来ですね、災害対応などの不測の事態に機動的に対応するために編成されるものでありまして、毎年度確約されているものではなく、実施時期や規模についても、事前に見通すことが難しいという性質がございます。このためですね、必要な予算を補正予算ではなく、当初予算で安定的に、措置することで、自治体や事業者がですね、先を見通せる姿に転換し、計画的な事業実施や設備投資ができるようにすると、高市総理はこれを予見可能性という言葉で表現してるんですけども。この予見可能性を確保することが目的の1つとされているというところでございます。

【小林委員】そうするとね、これはもう全国も含めて本県もそうだと思うけども、やっぱり補正予算でですね、またね、一定の予算を確保できるという意味ではなかなか無視できない補正

予算であったと思うんです。想像いたしますとね、これをやっぱり先を見通してというようなことになるけども、本県としては、この高市総理の補正予算をなくして、当初予算で行くぞと、こういうことをどういうふうに受けとめておりますか、お尋ねをします。

【金子建設企画課長】県といたしましても、高市総理が示されている当初予算化の意義や利点についてはですね、十分理解できるものであると認識しているところでございます。一方ですね、本県にとっては、国土強靱化関係予算が例年12月から1月ごろに補正予算として配分されることによってですね、当初予算には見られない2つの利点があるものと考えているところでございます。まず1つ目が、この時期に補正予算が配分されることで、年度当初のですね、4月から6月の閑散期における工事量が補われると。地域建設業の経営安定や担い手の確保に繋がる施行時期の平準化に大きく寄与すること、これが挙げられます。2つ目が、補正予算は当初予算に比べて交付税措置が有利でありまして、同じ事業であっても、県の実負担が少なくなることが挙げられます。以上2つのような補正予算の利点があるのではないかと認識しているところでございます。

【小林委員】金子課長がおっしゃったことは、補正予算のプラス面を言ったんだよね。私はどう受け止めているかということについては、当初予算ですべて賄うということになってはどうかという意味合いのことを聞いているわけだけど、補正予算の、ありがたいバックアップ、こういうことについてのプラス面をあなたはお答えになったと思うんです。

当初予算にした場合ですよ、今もお話がありましたようにですね、まずこの平準化の問題。大

体当初予算は当然4月に、予算がつきますね。そこから発注を考えれば、当然4月5月6月、今までもかつてそうでしたけども、ここはいわゆる端境期ということで、ここにね、仕事が実は発注できないと、どうしてもね3ヶ月ぐらいですね、仕事がないと。こういうような状況で、いわゆる平準化をですね、ちゃんとキープできとったわけね、補正予算の場合は。しかし今そういつて、4月に予算がついて、5月、6月までやっぱり準備をして発注をするというようなことになってくれば、4月、5月、6月に仕事がなくなるというこの端境期という言葉がですね、もう最近聞くことがなくなっていたけども、いわゆる平準化をやったりこれは何か壊すやり方ということで、当初予算だけでですね、やった場合にはこういう弊害が出てくるんじゃないかと、こう思うわけですね。

それからね、第2点目においては、先ほどもご指摘があっておりましたが、いわゆる補正予算だったら、県の実質の負担金、実負担金が少なくて済むんだと、当初予算だったらこれがちょっと増えるんだと、こういう話をされました。この2点の、私が当初予算における問題点、ここについてどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

【金子建設企画課長】まず施工時期の平準化についてですけども、もし仮に、すべてが当初予算になった場合に、先ほど委員ご指摘のような問題点があるというふうに我々は考えております。そうした場合にはですね、例えば債務負担行為を今まで以上に活用するでありますとか、繰越についても計画的、戦略的な繰り越しというのを、する必要があるのではないかというふうに考えております。予算の県負担についてはですね、これはもうちょっと県ではどうしよう

もないことですので、こういう県の実情をですね、今後国に対してですしっかり訴えることがまず重要であるというふうに考えております。

【小林委員】3ヶ月のやっぱり仕事がなくなると。これはもうまさに、致し方ないことで、また元に戻るようなことで、平準化平準化とあなたも声を大にしてね、立場上おっしゃってたんだよ。非常にありがたいというようなことであったわけだ。ところが、もう現実にはそういうことがさつき指摘したように、4月、5月、6月、この辺のですね、仕事がなくなると、端境期を迎えると、こういうことについてはよほど国の方に、ご理解をいただかなければいかんということで、そこを今ね、ちょっと聞き逃したけども、戦略的な、こういうやり方を考えているとか、考えなければいかんとか、そのようなことをおっしゃったと思うんだけど、そこは大事なことから、もう1回ね、ちょっとそこをお願いしたいと。

それからですね、やっぱりこの補正についてはですよ。実負担が少なく、当初予算だったら実負担が大きくなると。これは交付税措置という形でですね、今まで戻ってくるというような恩恵、こういうことがあったと思うんですよ。ところが、補正予算がなくなると、実負担が実はですね、こうやって大きくなると。交付税措置でですね、措置されることが少なくなる。こういうことだろうと思うんです。こういう問題をですね、もう少し突っ込んで、やっぱりご答弁いただきたいと。こういう問題があるのではないかと。

私が言う2点、こういうところについて、戦略的にどうこうという話は一体何なのかと。あるいはそうやって3ヶ月の、こういうですね、端境期を迎えるこのところについてのですね、も

うやっぱり平準化に慣れてきたわけだ我々は。いまさらね、前半の3ヶ月に仕事がないと、こういうわけにはね、業界の方々がね、納得できないというようなことも出てくるんじゃないかと思うんですね。その点をもう少し明瞭に、お願いができませんか。

【金子建設企画課長】 施工時期の平準化はですね、やはり就労環境とか受注環境を維持する上で非常に重要であるというふうに考えております。当然ですね、国に対しても、その平準化の大切さというのをですね、しっかり訴えていかなければいけないというふうに考えております。万が一当初予算で措置された場合は、先ほど申しましたけども、2ヵ年3ヵ年にまたがる債務負担という制度をこれまで以上に活用するでありますとか、あとは発注時期を調整というか、ちょっと後半に発注する部分とかを計画的にやって、その点、繰越額というのはどうしても出てくるんですけども、計画的にその発注時期を考えていくということを、やらなければいけないというふうに考えております。

あと県負担についてはですね、これについても、例えば国土強靱化の予算は特別な別枠の予算です。例えばそれに関しては、交付税措置をですね有利になるようにしていただきたいとか、その点を国に対して、7月下旬にも国土強靱化の要望に出向きますので、知事が先頭立って要望に行きますので、その場でしっかり国に対して、訴えてまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】 とりあえずあと時間が来たようですから、ちょっともう少し後で土木部長にもお尋ねしたいと思いますから、また私の順番が来るまでちょっと待っててください。以上です。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【宮本委員】 それでは、議案外について質問を

させていただきます。

まずですね、先週の24日から長崎県内では大雨が発生いたしまして、レベル4の危険警報が発令となりました。これによって、県内の土砂災害、例えば道路陥没や、崖崩れや河川の氾濫など、災害が県内でも多数起きていることを報道でも、そして、また現地でも確認をしておりますが、この状況についてソース、人的被害も合わせてありましたら、教えていただければと思います。

【田中砂防課長】 24日の大雨による土砂災害の発生状況というお話でございしますが、24日からの大雨によるレベル4、土砂災害危険警報は、6市5町で発表されております。そのうち、土砂災害の発生状況としましては、住宅の裏の斜面などの崖崩れが発生しております。現時点で総数が9件で、長崎市で5件、佐世保市で3件、諫早市で1件が発生しております。これに対してですね、人的被害、人家被害は確認されておられません。

【宮本委員】 ありがとうございます。レベル4の土砂災害危険警報を6市5町で発令したと。これは道路の陥没などは、通行止めになったりとかもしているところがあるかもしれませんが、その状況などが分かれば、教えていただければと思います。

【田崎道路維持課長】 お答えします。24日からの大雨で、県内9か所で交通規制を行っております。

内訳は、冠水による通行止めが2か所、土砂災害による通行止めが、全面通行止めで1か所で、片側が2か所、倒木による全面通行止めが1か所、片側通行止めが1か所、雨量規制による通行止めが2か所ということでございます。

そのうち、2か所については、まだ現在も通行

止めを行っております。行っている箇所につきましてはですね、一般県道俵ヶ浦日野線、佐世保市田の浦町の道路損壊により、全面通行止め1か所と、平戸のですね、平戸市高越町の事前通行規制、雨量基準で止めておった箇所につきまして、山側でですね、山腹の崩壊の危険があるということで、現在も止めておるという2か所で、全面通行止めを行っている状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。河川の氾濫はたしかなかったという状況で、一応確認だけさせてください。

【小川河川課長】 県が管理しております二級河川についてはですね、氾濫は発生しておりません。

【宮本委員】 ありがとうございます。やはり各地で災害が発生しておりまして、特に人的被害がなかったことが幸いというふうに考えております。

通行止めについては、以前、まだ続いているということでもあります。特に先ほどありました佐世保市の田の浦につきましては、これ結構時期的にはかかるようなイメージかと思いますが、現段階でどのくらいを想定されているのか。今、県の方も必死で対応されているという状況もちょっと聞いておりますけれども、どのくらいをめどに解除ということになっているのか。分かれば教えてください。

【田崎道路維持課長】 被災した日からですね、次の日を含めて大規模災害支援協定で、建設業協会及び地質調査業協会の方々の応援をいただきながら、今現在、現地を調査中でございまして、まだ、復旧方法につきましては、今、精査中ということでございますので、復旧のめどは、今のところ立っていないという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。大雨の災害がですね、やはり頻発しているというふうに感じます。どうしてもですね、防ぎ切れない部分、そして、予防というのはなかなか難しいことはあるかもしれません。引き続きですね、こういったものがあつた場合は、関係団体と連携を取っていただいて、復旧に向けて尽力していただきたいということを要望させていただきます。

併せて、私たち議員もですね、災害が起これば長靴を履いて、現地を回って確認をしているという状況もですね、合わせてお伝えをさせていただきます。

その中で、二つちょっとだけ、今回相談いただいたところについて確認をさせていただきます。

まず、1点目ですが、これは田中委員の地元になります。田中委員がもうずっと前から対応されている状況も分かっておりますし、いろんな対策も講じていただいていることも知っておりますが、私もずっと相談がっておりますので、ちょっとあえて確認をいたします。

国道202号線佐世保市指方町、今回冠水で通行止めに恐らくなつたかと思えます。まず、状況を教えてください。

【田崎道路維持課長】 委員のご指摘のとおりですね、国道202号佐世保市指方でございますけども、全面通行止めを行っております。6月25日のですね、夜22時30分から1時半までということで、一部規制は解除しましてですね、全面的に解除したのは3時10分ということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。そこに隣接する南風崎停車場指方線、これも県道ですけども、あそこ一帯がですね、大雨になりますと、浸水、道路冠水がやっぱり発生するということ

ですね、近くに病院、薬局等々もあります。今回はそういった被害はなかったんですが、通行止めということになります。頻繁に起こりますので、田中委員もいろいろされていらっしゃるの承知しておりますが、改めてですね、これ対策を、特に202の大きな道路については、通行止めになっちゃいますと、西海橋の方面に行けなくなりますんで、対応というのが必要じゃないかと考えます。かさ上げというのは難しいかもしれませんが、何らかの対応をですね、県としても考えていただきたいと思いますが、対応について、確認させてください。

【田崎道路維持課長】 202号指方交差点周辺の排水対策ということでございます。今、委員おっしゃられたように、道路をかさ上げするというのは、周辺家屋などもございます。ちょっと厳しいかなというふうに、今のところ考えております。

現在はですね、堤防外に排水するための排水機場というのがあって、地元自治土地改良区によって維持管理されているというふうに聞いています。大雨時に、今回もそうだったんですけど、ポンプを稼働していただきまして、周辺のうちの冠水対策ということで行っただけでございます。潮の満ち引きと、雨の時間ということも関係するかと思いますけども、今後ですね、地元土地改良区とか、佐世保市と連携して対応していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。この点は、佐世保市、そして県もですね、よくよく把握されている箇所ではあるかと思いますが、大雨になればですね、確実に心配な箇所でありますから、県としても対応の方をですね、市と協議を急いでいただきたいということを要望させていただきます。

もう一か所になりますけれども、相浦川です。相浦橋から相浦警察署、相浦橋から相浦警察署の区間、ここもですね、私、何度も言っているんですが、今回もこういった大雨で、非常に冠水するんじゃないかというご不安の声を地域からいただきます。1回ですね、河川、しゅんせつしていただいて護岸の整備もあって、草木も伐採していただいたんですが、改めてですね、相浦河川改修事業について、地元の住民からですね、早期完成の声がずっと続いています。私が言った箇所、相浦橋から相浦警察署付近、なかなか整備の進捗が見えないということがあります。あそこの真ん中の大きな堰があるんですね。あれをどうにかすればいいんじゃないかという声もあるんですが、この該当区間の整備状況について教えてください。

【小川河川課長】 宮本委員お尋ねの箇所の整備につきましてはですね、現在国の補助を受けて実施しています相浦川河川改修事業の区間に含まれております。

治水上ですね、やはり非常に重要な区間ということでは認識しているところでございます。区間内にはですね、水道用の取水堰が一基、農業用の堰が2基ございます。現在ですね、その堰の改築を含めた管理者と協議を進めているところでございまして、その協議が調い次第ですね、設計を行い、護岸整備だとか、堰の改築、しゅんせつを含めてですけども、早めの工事着手を目指していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。確かに堰があるということも把握しております。

これちなみに、あとのどのぐらいの目安を持っておけばいいのか、協議が進んで、工事の協議が調って、工事になるまでできるだけ早い時期がいいんですが、どのくらいを想定されている

のか。現状分かれば教えてください。

【小川河川課長】やはり農業用の堰とかにつきましては、受益者の数が減少しているというふうなところもございます。

現時点ですでね、いつまで設計終わって、いつ頃から工事を着手しますということは、ちょっとお伝えできませんけども、極力急いで、なるべく早い時期に着手できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ここの箇所もやっぱり大雨になるとですね、近隣の住民の方々は、非常に不安の声があります。相浦警察署につきましては、警察もありますので、引き続きですね、協議を急いでいただきたいということを、改めて要望いたします。

改めて、この自然災害が発生すると、急傾斜地崩壊対策事業、崖崩れ等もですね、今回は土砂災害等々もあっておりますので、急傾斜地崩壊対策事業の進捗が急がれるところです。やはりこれも地域の方々からいろんな声をいただきますが、現在ですね、急傾斜地崩壊対策事業を県内でどのぐらいの総数があつて、どのぐらいが進捗しているのか。改めて教えてください。

【田中砂防課長】急傾斜地崩壊対策事業の現在の総数と進捗率というお問合せでございますが、まず、今年度、令和8年度の急傾斜地崩壊対策事業、県が主体としてやっている事業が72か所ございます。

また、市町が事業主体である急傾斜地崩壊対策事業は、これも72か所ございまして、合計で約140か所での施設整備を行っているところでございます。

全体の総数とですね、進捗率につきましては、急傾斜地の土砂災害警戒区域が、現在令和8年3月末時点で3万3,891か所ございます。これは全

国1位の数になっております。このうちですね、保全人家戸数等の公共事業の採択要件を満たす4,157か所の中からですね、土地の無償提供や工事への協力が整った箇所について、順次整備を進めているところでございます。

この要対策箇所のうち、令和8年3月末時点ですでね、1,243か所の整備を行っておりまして、整備率としましては29.9%となっております。

【宮本委員】詳細ありがとうございました。土砂災害特別警戒区域ですかね、レッドゾーンのお話もしていただきまして、ありがとうございます。

進捗率29.9%、全国1位でという話もありましたが、やはりこれは予算でしょうね。予算が確保できれば、進捗率は上がるということになるかと思いますが、全国的に見てこの進捗、やっぱりなかなか進んでいないという状況は確認できるものの、これが進むにはやはり財源が必要であるということでしょうか、確認させてください。

【田中砂防課長】委員ご指摘のとおりですね、4,100、まだ未対策の箇所がかなり多くございます。

急傾斜につきましては、土地の無償提供ということになりますので、地域に住まれている方、土地の所有者の方の承諾が必要になりますので、その承諾が調ったところから実施しているものですから、やはり時間的にも、予算的にもですね、かなりかかっているものと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。自然災害はやっぱり防ぐことができませんので、こういった対策事業ということからするとですね、あと、河川の改修もそうですけど、未然防止というのは可能になってきます。引き続きですね、

予算の確保というのが難しいかもしれませんが、あとは、地域住民のご理解、そして、引き続き県民に対する声かけ、ハザードマップの徹底であつたりとか、そういったものですね、引き続き関係機関と協力して、していただきたいということを、最後に要望させていただきます。

【田中委員】せっかく宮本委員から指摘いただいたんで、国道202号冠水の問題、認識はしていただいていると思うけれども、どういう解決を考えておられるのか。お聞かせください。

【田崎道路維持課長】指方交差点の冠水対策ということでございます。今のところ、道路のかさ上げは厳しいというふうに考えてございます。それは、周辺家屋、農地への影響が懸念ということでございますので、大雨時のポンプで、今、土地改良区の維持によって管理されているというふうにお聞きしております。

今回も、そのポンプを稼働させていただいて、冠水対策ができたということでございます。

そのとき、そのときの気象条件と潮位の条件ということで、冠水の状況が変わってくるかと思ひます。ポンプの稼働をさせながら、冠水対策を今後もやっていきたいというふうに考えておまして、地元の土地改良区とか、佐世保市と連携して対応していきたいというふうに考えております。

【田中委員】その話は私も聞いているんだけどね、道路の冠水問題をね、農業設備の問題で片づけるというのは、私は不満ですよ。土木は土木でやらないと。排水があります、現実ですね。排水があつて、農業用水の排水とかね。それを日頃空にしていればああいうことにならないです。空にするには、やっぱりポンプを稼働する、水道代、電気代。これを行政が負担しなくて、地元の土地改良区の組合に負担させるか

ら、ずっと問題になってきたんですよ、今までね。今度は何か行政が負担するというような話をしている。該当するところは、市がやる。もう一つのところに県がやるというように話に、農林で事業としてやるということですからね、これはやっぱりね、おかしいよ。川を一本入れるべき、川を一本、海に排水できるようにね。これもう昔からの問題でね、問題で。

しかし、そんなに昔は冠水しなかった。やっぱり4車線に広げたから冠水するようになったのかな。4車線に広げて、そこに雨水が相当集まってくるということで、冠水するようになったのかなという感じもする。もうこの農林の事業は、45年前の事業ですからね。私が市議時代にやったから覚えている。地元負担というのがあつて、ずっと問題があつたんだ。ポンプアップで、雨水を海に出すことがね、出すこと。

だから、農林じゃなくて、土木で川を一つ作れというのを、私は、今、佐世保市にお願いをしているんですが、うんと言わないね。川を一つ作らなさいと。防衛の事業でやればいいじゃないかと、防衛という後ろ盾があるんですよ、佐世保市はね。防衛事業。川一本、そうですね。300、400メートルぐらいになるかな。国道から上までやるとね。川を一本、過去やったことあるんですよ。隣の有福町というところ、あそこら辺は全部排水は田んぼ越しにずっと流れていくのよ。田んぼ越しに。そういう地元の事情があるから、やっぱり土木で対応をする、基本的な考えを持つべきだと、私はあえて申し上げておきたいと思ひます。

一般質問じゃなくて、議案外で4点ほどちょっと知恵をお聞きしたいと思ひるんだけど、西九州自動車道、針尾バイパス、二つともですね、交差点の混雑解消ですよ。交差点の混雑解消、

西九州自動車道は、国会議員さんがいろいろ資料を持ってくるんで、何か今度やるみたいですね。大塔インターの問題はね、大塔インターの。しかし分かりづらい、どうなるのかなというのが分かんない。だから、この大塔インターの国の事業の概要。

それから、もう一つは、ハウステンボスの入りの交差点ですよ。針尾バイパスの終点と思うけれどもね。東彼杵道路ができれば、あそこがスタートという重要なところだけでもね。どうやって混雑解消するのか、一つは県警の信号操作をね、もう少しうまくやれば、あんな混雑ならないと思うけども、大体3台か、4台しか通れないんですよ、右折がね。今日も私、出てくるときに、前に大型車がいたら、もうそれだけで、バスなんかがいたら、その1台、2台ですぐ信号が変わる。

しかしね、考え方はね。はっきり分かってんですよ。崎岡早岐線という県道を作ってもらくと、あれがハウステンボスに向かって、直進・左折で1車線、直進・左折で1車線、右折はほとんど使わないけど、右折1車線になっているんだよ。早岐方面から来るね。右折ほとんど使わない。直進か左折だ。だからもう1車線左折・直進と分けられね。土地はあるんです、現場見ればすぐ分かるように、土地は十分にある。まだ2車線でも、3車線でも増やすぐらいの土地がある。国交省が持っている土地がね。だからあそこの交差点改良をやってもらえれば、何のことはないのよ。

ただね、幾ら言っても、県もあんまり動いてくれないし、国交省も動かないね、動かない。この点について、交差点、混雑解消、この2点、西九州自動車道の大塔インターの件と、針尾バイパスの終点のハウステンボスに行く、崎岡町

早岐線の左折帯を配置する、県道ですよ、これはね。お聞きしておきたいと思う。

【平道路建設課長】ただいまご質問がありました2点の渋滞箇所について説明いたします。

まず、大塔ロータリーの交差点でございますけれども、こちらにつきましては、県内の主要渋滞箇所に指定されているため、渋滞緩和・解消を目的として、今年度、国において事業化されたものでございます。

事業内容といたしましては、西九州自動車道の大塔料金所オフランプと市道が交わる料金所出口にある信号交差点において、朝夕を中心に交通混雑が発生していることから、国道35号の右折帯の増加などにより、市道を通って針尾バイパスに向かう車両を、国道35号へ経路転換させ、大塔ロータリー周辺の渋滞の解消を図るものでございます。

なお、今年度の予算につきましては5,000万円であり、調査設計を進めると聞いております。

あと針尾橋のところの渋滞でございますけれども、まず、針尾橋についてお答えいたします。針尾橋については拡幅を計画しておりましたけれども、詳細調査の結果、構造上の課題が確認されたため、混雑が慢性化している早岐地区も含めた全体的な渋滞対策について、現在検討を進めているところでございます。

それと、もう一点、県道に左折帯をつけたらどうかということでございますけれども、こちらについては、国へ相談したところ、国は整備が完了して間近であること、及び、左折帯を追加するためには、大規模な山切りが必要であるということから、直ちに施工するのは困難と聞いておりますが、ただいまお聞きしました意見につきまして、引き続き国へ相談し、協議を行っていきたいと考えております。

【田中委員】 課長申し訳ないけどもさ、大塔インターの解消策、言葉で聞いて分かんないのよ。言葉で聞いてね。また後日さ、ちょっと紙資料を持って、資料もらった。あの資料でも分からない。複雑なところだ。こっちの国道35号線まで及ぶのかなという感じがするんだけどね。

これも針尾バイパスの件はね、そんな広げなくたって、100メートルも200メートルも広げろと言っているわけではないんだ。左折に五、六十メートルあれば、空いている土地を利用すればね。ただし、県道であっても、全部、国2割ぐらい負担するけどね。直轄事業負担金でやるけれども、一応事業は、県道を丸抱えて、国にやってもらってんだ、あそこはね。だからあなたたちは言いづらいんだろうと思うけども、県単独でやったっていいじゃない。県道だから。県道の改良でやればいいんだから。50メートルばかり。左折はやるとね、時間帯にね、どんどんはけるから、右折がどんどんできる。今はもう本当に、右折は出なければ右折できない。信号の右折が出なければね。だから混雑してる。だから、この点は、現場を見てくれと、何回も言っているから、課長現場見てくれるだろうね。見てくれたらうね。後でまたお願いをしようと思ったけれどもね。

それから、もう一つはね、信号操作の関係は、県警と連絡、頻繁にやれるのかな。信号操作、せっかくあれ何十億円もかけて作ったやろう。信号を操作できるシステムをね。何でやらんのかな。これは怠慢だと思っているけどね。私が言うのもなんだから、あなたたちが県警に、やっぱりもう少し厳しく言うべきだ。そんな感じがする。

時間の関係で、次にですね、西彼杵と東彼杵道路の関係でお聞きしておきたいと思うんだけど

ども、パールラインに、中途にパーキング的なものがあるんですよ、左右にね。今、現在もう使われていない。採算が合わないんだろうね。業者が何回も、そうね3回ぐらい変わって、ちょっとした軽食をやったりなんかした経緯があるんだけどね。何でかなというのと、やっぱり車の有料だから、車の往来が少ない。無料になるとね、もっと倍ぐらいの車の量になって、私はパーキングエリアの採算が取れると思いますよ。車の量が多くなると、休憩できるんでね、あの場所は広げようと思えば広げられるんだ。あのパーキングの利用方法ね、もう少し考えてほしい。これは公社か、どこかがやっていると、すぐあなたたちは、直接やっていませんからというんだろうけど、公社もあなたたちの傘下というか、管轄にあるわけだから、ぜひパーキングの活用方法を。道路を無料にしたら、車の量も多くなって、両方のパーキングエリアの活用方法も、また見えてくるんじゃないかと思っているんですけどね。思っているんですが。簡単に無料にしてくれないね。無料に。小迎から先は無料なのに、橋だけが有料だ。同じ西彼杵道路の一環として考えてもね。

だから、これはやっぱり地元の開発活性化を図るには、あのパーキングを生かすべきだと。そして、採算が取れるような条件を備えなきゃいかんと、私は思っているんだけどね。

それから、もう一つ東彼杵道路、これいつになるかちょっと分からないけれどもさ、分かんけれどもね。想定されるのは、終点ね。針尾バイパスの終点が起点というかね。あそこから彼杵のインターに向かって行くと。大体そういうことになっているよね、大体。そのときに、あそこに混雑がね、あのハウステンボスの入口が混雑し過ぎるんだ。だから、ランプ的な要

素でいいからね。宮地区に、重尾長畑線という県道がある。県道がね。あそこに取り付けをね、乗る、降りるだけでいいんだ。インターチェンジなんてそんなことはやっぱり無理だ。インターチェンジ的な発想は、針尾橋のあそこ、それから川棚の国立病院が近くと言われて、そして、彼杵のインター、この三つが大きなポイントになるんだろうと思う。ランプね、やっぱり県道だから、県道で乗り降りできるようにね、針尾バイパスはやっていますよ、有福というところでね、ランプを。佐世保に向かってだけ降りたり、乗ったりできる。今度は、川棚から来るのは、降りたり乗ったりすることができればいいんですよ。これは県の事業で、最終的にどうしても駄目なときはやれると思う、私。国交省の東彼杵道路に合わせてね、この点2点をね、ちょっとお願いしながら、見解を聞かせてもらいます。

【平道路建設課長】 順番にお答えいたします。

まず、西海パールラインのパーキングエリアのお話がございました。この点につきましては、確かに、現在テナントは入っておりませんが、自動販売機等を置く等の利用を行っているところでございます。

今回有料道路のあり方検討委員会を開催しているところでございますけれども、委員ご指摘のその活用が図れるとか、企業誘致とかで、経済活動の活性化に資するというご視点も踏まえつつ、今後のあり方について検討していきたいと考えております。

また、東彼杵道路でございますけれども、現在国の方で環境影響評価を進めているところでございます。この後、都市計画手続等もありますけれども、県としても、一日も早い事業化に向けて、引き続き地元自治体とともに、国に要望し

てまいりたいと考えております。

それから、3点目、東彼杵道路のインターチェンジの件でございます。東彼杵道路のインターチェンジにつきましては、令和4年度に国が実施した計画段階評価における対応方針案において、おおむね位置は示されているところでございます。

位置としましては、川棚町市街地西側に計画されているところでございますけれども、この位置につきましては、地域の意見を踏まえたものと承知しているところでございます。

しかしながら、ただいまいだいた意見につきましても、国へ再度お伝えして、より詳細な検討を進めていただきたいと考えているところでございます。

【田中委員】 もうちょっとだけ時間ありそうだから、あと2点ほど聞いておきたいと思うんだけど、一つは、佐世保市から要望が上がっているんだけどね。瀬戸中央橋ってご存じですよ、ね、瀬戸中央橋と202号と、瀬戸中央橋を、針尾島のほうに来て、針尾バイパスにつないでほしいという要望が、一応佐世保市から正式な要望として挙がっているはずだ。これについての見解ね、見解。

もう一つは、これも要望ですが、港湾にちょっとお願いしておきたいと思うんだ、港湾の。早岐瀬戸水道、今、しゅんせつをしてもらっている、ありがたい話だ。60年に1回ぐらいの事業としてやってもらっているんだけどね。ありがたい話。

ただ、幅員がね、浚渫船が通るだけの、航路幅、水深も、2メートルぐらいかな、あの航路幅に合わせてね、やってもらっている。これはありがたい事業なんだけどね。この強靱化対策、こういう大雨の関係なんかも含めて、幅員をも

う少し広げてね、できれば水深もちょっともう少しね、考慮できないのか。まず、幅員を広げること。しゅんせつをしてもすぐどんとまた戻ってくる。60年に1回ぐらいしゅんせつをやってもらっているけどね。今、進行中。大体半分ぐらいできているのかな。まだ三、四年かかるんでね。ぜひ航路幅にこだわらず、災害防止という観点から、もう少し広げてやってもらったら、60年に1回が、80年1回で済むかも分からない。ちょっと検討をしていただきたいと思うんで、見解だけ聞かせてください。

【平道路建設課長】 まず、1点目、佐世保市からの要望でございます。早岐地区周辺の架け替えも含めたところの渋滞対策でございますけども、これにつきましては、先ほども申し上げました針尾橋、こちらの架け替え等も、針尾橋から早岐地区、そのエリアを幅広く取ったところでの周辺地域全体について、渋滞対策を検討していきたいと考えているところでございます。

【田中委員】 課長ね、分かりました。分かりましたけどね。私の経験ではね、あなたの見解では10年たっても何も動かないよ。検討するだけ。喫緊の課題だ。針尾橋にしたってね。瀬戸中央橋からの針尾バイパスへ乗り入れ。これは前前前、もうちょっと前ぐらいの課長かな、現地を見て、ちゃんとやりますと、予算だけですという確約をしているルートなんだ。瀬戸中央橋から針尾バイパスに乗り入れ、それは混雑解消、もっと針尾橋は、大村湾道路の中心だ。もう少し現地の状況を勉強してほしい。そういうことでお願いして、終わります。

【濱崎港湾課長】 針尾瀬戸のしゅんせつについてのご質問にお答えいたします。

針尾瀬戸航路につきましては、全長7キロございまして、航路の最奥部の物揚げ場を利用する

船舶の最大の船舶、これを対象としまして、航路の水深、マイナス2メートルでございますが、航路の水深、それと、航路幅30メートルというものを決定しております。

具体的には、水深につきましては、その対象とする船舶の喫水1.5メートルの喫水がございしますが、これに対して、国が定める基準、技術基準、これを参考にしまして、余裕水深を1割、1割以上確保してですね、1.5メートル、2メートルということで水深を設定させていただいております。

幅員につきましても、同じように最大の船舶の船長の12.9メートル、これを同じように技術基準を参考に、船舶の行き合いであるとか、航路が長いというふうな実情をですね、加味しまして、船長の2倍以上を確保して、30メートルということで設定しております。

また、崩れてくるというご質問の中ではございますけれども、しゅんせつ工事に当たりましては、こういった規定の水深・幅を確実に確保していくというところで、これも基準の方にございますけれども、水深につきましては2メートルに、余裕水深を50センチ、幅につきましては、30メートルに両脇2メートル、これを余裕としてもちまして、施工をしているというふうな状況でございます。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【中村(一)委員】 何点か、まずですね、和解及び損害賠償の額について、3件、52万9,321円、支払いをしておりますけれども、これは道路脇からの落枝や落石とか書いてありますけども、いわゆる民地から枝が落ちたりとか、石が落ちたりとか、そういうものなのか、その辺をちょっともう少し詳しくお願いします。

【田崎道路維持課長】 管理瑕疵の分についまし

ては3件ございます。

3件のうち、まず、1件目がですね、国道で普通乗用車が段差に入ったという事故で、損害を与えたという事故が1件、もう1件はですね、道路脇からの枝が落ちてきたと、こちらも委員おっしゃられましたけども、これは民地の方から落ちてきた枝でございますが、車に直撃したということで、こちらも損害を与えた事案でございます。3個目がですね、国道で、のり面から落ちてきた石にですね、乗り上げたということで、車両に損害を与えたという、合わせて3件の事案でございます。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。いわゆるですよ、県の管理地がある中で、割と木が生い茂ったりとか、あるいは石が上から落ちてきたとか。そういったときには、どのような賠償方法をするんですか。いわゆる県の管理地で事故があったから、県の方がお金を払うのか。その辺の见解を。

【田崎道路維持課長】 今こちらの3件につきましてはですね、全て県の方が補償を、損害賠償を行っているところでございます。

ただし、過失の割合につきましてはですね、その事案によって、少しずつ異なるということでございます。

【中村(一)委員】 事案によって過失で変わることですね。この頃ですね、やはり梅雨時期で、非常に木が生い茂っているんですよ。この間、私も3日ほど前か、4日ほど前に、県の方の振興局に行ったんですけども、大きい大木がですね、上から四、五本、私の目の前のところに落ちていたんですよ。そうしたときにもう警察が来たんですけども、そこはどうも民地だったと、一生懸命、県の方も民地の方、市の方をお願いはしているんですけども、なかなか

ですねというような話が来てですね。その辺の県のいわゆる今は県道の管理地、私、389号線ですけれどもね。すごいですよ。生い茂ったあれは。だから毎年毎年この件は、私も言っているんですけども、一向に収まらない。一向にしてくれない。その辺の県としては対応をどのようにされているのか。多分どこも一緒だと思いますよ。県内全域ですね。その辺をお願いします。

【田崎道路維持課長】 諏訪の池周辺ということで、国道389号の管理ということでございます。今おっしゃられるような雲仙市所有の木が倒れてきた事例が、昔からあったということでございまして、雲仙市に対してはですね、倒木があったということで、伐木というかですね、木を切ったり、枝を刈ったりということのお願いはしているところでございます。

県所有のところであつたりですね、民地のところであつたりということで、箇所によっては様々でございます。県もですね、危ない箇所によって、計画的に、伐採できればというふうに考えてございます。それとともに、のり面对策ということも併せて行っていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

【中村(一)委員】 ある程度ですね、事故が起きてからでは遅いのですよね。それは、やはり、まず確認を、民地か、市のほうかということを確認してですね。やはりある程度、強気をお願いをしとかなないと、事故が起こってからでは大変なことになります。そういうところ、こういう道づくり基本方針にありますけども、これが1.5車線道路整備ガイドラインに基づく、これを見ただけでも、木が物すごく生い茂ってますもんね。この辺の、この辺の伐採というか、そういった、こういった地域は、今、県内で何か所ぐらいあるのか、分かりますかね。

【田崎道路維持課長】把握はちょっとできない状態でございますけども、相当数あるということは間違いないことでございますので、そこらは、毎日パトロール等も行っております。パトロール等での危険な状態がないか、これも監視しながらですね、適切な管理をということでやっていきたいと考えております。

【中村(一)委員】ありがとうございます。いわゆるこういう基本方針ができていますので、利用ができない場所とかもいっぱいかなりあると思いますけども、これは令和12年度に目標値をしておりますけども、これ目標あくまでも目標でしょうけども、33.3キロと書いてありますけども、この辺、どのような考えなのか。

【平道路建設課長】県内の道づくり基本方針としましては、まず、1点目は、高規格道路を重点的に整備すること。2点目として、県民に密着した生活道路関係の整備をするということでございますけれども、こちらの施策の1の2に書いてあるところの国県道の供用延長というところは、まさしくその狭隘な箇所であつたりとか、線形不良のあるところです。こちらを計画的に進めていけば、令和12年度までに、合計で33.3キロメートルの改良がなされるという目標を設定しているところでございます。

【中村(一)委員】あくまでも目標ですので、ぜひとも期待をしておりますので、よろしくお願いします。

それでは、施策5の3でですね、ナショナルサイクルートの指定に向けた取組と書いてありますけども、これは、いわゆるうちの南島原市辺りの歩行者専用道路ありますけども、それを組み入れたサイクルートなのか。ちょっと事前に言ってなかったもんですから、分かりませんか。

【田崎道路維持課長】ナショナルサイクルートにつきましては、県内ではまだ1か所も指定はされておられませんけども、全国的に、今年も指定された箇所がございます。この島原半島1周ルートというのが、南島原市の今、市で作っていただいているサイクリングロードも含めたところがナショナルサイクルートの一つになれないかということも含めてですね、今、整備を行っているということでございます。

【中村(一)委員】方針ですから、今から協議してされるでしょうけども、もう来年あたりに一応そういった方向性というのはできるんですかね。あくまでも、これは絵に描いた餅にはならんですよね。

【田崎道路維持課長】ナショナルサイクルートは指定するという機関がございますので、ナショナルサイクルートになるかということは、定かではないんですけども、今、書いてある受入れ施設とかですね。サイクリング拠点とかの整備というのは行っていきたいというふうに考えております。

【中村(一)委員】今、うちの32キロの歩行者専用道路もいろいろ問題がありまして、無事多分できる。来年度にはできるというふうに思っております。ぜひともですね、島原と南島原市の一体化に向けて、ナショナルサイクリングツーリズムですかね。ルートを設定をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それと、もう一点、これも県道の雲仙有家線西有家工区について、去年の10月に補正予算が2,000万円ついて、今年度も6,800万円ですかね、予算がつきましたけども、最初から測量等をされるというふうには聞いておりますけども、ルートの設定はいつ辺りまでできるのか。分かっている範囲内で結構です。

【平道路建設課長】 西有家工区につきまして、昨年度の補正予算で新規事業化を行ったところでございます。

現在、先ほど委員がおっしゃったとおり、測量等に着手しているところございまして、そのルートの設定に当たりましては、地域の意見とかを十分に聞きながら進めていきたいと思うますので、明確にいつまでということはお示しできませんけれども、地域との合意形成を図りながら、早期にルートを決定したいと考えているところでございます。

【中村(一)委員】 測量で設定って言われましたけれども、ルートが決まらんと、測量はできんとじゃなかですかね。全体的にここがいいというような測量をされるんですかね。

【平道路建設課長】 まず、測量範囲につきましては、大まかに起点と終点ございますけれども、その範囲で、地形とかですね、そうしたところの把握を行いたいと。また、測量をすると同時に、各史跡とか、重要な施設とか、そうしたものも把握を行っていきます。その中で、ルートを通すときに、コントロールポイントとなると、絶対に避けなければ、なるべく避けたほうがよいポイントであったりとか、あと、土砂災害警戒区域とか、いろんなその意味合いに指定された区域がございますから、そうしたものも勘案して決めていくということで、まず、測量が先行しています。あと、地形測量とかですね、様々な要因を把握した上で、大まかなルート帯というのを決めた後に、最終的な選定というところで絞り込んでいきたいと考えているところでございます。

【中村(一)委員】 分かりました。これはですね、完成年度が令和17年度を目標にしておりますのでですね。早急にですね、まず、ルートの確定

をしていただいて、それから、やっぱり延伸もありますので、予算を加藤政務官がどんどんつけますので、どんどん事業を進めていってください。よろしくお願いします。

もう一点、緊急自然災害防止事業と緊急しゅんせつ推進事業ですね、ちょっと私が勘違いしとって、令和8年度に150億円の予算がつくというような、ちょっと項目を見まして、先ほど昼にレクチャーを受けたんですけども、もう一回ですね、その辺の内訳を、予算は河川、砂防もダムも治山も、農業もありますので、河川に限って結構ですので、よろしくお願いします。

【小川河川課長】 事業は、緊急しゅんせつ推進事業費でよろしかったでしょうか。

緊急しゅんせつ推進事業費のですね、令和8年度の河川課の予算としましてはですね、本議会で上程しております補正予算が8億2,500万円、骨格であります当初予算と合わせますと19億円の事業費となっているところです。

【中村(一)委員】 あの150億円というのは、緊急自然災害防止事業ですかね。それも入った中での150億円ということで理解していいですか。

【小川河川課長】 委員ご指摘のとおり、緊急自然災害防止事業と緊急しゅんせつ推進事業、合わせての150億円ということでございます。

【中村(一)委員】 自然災害防止事業は、かなり120億円ぐらい入っておりますね。私も推進事業に150億円も出ているのかなと思って、ちょっと非常に喜んでいただけですけども、いわゆる河川等がですね、非常にこの頃豪雨、台風等で、去年も私のところの南島原市辺りのところが災害にあって、ちょっと河川があふれたんですけども、その辺の県内の推進事業費の予算とは、どのようにこうなっているのか教えていただきたい、振興局単位で結構ですので。

【小川河川課長】先ほど申しあげました緊急しゅんせつ推進事業の19億円の内訳をですね、振興局単位で申し上げますと、まず、長崎振興局、これが1億5,200万円、県央振興局が2億円、島原振興局が2億7,500万円、五島振興局が9,000万円、上五島支所が1億円、壱岐振興局が1億2,000万円、対馬振興局が2億円という内訳になっております。

【中村(一)委員】ということは、島原振興局管内が2億7,500万円、結構配分をされているんですね。南島原はどのぐらいですか。

【小川河川課長】島原振興局2億7,500万円のうちの南島原市の分につきましてはですね、1億500万円を予定しているところです。

【中村(一)委員】ありがとうございます。南島原はですね、有家川、深江川、有馬川、堀川、私の近くで有馬川というのがあるんですね。非常に樹木が生い茂ったりとか、あるいは土砂が溜っておりますのでですね、多分毎年毎年予算はつけておりますけども、もうなかなか事業が進まないというのも、一つ現実ですので、できればですね、そういった面も予算をつけていただくようお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

【山村委員長】 ちょっと1回休憩を挟みたいと思います。

一旦休憩いたします。

— 午後 2時45分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【山村委員長】 再開します。

【小川河川課長】先ほど中村委員のご質問がありました緊急しゅんせつ推進事業費の19億円の内訳を各振興局ごとにお答えさせていただいたんですけども、県北地域がちょっと抜けており

ましたので、またお答えさせていただきたいと思います。

田平とですね大瀬戸を含みます県北地域についてはですね、7億6,300万円を計上しているところがございます。申し訳ございませんでした。

【山村委員長】ほかに質問はありませんでしょうか。

【小林委員】土木部長にお尋ねしたいと思いますが、先ほどの続きです。先ほどからですね、いろいろ質問をいたしておりまして、要は令和8年度と令和7年度ですね、やっぱり予算確保についての比較、こういうのをやってみてですね、やっぱりさっき出てましたように、23億だ5億だと、あるいは37億だと、それだけの一定の増を、やっぱり生じておりまして、やはり皆さん方が予算確保についてですね、大変な努力をさせていただいてると。もうここは率直にですね、評価をさせていただきたいと思ってます。

そこでですね、先ほどからも言っております、この補正予算の当初予算化とか、あるいはやっぱり物価高騰とか、こういうことを考えてまいりますとね、公共事業を取り巻く環境がですね、大分変化してきていると思うんです。そうしますと、そういう変化の中でですね、長崎県の今まで皆さん方の努力で、相当の予算確保していただいたところであるけども、こういう状況が変わってきた状態の中で、これからですね、どうやって今までと同じぐらい予算の確保を考えていただけるのか、その取り組みなどについてですね、お話をいただきたいと思います。

【山内土木部長】今、小林委員の方から予算の状況について、15ヶ月予算で、37億円増えているということで、当初予算だけを比較すると、なかなかわかりにくいところがあるので、やっぱり15ヶ月予算で評価するのかなと思いますけ

ど、5%増えてるということで、全国を平均してみると、これは前年度比1.00でございますので、5%を伸ばすことはかなり難しいことなのかなと思ってます。その分、どこかでいろんなところで減らされてるわけですから、これは結構配分する方についても難しい判断だったのかなと思ってます。そういう意味では、これまでも県議会の皆さんにいろいろと予算獲得についてお力添えをいただいたことにまずは感謝を申し上げたいと思います。

その上で今委員からご質問がありました、補正予算の当初予算化の話でございますけれども、非常に大きな話かなというふうに考えております。先ほどもちょっと田中委員からのご質問にもお答えしましたけれども、これからは制度がどうなるかが、やはり必要な事業量を確保するということが必要だと思いますので、これからですね特に3点、要望とかの中でですね、力を入れていく必要があるのかなという風に考えております。

まず1点目はやっぱり総額の確保というところですね。今までも当初予算と補正予算合わせて15ヶ月予算ということで我々管理してきたところですねけれども、これが仮に補正予算が当初予算に寄ったからといってですね、その時にまず総額をしっかりと確保していただく必要があるのかなというふうに考えております。加えて物価高騰の中にありますので、これまで以上にですね、今までの15ヶ月予算以上の予算というのをしっかりと、獲得できるよう働きかけていく必要があるのかなというふうに考えております。

2点目は先ほど建設企画課長とのやりとりにもありましたけれども、やっぱり県の負担をしっかりと配慮して欲しいというところです。補正予算は制度上ですね、かなり県にとって有利な

制度になっておりまして、これが仮に補正予算が当初予算化した場合にですね、この制度がしっかりと何らかの形で担保されるということが必要なかなというふうに考えておりまして、これについては県の力どうにもできないところがございますので、国に対して県の実情ですとか、そういうところをしっかりと訴えていく必要があるのかなというふうに考えております。

もう1つは先ほどもやりとりがありました平準化の話でございますが、これまで補正予算のその特性を活かして、平準化をしていくということで、これは地域建設業の経営安定ですとか、担い手の確保という意味では非常に大事な取組だったわけですね、これが仮に補正予算が当初予算化になった場合でも、しっかりとこの取組を何らかの形で担保できるような取り組みが必要なのかなと思っています。さっき1つのアイディアとして、債務負担を多くこれから組むことを増やしたり、戦略的な繰越と申し上げてまして、今まで補正予算ということで繰り越させていただいたんですが、これから当初予算であっても、戦略的に繰り越させていただく場合も増えてくるのかなと思います。

いずれにいたしましても、そのあたりですね、なかなか県だけで決めるというものを決めることができないものもありますし、県の関係部局ともいろんな相談することがありますので、このあたりの実施をしっかりと訴えていく必要があるのかなと思ってます。いずれにしましても、今まさに骨太の中で、補正予算の当初予算化というのはまさに議論されてるところですので、我々はそこをまずは、注視しつつですね、引き続きいろんな機会を活用して知事を先頭にですね、要望ですとかそういう機会がございますので、地域の実情ですとか地域が求めていること

を国に伝えて、しっかりと予算確保と制度の担保に努めて参りたいなというふうに考えております。

【小林委員】 部長、よくわかりました。3つの方針ね。総事業費のですね、目減りないように。それから2番目がね、やっぱり実負担が軽減されるように。それから、やっぱりこの平準化をしっかりと維持したい。こういう3つの方針でこれからですね、予算の確保をやっていくんだと、この方針をやっぱり維持していくことはなかなか大変だと思いますが、ぜひですね、部長を先頭にして皆さん方で頑張ってくださいようにですね、お願いをしたいと思います。

それからね、河川課長。この本県にとってですね、やっぱり最大の課題の1つである石木ダムでございますが。

この知事は様々な立場の方々から広く意見を求めたいとね、様々な立場の方々から広く意見を求めたいということで、7月12日、有識者の意見を聞く場ということを開催されると聞き及んでいます。

もうこれまでこんな会をですね、開催するということは前例にないことでありますが、大体この有識者の意見を聞く場というのが、どういう目的なのかですね、この目的を今一度ですね、はっきり申し上げていただきたいと思います。

【小川河川課長】 知事におかれましては、地元住民の方々の理解を得ながら丁寧に事業を進めていくというのが非常に重要であると申し上げております。

その一環としましては、様々な立場の有識者から意見を聞くということも、事業を進める上で大変意味のあることというふうに考えられて意見を聞く場を設けるということでもあります。

意見を聞く場におきましては、各分野の専門家

の他、事業に関係します地元住民の方々、佐世保市川棚町にも、幅広く意見を伺うことで、石木ダム事業のあり方や、河川整備計画の変更の必要性など、知事として判断をしていただく材料にしたいというふうに考えているところです。

【小林委員】 今ですね、目的は大体理解ができました。

それでね、ちょっと私の意見ですが、やっぱり平田知事のですね、知事就任するやいなやですね、このやっぱり課題の最大課題の1つであるこの石木ダムについてのですね、対応というか、接し方、こういうことで問題解決、これをこう見てきましたけどね、やっぱりこの一番大事なことは、やっぱり反対をされているいわゆる13名の方々とですね、いつでも面会ができて、いつでも胸襟開いてですね、お話ができるというような、そういう考え方をですね、やっぱりキープされているということは大変素晴らしいと思うんです。

歴代知事には残念ながらですね、そういう点から考えていけば、13名の方々が胸襟を開いていただくというような、そんな関係はなかったと。だから平田知事は賛成の方と第1回お会いされた。それから反対と言われる方々についてはですね、2回ほど会ってらっしゃいます。

こういうようなことはですね、非常に私は大事なことで、もう一度重ねますが、やっぱりいつでもですね、13世帯の方々とお会いできて、不都合のない意見ができると、こういうね人間関係と信頼関係を構築してるということ、これは非常に私はね、大事なことじゃないかと。

問題解決をする上において、こういう関係構築はですね、絶対に必要であると、こう考えますが、県の考え方はいかななものか、お尋ねいたします。

【小川河川課長】事業を丁寧に進めていく上では、地元住民の方々との対話の機会をなるべく多くつくりまして、良い関係を構築することが極めて重要であるというふうに考えております。まず先ほどお答えしました意見を聞く場の中に13世帯の方々や、上流部にお住まいの方も含めまして、地元住民の方からご意見をお聞きする場を設けたいと考えております。

この他にもなるべく多くの住民の方のご意見を伺う機会をつくりまして、事業へのご理解をいただけるよう、今後も進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】7月12日、間もなくですよ。やっぱり意見を聞く場ということ、前例なくですね、開催されると、様々な意見を求めている、聞きたいと。

こういう前向きな姿勢でね、それで13名の方々とはですね、非常に人間関係、また信頼関係を、やっぱり構築していきたいと。

これはね、知事の人柄でもあると思うんです。だから私はですね、こういう関係は本当にありがたいですね、やり方ではないかというふうに思ってますから。

我々委員会としてもね、やっぱり委員長を中心として、こういう7月12日なんかもですね、意見を聞く場とかいうものをですね、まだ今後どういう会をね、開かれるかわからないけれども、やっぱり注視をしながら、やっぱり、我々しっかりですね、見守っていかなければいけないと応援していかなければいけないというふうに思ってますから、どうぞよろしく願いしたいと思います。

次に入札制限の見直しについて金子課長にお尋ねします。私はもうこの一般質問において、入札制度の見直しについて、質問をいたしました。

知事もですね、よくわかっておられて、きちんとした答弁ではなかったかと思うんです。そこですね、やっぱりこの知事の答弁を見ておきますと、今改めて考えますと、知事の答弁は、受注の偏りにも留意しながら、不断の見直しが必要であるとの見解も、そういう答弁をされているわけですね。だからこれまでも現状の入札制度がベターということも聞いておるけどもですね、やっぱり今後、入札制度の見直しはですね、考えていくのかどうなのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

【金子建設企画課長】社会経済情勢でありますとか、建設業を取り巻く環境は日々変化していますので、現在の入札制度が今後もベターであり続けるとは考えておりません。

このため、多くの企業に共通する課題を継続して把握することに努めまして、その課題を明確化した上で、不断の見直しを行うことが必要であると考えております。

今後も引き続き、業界団体や地域の建設業の声を丁寧に伺ってまいりたいと考えております。

【小林委員】金子課長がね、おっしゃっていただくように、やっぱりこの業界団体や地域の建設業のお声をしっかりですね、丁寧に賜ってきたいと。こういうようなことで、このご発言はですね、大変前向きで結構ではないかと、ありがたいと思っております。そういうことでありますから、非常にやってもらいたいと思っておりますが、ただちょっと留意する点はですね、例えば建設業協会とかね、そういうところがみんな集まると。その中で、例えば、今の入札制度はこういう状態とあなたが言っているような説明をされてもですよ。ちょっとね、問題提起をしたいとか、ちょっと意見を申し上げたいと、こう思ってる業界の方々もたくさんいらっしゃるそ

うなんです。ところがやっぱりいろいろ政治的な背景の中で、なかなか意見を言いたくても言えないと。そういう立場の方も実はいらっしゃるということも実際私も聞いて、それは事実だと思うんです。

だから、広く意見を求めたいという中において、また意見も言えない方もいらっしゃる。こういう点についてはですね、どういうふうに考えていらっしゃると思いますか。

【金子建設企画課長】今、業界との意見交換を行っているんですけども、業界の意見交換は、地域建設業全体の課題を把握する非常に重要な機会だと考えているところでございます。

一方で、小林委員のご指摘の通り、そうした場ではですね、参加される方々の立場や関係性によって、率直な意見が述べにくいと感じる場合もあるのではないかと考えております。業界団体や地域の建設業の声を丁寧に向うことが重要でありますので、小林委員のご指摘を踏まえまして、今回の建設業界からより幅広いご意見を伺う方法について、検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】ありがとうございます。その方針でですね、ぜひ皆さん方の意見を広くまとめて、また、いい方向に進めていただくことをお願いしたいと思います。

この問題の最後に部長、入札問題をですね、見直すとか、こういうことを今、議論をしておるところでございしますが、土木部長としてこの入札問題の見直し等についてですね、どのようなお考えを持っているかちょっとお尋ねしてみたいと思います。

【山内土木部長】今回、一般質問で知事も答弁し、おっしゃった通り入札制度については公共工事の品質確保はもとよりですね、公平・公正

性ですとか競争性、透明性を確保することが極めて重要であるというふうに土木部長としても認識をしております。

また入札制度については社会経済情勢や、建設業を取り巻く環境の変化、さらには受注機会の確保ですとか、担い手確保の観点とかも含めて、不断の見直しが必要だというふうに考えております。

そのためには、まずやはり現在の制度の中で何が課題なのかということをしかりと把握して、整理して改善していくということが必要なのかなと考えております。

5月の委員会も含めて、先日の一般質問も含めて、小林委員からは本当にこの入札・契約制度の課題ということで、非常に重要なご指摘を受けたものというふうに考えております。その中で我々感じたのは、やっぱり現場の声を、やっぱり今まで以上に丁寧にしかりと把握していくと。

それを踏まえて真摯に受けとめて改善していくことの重要性を改めて認識をさせていただきました。今後ともですね、地域の建設業者の皆様からのご意見を丁寧に把握してですね、真摯に受けとめて、あと客観的なデータも十分確認しながら、公共工事の品質確保と公正で健全な競争環境の両立が図れるよう、入札制度の適切な運用と、不断の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】ありがとうございます。ぜひ今の言葉をですね、現実に移していただいて、良い結果に繋がるように、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、道路建設課長。国道34号大村諫早の拡幅についてね、ちょっとお尋ねしますけども。国が進めている、国道34号の大村諫早の拡幅で

ございます。しっかり頑張っていただいているということはよく承知いたしておりますが、何といてもですね、進捗を図っていくためには、やっぱりこの用地買収、この用地買収というのがですね、一番大事で、これをですね、やらないと円滑に事業が進まないということはもう当然であると思います。

そうしますとね、まだ地主の方から私もですね、約3,000坪ぐらい所有される方の、なかなか滞っておったところに幾らかお手伝いをさせていただきました。これがおかげでうまくいってるわけですが、ただ、いつもいつもですね、このご了解いただいた事務所の方々がまだなのかまだなのかと。全然遅いじゃないかと、進捗率が良くないと。こんなことをですね、実はご指摘いただいておりますね、これは本当にですね、心変わりされたら大変だと。もう自分のわが事のように実は考えておるわけです。そういうことで国の方も一生懸命やっていただいていると思うんですが、何が遅れてるのかですね、どうすればそういうですね、期待に応えるように進捗はできるのか。なんと言っても相手方があることです。心変わりがですね、一番怖いわけです。この辺のところを考えていただいて、この辺がどうなってるのか、まずお尋ねしたいと思います。

【平道路建設課長】 ただいまの委員ご指摘の土地は、もともと筆界や境界が未確定でありましたけれども、小林委員のご尽力により、土地所有者との境界立ち会いを行うことができたのでございます。改めてこの場で感謝申し上げます。ありがとうございました。

なお、今年の3月には境界立ち会いの結果に伴う地図訂正の手続きに必要な資料を法務局へ提出したところでございます。しかしながら、対象

の土地が、隣接者が多く60筆を超える地図訂正が必要であることに加え、手続きに必要な資料が多岐に渡るため、法務局による確認作業に時間を要しているところでございます。現時点で法務局からは、提出した資料の9割の確認が済んでいると伺っているところでございます。

県としても早期契約に向けて国へお願いしているところであり、国からも法務局へ手続きを早期に進めるよう依頼を行っていると聞いているところでございます。

【小林委員】 時間がありませんからね、今の問題については、やっぱり相手があること。なんて言っても相手が急いであるというような事情もあって、なかなかスピーディーな方なんです相手が。だから非常にね、いろんなこういう法務局等の問題があるということは、あまり何か我々のような受けとめ方じゃなくして、そんな問題は早くクリアしてもらいたいと、こういうことなんです。

ですから、とにかくですね、そういう河川国道か、そういうね、長崎の事務所の方に、やっぱり委員会においてもですね、こういう問題がね、やっぱり議論されていると。やっぱり早くですね、解決していただきたいと、こういうことを心から願っていると、こういう意見があったということですね。ぜひともですね、強く要請していただくことをお願いしておきたいと思います。

ちょうど一応時間になりましたのであとちょっとこれは後でいいですか。

【山村委員長】 他にありませんでしょうか。

【山田委員】 長崎県内の有料道路のあり方検討委員会について伺いたいと思っております。

今回お示しをいただきました高速道路については、施設の老朽化や国土強靱化等社会的要請

に対応するために、必要な追加事業での財源確保を背景に、法の改正とかがされて、徴収期間が最長で2115年、令和97年まで可能となったということであります。このことから言えることは、他県においては、天井板崩落事故などあったりして、やはり老朽化に伴う事故、そういったものを防止するために、様々なことを行わないといけないという状況にあるかというふうに理解をしているところであります。

今回、有料道路のあり方検討委員会というのが設置をされたようでありますが、過去に、大島大橋とか、様々なところが無料になった際にも、同じようなこういうあり方検討委員会を開いていたのかどうかを、まず、伺いたいと思います。

【平道路建設課長】長崎県道路公社が管理している有料道路につきましては、先ほど委員がおっしゃった大島大橋有料道路、これとは別に、生月大橋、平戸大橋などの離島架橋につきましては、無料化を行ってきたところでございます。その離島架橋の無料化のときには、今回のような検討委員会というのは開催しておりません。

離島架橋ということで、その橋自体が島民の唯一の生活道路であったことから、政策的に無料化を行ったところでございます。

【山田委員】分かりました。ありがとうございます。

今回まさに、先日、第1回の委員会が開かれたようであります。これから第4回まで行われるようであります。最終的には、この第4回がいつぐらいを予定していて、取りまとめ等を含めて、こういった形になるのかを教えてください。

【平道路建設課長】全体的な委員会としては、1年程度を考えております。横長資料の16ページに示しておりますけれども、今後、第2回の検討

会においては、県内有料道路の更新・進化の必要性であったりとか、そうしたものを踏まえまして、対応方針の検討を行ってまいりますけれども、これはあくまでも予定でございますので、当然、委員の方々のいろんな議論によっては、その1年というのが短くもなったり、長くなもったりとかございますので、1年というのはおおむねでございます。

最終的には、委員の方から提言内容の取りまとめということでございますけれども、有料道路の期間延長であったりとか、無料化も含めたところで、幅広い意見をいただいた後の提言をいただけるものと考えております。

【山田委員】ユーザー目線で言うと、県民の多くの方々は、無料になったら非常にありがたいというふうに思います。

しかしながら、先ほど申し上げたように、老朽化に伴う事故でもあったら、本当に大変だなと思っておりますし、維持管理には、相当費用がかかっているものというふうに理解をしております。

既に、今までですね、この4道路でかかった維持管理費用についてを教えていただければと思います。

【平道路建設課長】手持ちにこれまでにかかった維持管理費用というのは、持ち合わせてございませんので、それは後ほど答弁させていただきたいと思います。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、これまでにかかった維持管理など有料道路の徴収期間内において発生する維持管理、こちらが今の許可どおりの無料化になった場合には、その後の維持管理は、県が負担することになります。そうしたものも含めて、現在開催しているあり方検討委員会の中で、検討してまいりたいと考え

ているところでございます。

【山田委員】 今、後ほど金額的にお示しをいただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げたように、ユーザー目線では無料がいいかもしれないけれども、後にかかってくる費用がですよ、県の財政状況を考えたときに、本当に県が負担すべきなのか、応分の負担をしながら、より安全な道路を必要な人に使っていただくような形というのが、望ましいのではないかなというふうに思っておりますので、この2回、3回、4回と進む中でも、県議会でもこういった意見があったこととかですね、そういったことも、ぜひ反映をいただきたいなというふうに思っていると、いろいろ意見が人それぞれ出ていたとは思いますが、ぜひお願いをしたいと思っております。終わります。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【小林委員】 都市政策課長にお尋ねをしたいと思います。今、長崎県内の中心市街地を見るときにですね、やっぱり少子・高齢社会、あるいは人口減少等々で、なにか元気なくして、どちらかというこの活力がもぎ取られてるような感じがするわけですね。本当にシャッター通りになりかねないというようなことを、かねがねから感じているわけであります。

そういう点で、都市計画としてですね、こういう大きな課題を、どのようなまちづくりを進めようとして考えているのかまずお尋ねをしたいと思います。

【真鳥都市政策課長】 委員からご質問ございましたように、地方都市におきましては、空き店舗が多くなったりとか、あるいは未利用地が多いというような状況が見られまして、地域経済の衰退というのが見られているところでございます。

そこで生活利便性の維持向上を図ることや、地域経済の活性化、これが必要というふうに考えております。そういった中で、国土交通省におきまして、商業や医療福祉などの生活サービス機能と居住を、一定集約誘導するコンパクトなまちづくり、それから居住する拠点であったり、中心拠点、こういったところを公共交通のネットワークで結ぶいわゆるコンパクトプラスネットワークという取り組みをですね、今進めておるところでございます。

県としましてもこの国の方針に従いまして、まちづくりの主体となります各市町と一体となつて、コンパクトプラスネットワーク、長崎県の方で集約型のまちづくりと呼んでますが、こちらの方の取組を進めているというところでございます。

【小林委員】 都市政策課長がおっしゃるように、コンパクトプラスネットワークね、集約型のまちづくりというような形でですね、お話があつておりますが、これある意味では平田知事が公約に掲げられている地域を残すというようなことに全て繋がるんじゃないかと。こういう意味からもですね、やっぱりこの地域を残すということ、こういうことからしてみても、この集約型のまちづくり、これはねぜひ必要だとかう考えますが、その点についてどんな取り組みをやっていますか。

【真鳥都市政策課長】 この集約型の都市づくりについてはですね、国の方で都市再生特別措置法というのがあります。それに基づきまして、立地適正化計画というのを策定するという制度を創設しております。

この計画を策定することによりまして、住居、それから病院、福祉施設商業施設、こういった生活に必要な施設を誘導すると、集約し誘導す

るということとしております。県内におきまして、この立地適正化計画、これは市町が作成する計画になりますけれども、県内では平成29年3月にですね、大村市が県内一番最初に作りました。その後ですね、現時点で他の市町も策定が進んでおりまして、現在7つの市町で策定済みとなっています。それから現在、策定をしておる市町が7市町ございます。

【小林委員】 大分ですね、いろいろこういう理解ができるようになってきましたけれども、この集約型都市づくりと、こんなまちをつくろうという都市計画、ということで非常に大事な点ですね。そういうところから考えていけば、今のままでいいわけではなくて、用途地域を見直すとか、あるいは容積率、建蔽率、こういうところにですね、やっぱり緩和をしていくというような形でですね、やっぱりこういう中心市街地をですね、やっぱり元気をね、やっぱり求めていくというようなことがですね、私は考えていかなければいかんことだと思いますが、その点についてはいかがですか。

【真鳥都市政策課長】 この集約型の都市づくりを推進するためには、町の中心部等に商業施設、それから先ほど言いました福祉施設、病院、こういったですね生活に必要な施設を、一定集めて誘導する必要があるかなと思ってます。このために、都市計画上の手法としては、国の方も示しておりますけれども、こういう商業施設や福祉施設、病院、この誘導したい施設をですね、新たに立地したり、あるいはもともとある施設の建て替えをしたり、こういったものをですね進めるために、委員ご質問にございましたように用途地域の見直し、それから土地の高度な利用を促進する容積率等の見直し、これ緩和ですね、大きくする方向、こういったものがで

すね、1つの方法として、国の方のこのコンパクトプラスネットワークの方針の中に謳われているところがございます。

【小林委員】 そうしますとですね、もう県内の中心市街地で、容積率の緩和、こういうような事例があるのかないのか。あるとすればどういう考え方でですね、緩和してきたのか、この辺はいかがですか。

【真鳥都市政策課長】 県内での中心市街地の容積率の緩和の事例があるのかないのかというご質問ですけども、長崎市の方でですね、この容積率の緩和を実施した事例がございます。

長崎市の方で緩和をした具体的な中身ですけども、バス、電車、鉄道、こういった公共交通が充実している幹線道路沿いにですね、利便性が高く安心して住める場所を設けるということで、長崎市は斜面地が多くございまして、高齢者になりますと、なかなか斜面地を登ったり降ったりというのはなかなか難しいという中で、平坦部に住んでもらおうということで、この中心部の商業地域の容積率を緩和しているという事例がございます。

【小林委員】 この問題も最後の質問にしますが、私の地元の大村市においては残念ながら商店街がもう今にもですね、シャッター通りになろうとしてるわけですよ。ですから、これを何とかですね、活力・活性化するためにはですね、容積率を緩和すると。容積率を緩和してもらいたいと、こういう声も出てきてるわけですが、中心市街地のやっぱりもう活性化に繋がる、こういう容積率。やっぱり土地を有効に活用できるというようなことで、この考え方に対して県はどういうようにお考えがありますか、お尋ねしたいと思います。

【真鳥都市政策課長】 先ほど言いましたけれども、

大村市の方がいち早く県内でこの集約型のまちづくりを進めるために、立地適正化計画というのを作っております。そういった中で、中心市街地の活性化を今、取り組もうとしてる中でですね、この容積率の緩和というのが有効な手段の1つというふうに考えられます。

この容積率の緩和につきましては、この都市計画に定めるのは大村市、市が決定する内容にはなるんですけども、この大村市が目指したいまちづくりが実現するよう、県としましても、一緒になっていろんなメニュー、あるいはその考え方をですね、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

【小林委員】今、容積率ね、大村の商店街なんかは1等地で、そこなんかでやっぱり容積率が400%ぐらいかな。佐世保とか長崎、この1等地では容積率が600%。そういうような形で聞いておりますよ。だから、まだ800とかいうことはないんだけど、少しそういう都市計画のあり方をですね、やっぱりこのまちの活力、活性化と言う事でさっきも言ったように、やっぱり一等地の活用の仕方はもう少し大胆に、考えてもよろしいんじゃないかと。こういうふうに思いますから、ぜひですね、そういう方向に向けて、市町でいろいろと決めることもあります、やっぱり県の考えというのは非常に大事になってきますから、そのためにですね、是非とも市町とよく相談に乗っていただいて、ご尽力をいただくようお願いをして終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【山村委員長】ほかに質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質問はないようですので、次に、自民党会派より、「国土強靱化の計画的

かつ着実な推進を求める意見書案」の提出の提案がっておりますので、事務局より、文案の配付をお願いします。

〔意見書案配付〕

それでは、中村委員より、意見書提出についての提案趣旨説明をお願いします。

【中村(一)委員】国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書案。

近年、気候変動の影響等により、全国各地で豪雨、台風、地震、土砂災害などの自然災害が激甚化、頻発化し、地域の暮らしや経済活動を脅かすリスクが一層高まっております。

令和7年8月の低気圧と前線による大雨では、九州北部地方を中心に、線状降水帯が繰り返し発生し、長崎県内でも、総降水量が500ミリを超えた地点になるなど、土砂災害や道路被害を伴う記録的な大雨となり、近年の気象災害は、地域社会に与える影響の大きさが、改めて浮き彫りとなった。

特に、本県は、急峻な地形に加え、多くの半島、離島を有し、土砂災害や交通寸断のリスクが高い地域特性を抱えています。

このため、災害時に救助、救援、医療搬送、物資輸送を確保するために、防災インフラの整備、災害時に強い交通ネットワークの構築が必要不可欠であります。

また、これらの社会基盤の整備は、観光業、製造業、農業、水産業といった本県の主要産業の発展と高い親和性を有しております。

こうした地域特性と成長可能性を併せ持つ本県こそ、稼げる国土として、国土強靱化を強力に推進すべき地域であります。

以上を踏まえ、下記の事項について、特段の措置を講じられるように強く要望する。

記、一つ、第一次国土強靱化実施中期計画に

基づく取組を、計画的かつ着実に推進するため、通常の公共事業関係予算とは別枠で、必要かつ十分な予算を安定的、継続的に確保すること。

一つ、資材価格や人件費の高騰等の影響について、予算編成過程で適切に反映させるとともに、今後の災害の発生状況や、事業の進捗状況、経済情勢、財政事情等を総合的に勘案し、必要な事業を行うための予算を満額確保すること。

一つ、地域建設業の経営安定と担い手確保につながる施工時期の平準化に資するよう、補正予算を活用するとともに、当初予算により措置する場合においても、これまでの補正予算による措置分を総額として、必要かつ十分な予算を措置するとともに、地方公共団体が円滑に事業を実施できるよう、地方債や交付税措置を含め、十分な地方財政措置を講じること。

一つ、石油由来の建設資材について、供給面での目詰まりを解消し、需給状況の改善を図ることで、公共事業の円滑な実施に支障が生じないよう、必要な対策を講じること。

一つ、災害が発生した自治体に対し、迅速かつ円滑な支援が行われ、地方整備局や研究機関等において、必要な人員と体制の充実強化を図ること。

以上、委員各位のご賛同をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【山村委員長】ただいま説明がありました国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書案について、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】意見もないようですので、意見の提出について採択を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時42分 休憩 —

— 午後 3時42分 再開 —

【山村委員長】再開します。

「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書案」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】異議なしと認めます。

よって、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書案」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましたでしょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査は終了いたしましたので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時43分 休憩 —

— 午後 3時43分 再開 —

【山村委員長】再開します。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時43分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月30日

自 午前 9時59分
至 午後 3時51分
於 委員会室 3

江口 詔一 物産ブランド推進課長
黒川恵司郎 国際課長
川瀬 泰介 国際課企画監
川瀬 亨介 (平和推進・国際協力担当)
スポーツ振興課長

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長（分科会長）
坂口 慎一	副委員長（副会長）
田中 愛国	委 員
小林 克敏	〃
溝口芙美雄	〃
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鶴瀬 和博	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘	文化観光国際部長
佐古 竜二	文化観光国際部政策監
栗原 恵	文化観光国際部次長
松尾 泰子	文化振興課長
村山 拓男	歴史文化遺産課長
小柳 剛志	観光振興課長
真鳥達一郎	観光振興課企画監 (観光産業基盤強化担当)
小宮 健志	インバウンド推進課長 (参事監)

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【山村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。文化観光国際部長の伊達でございます。

それでは、本日、本委員会に初めて出席しております、文化観光国際部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山村委員長】ありがとうございました。

では、これより審査に入ります。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】それでは、文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会、観光生活建設分科会、関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号「知事専決事項報告令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正予算において具体的な諸施策に係る予算を計上しております。

歳出予算内容は記載のとおり、合計で3億6,314万6,000円の増であります。

2ページ下段をご覧ください。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

1、ながさきピース文化祭を通じて得られた成果や関係性を生かし、文化芸術による地域活性化と交流人口拡大の促進を図るため、市町や民間団体などの取組への支援等に要する経費として、芸術文化振興費3,008万1,000円。

2、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録10周年に向けて、国内外へのプロモーションや受入れ環境の整備等に要する経費として、文化施設行政推進費8,396万2,000円。

3、大阪・関西万博後の旅行需要の獲得や将来的な誘客スキームの構築を目指し、誘客可能性の高いエリアへのプロモーションの実施や、市場動向を的確に捉えた情報発信力の強化を図るための観光情報基盤の整備・強化等に要する経費として、観光情報発信事業費5,602万7,000円。

4、人手不足の影響を受ける県内宿泊事業者を

対象とした外国人雇用相談や受入環境整備への支援を実施し、外国人材活用の促進に要する経費として、観光客受入環境整備事業費2,688万1,000円。

5、観光消費額の増加を図るため、各地域のコンテンツを歴史や自然等のテーマでつなぎ、もう一泊や滞在時間の延長を促す仕組みの構築に要する経費として、観光基盤整備事業費2,028万円。

6、国際航空路線の利用者増を図るため、プロモーション及びインバウンドの動向調査の実施に要する経費として、観光客誘致対策事業費5,473万2,000円。

7、「美味しいは、長崎から。」のキャッチコピーの下、県産品の認知拡大と販路形成のため、戦略的なプロモーションの実施に要する経費として、県産品販路拡大対策費1,994万8,000円。

8、県産酒の認知度向上による売上げの拡大を図るため、動画の制作配信や県内酒蔵のインバウンド需要の活性化に向けた調査の実施に要する経費として、県産品魅力発信事業費2,107万円。

9、輸出実績の多い中国、香港、韓国、台湾及び新規国として、オーストラリア、シンガポール、マレーシアにおいて、県産品の輸出額増加を図るため、現地パートナーとの連携拡大及び新規パートナーの開拓の実施に要する経費として、貿易振興事業費2,016万5,000円。

10、スポーツによる交流人口の拡大のため、県内に経済波及効果等をもたらす大規模参加型スポーツイベントの開催支援に要する経費として、スポーツ振興費3,000万円を計上いたしております。

次に、報告議案についてご説明いたします。

4ページ中段をご覧ください。

報告第2号「知事専決事項報告令和7年度長崎

県一般会計補正予算（第11号）」の関係部分であります。

これは、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

文化観光国際部所管の補正予算の概要につきましては、4ページ中段から6ページに記載のとおりでございますが、歳入予算は合計で7,219万4,000円の増、歳出予算は合計で2億9,266万2,000円の減であります。

歳入予算及び歳出予算の主な内容については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、文化振興課長より補足説明を求めます。

【松尾文化振興課長】おはようございます。

それでは、令和8年度6月補正予算につきまして、補足して説明させていただきます。

予算決算委員会、観光生活建設分科会、補足説明資料の3ページをお開きください。

これは、文化観光国際部の令和8年度6月補正予算の総括表でございます。

今議会に計上しております各課ごとの6月補正予算額は記載のとおりでございます。

続きまして、文化振興課の事業についてご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

ながさき文化のチカラ強化・発信事業費として2,708万1,000円を計上しております。こちらの事業につきましては、ピース文化祭を通じて得られた成果や関係性を生かして、官民が連携

する様々な取組により、文化芸術によるまちのにぎわいや人の呼び込みを促進しようとするものでございます。

主な事業内容といたしましては、県内の文化芸術に関するイベントの情報等を一体的に発信するウェブサイトの制作、ダンスコンテストや演奏会等のイベントの開催、さらには市町や民間団体が実施する文化人材の育成や、広域的な文化芸術活動等に対する補助金による支援を実施することとしております。

当課の所管事項についての説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、歴史文化遺産課長より補足説明を求めます。

【村山歴史文化遺産課長】続きまして、歴史文化遺産課の令和8年度6月補正予算事業説明書について、私の方から説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

多様な文化と歴史的資源による賑わい創出事業費につきましては、予算額8,311万7,000円を計上しております。

令和10年の世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録10周年に向けて、国内外へのプロモーションや受入環境整備などを行い、誘客拡大を促進するための経費でございます。

主な内容といたしましては、1の関係者連絡会議の実施等は、本事業を進めていくに当たり、関係する市町や民間団体と情報共有や協議を行うため、連絡会議の開催や現地調査等を行うものであります。

2の歴史を伝えるストーリー映像の制作は、国内外へのプロモーションを行うに当たり、世界遺産や天正遣欧少年使節などを含めた本県の歴

史的資産の価値を伝え、興味・関心の向上を図る魅力的な動画の制作を行うものであります。

3のモデルコースの開発・実証は、世界遺産の構成資産や天正遣欧少年使節の関連施設などを巡るモデルコースについて、市町や関係団体などとも連携し、モデルコースの造成検証を行うものであります。

4のA Iガイド導入による受入環境整備は、観光客の満足度向上や国内外からの観光客の受入体制の整備促進を図るため、ガイドの知見やガイドならではの語り口を学習させたA Iガイドシステムの導入による受入環境整備を行うものであります。

私の方から説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【小柳観光振興課長】私の方からは、観光振興課関係の主な事業についてご説明させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。

「ながさき観光情報基盤整備事業費」として901万9,000円を計上してございます。こちらの事業につきましては、市場動向を的確に捉えた情報発信力を強化していくために、データやA Iを活用した分析を行い、効果的なプロモーションを推進していくというものでございます。

主な事業内容といたしましては、「1 市町と連携したアンケートとデータ分析」というところでございますけれども、市町と連携したアンケートを実施いたします。観光客の来訪動機でございますとか様々なニーズなどといったこれまで確認できてないようなデータの収集を行いまして、こうしたデータの共有、有効活用に向けて、市町や観光事業者向けの研修会を実施し

てまいります。

「2 ながさき旅ネットを活用した情報発信等」につきましては、県公式観光情報サイト「ながさき旅ネット」内にございますA Iを活用したモデルコース作成機能「A I旅プラン」の機能の充実、具体的には交通経路を提案するような機能の追加などを行い、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

次に、7ページでございます。

「ながさき重点誘客プロモーション事業費」でございます。こちらで4,038万1,000円を計上してございます。こちらの事業につきましては、大阪・関西万博後の旅行需要の獲得や、将来的な誘客スキームの構築を目指しまして、誘客可能性の高いエリアへのプロモーションを展開していくものでございます。

主な事業内容につきまして、まず「1 関西エリアにおける旅行・交通事業者等と連携したプロモーション」でございますけれども、関西エリアにつきましては、旅行・交通事業者と連携しまして、観光情報説明会やPRイベント等を実施し、若年層やファミリー層を中心とした幅広い層の誘客を促進したいと考えております。

続いて、「2 の首都圏エリアにおける富裕層をターゲットとしたプロモーション」でございます。首都圏在住の富裕層をターゲットとしまして、観光消費単価が高い商品を取り扱う旅行会社を招聘し、情報発信や商品造成の強化など、観光消費額の増加につなげてまいりたいと考えております。

最後に「3 福岡エリアにおけるメディアやウェブ、SNS等を活用したプロモーション」でございます。

こちらにつきましては、若年層やインバウンドの混雑状況を回避する層に向けて、メディア

やウェブ、SNSを活用し、本県のコアな情報を発信することでさらなる誘客を図ってまいります。

続きまして、8ページでございます。

まず、「①長崎県アニメツーリズム推進事業費」でございます。新規事業として662万7,000円を計上してございます。この事業では、知名度の高いアニメ作品を活用したプロモーション活動により、本県への誘客促進及び県内周遊を図ってまいります。また、昨年度に引き続き、日本全国のアニメや漫画、また、様々な地域の魅力を一堂に集めた参加型イベントでございますアニメ&まんが聖地EXPOへの出展により、本県のアニメの聖地や本県ゆかりの漫画作品をしっかりとPRしたいと考えております。

続きまして、「②長崎ゆかりの作品を活用したにぎわい創出事業費」でございます。こちらは文化振興課所管となっておりますが、併せてご説明いたします。

新規事業といたしまして300万円を計上してございます。

主な事業内容といたしましては、本県にゆかりのあるマンガコンテンツを活用し、市町との連携による地域の特性を生かしたツーリズムを推進することで、地域の活性化と誘客促進につなげていきたいと考えております。

なお、県の役割といたしましては、企画実施に係る作品の素材使用料を負担することとしております。

続きまして、9ページでございます。

「『つなぐ・つむぐ・めぐる』観光まちづくり推進事業費」でございます。予算額が2,028万円を計上してございます。

この事業は、各地域の観光コンテンツを、歴史や文化、自然等のテーマでつなぎまして、滞

在日数や観光消費額の増加につながる面的、広域的な旅行商品の造成等を支援するものでございます。

具体的には、主な事業のところの「1 セミナー・ワークショップの実施等」のところでございますけれども、まずは市町や地域の事業者向けに売れる観光商品づくりのノウハウを取得していただくためのセミナーを開催しまして、その後のワークショップにおいて、市町や事業者間での新たな関係構築に結びつけます。そして、様々な旅行商品のアイデアを引き出したいと考えております。また、随時商品造成に係る相談対応も行っていきたいというところでございます。

続きまして、「2 地域コンテンツをテーマでつなぐモデル事業の実施」のところでございますけれども、先ほどのワークショップで生まれたようなアイデアを地域コンテンツをテーマでつなぐをコンセプトに、面的、広域的モデル商品として造成しまして、まずはテストマーケティングを通じて、実証と自走化に向けた検証を行ってまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、観光振興課企画監より補足説明を求めます。

【真鳥観光振興課企画監】では、私の方から、観光振興課の残り1件について説明をさせていただきます。

資料の10ページをご覧ください。

宿泊業人材受入環境整備事業費でございます。

新規事業として2,688万1,000円を計上いたしております。

こちらの事業につきましては、人手不足という課題を抱えている宿泊施設における外国人材

雇用を促進するため、採用や育成環境整備を支援するものであります。

主な事業内容の1、宿泊施設向け外国人雇用相談の実施等につきましては、外国人材に関する制度理解や雇用に向けた各種相談への対応を行うものであり、外国人材の雇用意欲はあるものの、行動に移せていない宿泊事業者の行動を後押しするため、訪問型の雇用相談による直接支援に取り組むものであります。

次の2、外国人材の採用や育成体制の確保に必要な経費の支援につきましては、支援対象を宿泊事業者とし、支援の対象経費を外国人材の雇用に係る各種申請費用や、業務負担の軽減に資する設備導入等に要する経費としております。例えば、外国人材の雇用に必要となる登録支援機関や行政書士に係る費用、外国人材のための職場や住環境の整備などを補助対象とし、補助率は2分の1以内、上限額は50万円とし、宿泊事業者の負担軽減を図ってまいります。

当課の所管事業についての説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、インバウンド推進課長より補足説明を求めます。

【小宮インバウンド推進課長】インバウンド推進課関係の事業について説明いたします。

資料は11ページをご覧ください。

国際航空路線市場連動型プロモーション強化事業費といたしまして、5,473万2,000円を計上いたしております。この事業は、国際航空路線の維持・拡大市場を中心としたプロモーションの実施や巡礼ツアーの推進等により、さらなる国際航空路線の利用促進を図ろうとするものでございます。

主な事業内容としましては、1つ目に、中国、

韓国、台湾、香港、東南アジア等の国際航空路線の維持・拡大市場を中心としたプロモーションとして、本県の旅行商品造成に直接つながる旅行会社の招聘や現地に訴求する媒体を活用したプロモーションの実施のほか、天正遣欧少年使節や世界遺産等、歴史文化遺産課の取組と連動して本県の魅力を網羅した誘客促進動画を制作しようとするものでございます。

2つ目に、本県を訪問するインバウンドに対して、県内での立ち寄り先や満足した点などについて聞き取り調査を長崎空港やJRの駅などで実施し、今後の戦略的なプロモーションの展開に役立てていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【江口物産ブランド推進課長】物産ブランド推進課に係る事業についてご説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

まず1つ目の、県産品販路拡大対策費の「美味しいは、長崎から。」体験型県産品プロモーション事業費1,994万8,000円でございます。

本事業は、長崎県産品ブランド戦略のキャッチコピーであります「美味しいは、長崎から。」を用いた県産品のPRに加えて、SNSによる情報発信が身近になるなどの環境変化や市場動向を踏まえた食体験によるプロモーションにより、県産品の魅力を発信し、県産品の認知度向上とファン形成を推進することを目的とするものでございます。

主な内容といたしまして、物販と飲食を組み合わせた食体験イベントを実施するほか、ホテル、料飲店等と連携した長崎フェアの開催にも取り組んでまいります。また、関西エリアを対

象としたプロモーションとして、1か月間のポップアップショップの展開や食関係者で構成されている料理関係団体に対しまして、直接県産品の魅力を伝えるイベントを開催することといたしております。

資料13ページをご覧ください。

次に、県産品魅力発信事業費の「巡ろう、長崎の至福の一杯。」事業費2,107万円でございます。

本事業は、県産酒の酒造りの様子や作り手の想い、背景にあるストーリーといった魅力を国内外の幅広い層に発信し、認知度の向上を通じて、県内酒蔵の売上拡大を目指すものでございます。

具体的には、「巡ろう、長崎の至福の一杯。」をコンセプトとした動画を制作し、YouTube等を活用して、多言語字幕つきで配信することによりまして、外国人観光客を含めた幅広い層に安全・安心で高品質な県産酒の魅力を発信してまいります。あわせまして、酒蔵見学が収益につながる仕組みについて調査を行い、酒蔵ツーリズムの活性化につなげてまいりたいと考えております。

資料14ページをご覧ください。

最後に、貿易振興事業費の輸出パートナー連携強化事業費2,016万5,000円でございます。

本事業は中国、香港、韓国、台湾といった既に一定の輸出実績がある市場における輸出額のさらなる拡大に加えまして、新たな輸出国の開拓を進め、県産品の販路を一層広げようとするものでございます。

主な取組といたしましては、既存市場においては、県産酒を取り扱う現地パートナーの確保等に取り組みますとともに、新規国であるオーストラリア、シンガポール、マレーシアにおい

ては、バイヤー招聘や展示会への出展、現地フェアの開催などを通じた販路開拓に取り組んでまいります。

これら三つの事業を進めまして、国内外における県産品の認知度向上と取引拡大を図り、県内事業者の所得向上の実現に向け、力を注いでまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めます。

【川瀬スポーツ振興課長】同じく資料の15ページをご覧ください。

スポーツツーリズム推進事業費についてでございますが、予算額は3,000万円となっております。県内広域に経済波及効果等をもたらす大規模で参加型のスポーツイベントに対して支援を行うことで、スポーツによる交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

主な事業内容です。

大規模参加型スポーツイベント補助金についてでございますが、これは県内で新たに開催される大規模参加型スポーツイベントに対する補助金でございます。

補助制度の内容といたしましては、補助率は定額、補助上限は3,000万円であり、対象要件につきましては、県内で新たに開催され、大規模な参加が見込まれる、原則として、県内広域への経済波及効果が見込まれる、県外への本県の魅力発信効果が見込まれる、以上3点でございます。

資料には記載しておりませんが、今年度この要件を満たすスポーツイベントとしましては、来年1月31日に諫早市、雲仙市で開催予定の長崎ミュージックフェスマラソンでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、提出があった政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料、政策的新規事業について説明を求めます。

【松尾文化振興課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本分科会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料についてご説明を申し上げます。

今回ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

お手元にお配りしております資料の2ページをお開きください。

資料上段から、物産ブランド推進課2件でございます。

「巡ろう、長崎の至福の一杯。」事業費、「美味しいは、長崎から。」体験型県産品プロモーション事業費。

続きまして、文化振興課2件、長崎ゆかりの作品を活用したにぎわい創出事業費、ながさき文化のチカラ強化・発信事業費。

続きまして、観光振興課3件、長崎県アニメツアーリズム推進事業費、宿泊業人材受入環境整備事業費、ながさき重点誘客プロモーション事業費でございます。

続いて、インバウンド推進課、国際航空路線市場連動型プロモーション強化事業費。

歴史文化遺産課、多様な文化と歴史的資源による賑わい創出事業費。

以上9件でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたの

で、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【山田委員】おはようございます。何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、宿泊業人材受入環境整備事業費について伺いたいと思っております。

外国人雇用制度の理解を深めるために専門相談員による雇用相談の実施をするということですが、まずは県内のホテル等で外国人を雇用している実数とかの把握がありましたら教えていただきたいと思います。

【真鳥観光振興課企画監】県内の宿泊業における外国人材の雇用者の状況についてのお尋ねでございますけれども、令和7年10月末現在で81事業所291名の外国人の雇用となっております。

【山田委員】81事業所291名ということでありました。かなり一般のビジネスホテルでもこの頃外国人の方をよくお見かけをするようになってきたかというふうに思います。今回もより進めていただくために、先ほどのご説明だと訪問をするというお話だったかと思いますが、人員の体制とその方の資格というか、こういった経験をお持ちの方をどのようにするのかを教えてください。

【真鳥観光振興課企画監】訪問する専門相談員の体制とどういう資格を持っているかという人員の想定でございますけれども、議決いただいた後に委託事業でやる予定にしておりまして、具体的にどういう人材を求めていくかということはまだ検討中ではあるんですけれども、県内の40社程度をまずは想定しておりまして、訪問も5回程度はそれぞれ行けるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

人員ですけれども、例えば登録支援機関の業務に精通する方ですとか、外国人の受入れの制

度に精通した方々についてお願いをしようと思っております。委託をする際にはしっかりとそういった経験がある方々に担っていただけるようにこちらからお願いをしていきたいと考えております。

【山田委員】 想定が40社を5回ぐらいということでありました。ある程度の規模感のあるところでまだ外国人雇用してないところをターゲットにしていくのかというふうに思いますが、先ほど言われたように、日本に入るときの手続関係に精通した人材が、予算がついたからと言ってぱっと見つかるのかなと思っているのですが、ある程度のめどは立っているのですか。

【真鳥観光振興課企画監】 外国人雇用自体、県内でも291名の方々がいらっしゃっているということで、県内にも行政書士ですとか登録支援機関というものが多数ありますので、その方々にまずは手を上げていただくことになろうかと考えておりますが、まだ具体的にその契約手続に入るまではどういった方々に応募いただけるということははっきりは言えない状況であります。

【山田委員】 外国人向けの行政書士さんとかいろいろいらっしゃるので、確かにそういった方々が生業の傍らというか、これも受けていただいてやっていただけるようなイメージなのかなというふうに思いました。しっかりと、せっかくいい予算を計上いただいていると思いますので、取組を進めていただきたいと思います。

次に、多様な文化と歴史資源によるにぎわい創出事業費の中でお尋ねしたいと思います。

歴史を伝えるストーリー映像の作成に2,000万円計上されているようであります。作成等とありますが、普通に考えたときに、映像の作成だけでこんなにかかるのかなとちょっと思った

ので、中身についてお尋ねしたいと思います。

【村山歴史文化遺産課長】 歴史を伝えるストーリー映像の制作でございますが、国内外において近年注目をされ、関心が高まっております天正遣欧少年使節、世界遺産に関連した歴史などをテーマとした国内外へのプロモーションの魅力的な情報発信素材として映像を制作したいと考えております。日本初の公式訪問団である天正遣欧少年使節といったキリスト教の伝来・繁栄の時代にもスポットを当てた世界遺産の歴史についてストーリー性のあるような映像を制作したいというふうに考えておまして、詳細は今後検討してまいりたいと考えております。

【山田委員】 多言語対応とかいろいろするんでしょうけど、あとこのぐらいのこれは映像作るだけ、配信とかまで含めたところの費用なのかどうなのか。これちょっと2,000万高いかなと素人的にはちょっとイメージ的に思うんですけど、どういうふうな内訳なのかなと思って。作っただけじゃなくて、作ったものの配信も含めて委託をするとかそういった費用なのか、どういった使い方をするのかも含めてちょっと教えてください。使い方は配信していくんでしょうけど、この費用に入ってる分はなんですか。

【村山歴史文化遺産課長】 基本的には映像を制作する経費と考えていますが、一部活用というところも含めて検討してまいりたいと考えております。

【山田委員】 ちょっとよくその映像を作る費用がちょっと私も分からないところではあるんですけど、何分ぐらいの尺のものを何本作るのかとかもあるのかもしれないんですけど、そういうのも分かっているんですかね。細かくて申し訳ないけど。

【村山歴史文化遺産課長】 現在の想定といたし

ましては、取材等もありますけれども、短編の映像ということで、例えば10分程度の映像を3本といった形で、取材等を含めた制作経費ということで計上させていただいているところでございます。

【山田委員】 ある程度ですよ、既に私も映画とかも見たことあるけど、ある程度の材料はそろってるのかなという気はするんですけど、これに併せて、外国も含めて取材を行ったりとかそういう映像を作るという理解でいいんですかね。

【村山歴史文化遺産課長】 天正遣欧少年使節、あるいは世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、こういった県内であったりとか、あるいは海外とのつながりとかいうところもありますので、既存の映像等も含めながら映像の作り込みについては十分に検討してまいりたいと考えております。

【山田委員】 すばらしいものを作っていただいて、多くの方においでをいただけるようにしていただきたいと思います。

次に、輸出パートナー連携強化事業費について伺いたいと思います。

私は5月にちょっと仕事でシンガポールに行ったんですが、普通の瓶ビールが2,000円超えです。町の普通のお店で。高級のお店とかじゃなくて、そういった状況、シンガポールかなり物価が高かったんですけども、私がちょっと無知で申し訳ないんですが、佐世保とかのお酒を海外に持って行く場合って、大体売価的には佐世保で2,000円ぐらいのお酒が海外で今、特に中国とかいろんなところには既に出て、香港とか出てると思いますが、大体どんな感じで高く、高値で出るような感じになってるんですか。市場価格とかちょっと教えていただければと思い

ます。

【江口物産ブランド推進課長】 輸出の対象国ですとか税金の関係とかもありますので一概には言えないと思うんですけども、私の感覚ではおおむね3倍から4倍ぐらいの価格になるのが一般的かなと思います。お酒にかかわらずということでございますが。

【山田委員】 3倍から4倍、もちろん輸出するコストとか様々な、先ほど言われたように税金とかも含めてあるかもしれないけれども、事業者にとっては利益になるものであるというふうに思っておりますので、この新興国、新たにしっかりと取組をいただきたいことをお願いをして、このことは終わりたいと思います。

取りあえず一旦終わります。

【山村分科会長】 ほかにありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。私も今回大事な予算が計上されていますので、幾つか質問をさせていただきます。

まず、ご説明がありました補足説明資料の中から、各種施策について質問をいたします。

まず、補足説明資料の5ページになります。

多様な文化と歴史的資源によるにぎわい創出事業費約8,300万円、これ新規事業であります。先ほども山田委員からもありましたけれども、改めてちょっと確認いたします。

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、もう10年になるんですね。ちょっと早いなという思いがいたします。

まず、今観光客がどのくらい訪れているのか、年単位の推移を教えていただければと思います。

【村山歴史文化遺産課長】 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産への来訪者数につきまして、令和7年度でございますが、登録時の74%ということで63万7,000人ということ

で、登録時が86万3,000人ということで、徐々に回復しているところでございます。令和6年度につきましては58万5,000人ということで、繰り返しになりますけれども、徐々に増えてきているという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。登録時がやっぱり一番当たり前ですけど多かったということと、徐々に回復傾向にあるということを改めて確認いたしました。

いろいろブラッシュアップしていきながら、観光客の方々を楽しませることが必要であろうと思ひまして、その関連の予算であると考えております。

その中で、4番のA Iガイド導入による受入れの環境整備です。これについて、先ほど説明では満足度向上を目的としたとありました。このA Iガイドがどういった形で導入されるのか詳しく教えてください。

【真鳥観光振興課企画監】A Iガイド事業に関するお尋ねでございますけれども、世界遺産の巡礼ガイドは現在151名いらっしゃるんですが、平均年齢が74歳ということで高齢化が進んでおりまして、また、実際には稼働されているガイドの方々が50名程度ということで、このままでは将来的にガイド体制の維持が困難になってくるのが懸念されているところでございます。

一方で、先ほどご説明しましたとおり、世界遺産登録10周年を迎えることから、今後ガイドの需要というものが伸びてくるんじゃないかということで、観光客の満足度の低下や誘客機会の損失にならないように、ガイドの体制も整備していく必要があると考えております。本事業では、まず県の公式パンフレットや、既存のガイド研修資料といったものをA Iに読み込ませ

まして、また、巡礼ガイドが長年培ってきた語りとか知見、そういったものをしっかりとA Iで活用可能なデータとしてまず蓄積をさせていただきます。そして、観光客が構成資産に設置されましたQRコードを読み取ることでA Iガイドが起動しまして、蓄積したデータを活用しながら多言語による音声やテキストで案内を行い、また、GPSによる位置情報も活用しながら、利用者の現在地に応じた解説を提供して、より理解しやすく魅力的な巡礼体験を実現するというものでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。今までもQRコードを読み込んで、そういった案内はあったかと思いますが、それとの違いは、要はガイドならではの語り口をA Iに学習させたということなので、今までと全く違うと。どう違うのか。今までのものでもいいんじゃないかという気はしますが、より滑らかに、より分かりやすくA Iが判断して、A Iだからどんどん学習していくというイメージでいいのか、もうちょっと詳しく教えてください。

【真鳥観光振興課企画監】QRコードを使った観光案内のご説明でいきますと、例えば移動しながらA Iの方がGPSを活用して、その土地に着いたときに次の案内が始まるとかそういったこともできますし、先ほど申し上げましたとおり、これまでの語り口、独特な情景描写とか比喩表現、そういったものもA Iに入れ込むという形で対応してまいりたいと考えております。

また、A Iも誤った情報というのが、ハルシネーションと言いますが、そういったものが多々あるのですが、今回のA Iガイド事業は、本県の方で正しい情報をしっかり格納するデータを蓄積しまして、そこからの読み込みを行うことでA Iによる誤りの発信といったものも

ないような、これまでのA Iとも少し違うような形で運用していきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ちょっと確認ですが、先ほどおっしゃったとおり、多言語なのでどのくらい、何か新しい言語が追加されるのか教えてください。

【真鳥観光振興課企画監】まだどの言語に対応するかということまでは決定はしていませんが、本県に巡礼で来られる方々といいますとキリスト教の方が多いので、そういった方々が多い国の言語には対応できるように、今後委託事業者ともしっかりと話をして取り組んでいきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひともよりブラッシュアップされたA Iガイドになるように、そしてまた、訪れた方々が、情景が浮かぶような形のガイドシステムになるようお願いしたいと思います。

次に、8ページです。

これも総括質疑でもさせていただきました長崎アニメツーリズム推進事業費です。

予算額としては約662万円でありまして、そう高額ではない事業ではありますが、再度質問いたします。

まず、先ほどもご説明ありましたが、アニメ&まんが聖地E X P Oの出展についてですが、前回2025年の分に参加いたしました。長崎県が初めて出展したということで、非常によかったんじゃないかと思いますが、まずは前回の2025についてどういうふうに分析をされているのかを教えてください。

【小柳観光振興課長】アニメ&まんが聖地E X P Oへのご質問かと思えます。

昨年度初めてアニメ&まんがE X P Oに出展をさせていただいております。これは文化庁、

日本芸術文化振興会、E X P O実行委員会が主催するアニメと漫画に関するイベントということで、かなり大きめのイベントと理解をしております。2日間で大体2万5,000人ぐらいの参加があったということで聞いております。当日参加した者から話を聞くと、入るまで30分ぐらい並ぶぐらいのすごい混雑ぶりだったと聞いております。

そういった中で、長崎県の漫画・アニメをP Rできたことは非常に有意義だったと思っております。

それから、当日アンケートを実施いたしました。当日329人からアンケートの回答をいただいたところでございまして、イベントを通して長崎県を訪れてみたいと思ったかという問いに対しまして、とてもそう思う、またはややそう思うと回答した方が大体9割ぐらいの数字になったという状況でございます。こういったところから、今年もしっかりこちらの方で出展をしまして、長崎県のP Rをしてまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。当日は、やっぱりどうしてもコナンとかものすごく並んでおりました。しかしながら、それに負けじと、長崎県もいろんなパネルとかで頑張っていた光景が非常に頼もしく思えましたし、私も行って、初めての出展であったけども、長崎のアニメの知名度も上がったというふうに確信をしております。

それを踏まえて、今回87万、かなり少ないですけれども、今言われた分析を踏まえて、今回ちょっと新たにこれしようかというものがあたら教えていただきたいのと、ここに適してるかどうか分かりませんが、例えば長崎のイメージキャラクターのにゃーがやポケモンのデンリュ

ウなどの出場、出演というので、観客の目を引くのはどうかと思うんですが、この提案についてどうでしょうか。教えてください。

【小柳観光振興課長】今回のE X P O 2026に向けましては、出展内容については、まさに今から専門の方々とも相談しながら考えていきたいと考えているところでございます。

ご提案のにゃーが、デンリュウにつきましては、P R 課や関係部局と相談しながら、もし出場ができるのであればそういったところも考えていきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただければと思います。ありがとうございます。

次に、13ページ、「巡ろう、長崎の至福の一杯。」事業費についてちょっとお尋ねをいたします。

これ酒蔵ツーリズムの活性化に向けた手法の調査ということで今回挙げられていらっしゃる。酒蔵ツーリズム、佐賀県とかでも確かされていていらっしゃる、全国的にもこれが出てきておりまして、長崎県もやっと来たかということでちょっとうれしく思ってますが、まず、今回は手法の調査なので、走り出し、出だしのところだと思うんですが、これぜひとも酒蔵ツーリズムを県内外、世界にも発信していただきたい、周知していただきたいと考えているんですが、今回のこの予算でそこまでいけるのか。今後になりますけれども、周知とか情報発信についてお尋ねいたします。

【江口物産ブランド推進課長】本事業につきましては、県内酒蔵の魅力を紹介する動画を制作しまして、ユーチューブ等で多言語配信し、県内酒蔵の収益化の手法調査とは別に動画作成を行うという考え方でおります。

調査に関しましては、今年度実施をいたしまして、その後受入れ環境整備の検討でございますとか、国に酒類業振興支援事業費補助金というものが措置されておりますので、その中にインバウンドによる海外需要の開拓等の取組も対象となっておりますので、調査の結果、これらの補助金なども活用して、具体的な取組にはつなげてまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひいい取組内容に調査の方を周知していただきたいと思います。

1番目の動画制作費です。発信動画制作費ですが、これ多様なキャストを採用するということで、インバウンド向けとかいろいろおつまみレシピ系とかと書いてあるんですが、これ多様なキャストを採用し、様々な目的の視聴者を取り込むということで事業内容にあるんですが、これ多様なキャスト、具体的にこういったもの、こういった方になるんでしょうかね、それが適当なのかどうか分かりませんが、こういった形でされるのかもうちょっと詳しく教えてください。

【江口物産ブランド推進課長】県内に30の酒蔵がございまして、令和6年度、7年度につきまして、2年間で18蔵を取材して合計36本の動画を投稿いたしております。その中でユーチューバーの方でございましてか元アナウンサーの方でございましてか、組合せも1動画2人の組合せで今までは動画配信してきておりますので、今年度につきましては、必ずしも具体的なキャストはまだ決めておりませんが、できるだけ発信力の高い方をキャスティングしたいなと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひ目を

引くようなキャストを選別いただきたいというふうに思います。

最後すみません、1点だけちょっと確認いたします。

インバウンド推進課に、国際航空路線についてちょっとお尋ねいたしますが、今回新規事業という形で強化事業費が計上されていますが、中国との国際航空路線について、現状と、そしてなかなか難しいかもしれませんが、今回この事業を使ってどういう形でアプローチになるのでしょうか、プロモーション実施と書いてありますが、中国についての今の現状と、そして今後の対応についてお尋ねをいたします。

【小宮インバウンド推進課長】中国におきましては、需要等を今後見極めながらプロモーションも検討しないといけないと考えています。

一つ、上海・長崎の中国東方航空の路線がありますけども、こちらは10月23日まではもう運休という発表がございますので、私どもも先般上海を訪問して関係者と意見交換しましたけども、まだまだ積極的なプロモーションを展開できるような環境ではないと判断しておりますので、そういった状況を見極めながら、今後のプロモーションについては慎重に検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。前回のクルーズ船でもちょっと中国についてお聞きしたんですが、キャンセルが非常に多かったという現状もあります。国際航空路線、中国についても現状は分かりました。非常に国としてなかなか難しいところはあるんだろうと思いますので、現状を見極めてという形になるんですね。ただ、引き続き改善に向けて体制は整えていただきたいということだけ要望させていただきます。

【山村分科会長】ほかにありませんか。

【堤委員】ながさき文化のチカラ強化・発信事業費についてお尋ねをします。

2,708万1,000円の予算を計上しております。昨年のピース文化祭、大きな成果が得られたというふうに思いますし、この成果をやはり生かしてこれからも文化の振興に進めていかないといけないと思うんですが、この中の、町のにぎわい等に資するイベントとして918万1,000円、県知事杯ダンスコンテスト、東アジア交流演奏会、本県の伝統芸能を披露する官民連携イベントの開催ということで、昨年ピース文化祭のときに、ダンスイベント、非常に盛り上がってにぎわいを見せたと思うんですが、そのダンスの成果というのはどういうものだったのかまずお尋ねします。

【松尾文化振興課長】委員おっしゃるとおり、昨年度のピース文化祭では、スタジアムシティですごくたくさんの方に、まず、子ども・若者とかがすごく参加しやすいというダンスのイベントでありました。あと、それに加えて、昨年度はほかの地域の、例えば舞踊であるとか、そういった地域の伝統のそういうところも含めて、ダンスイベントを実施してきたところです。

ただ、予算に関しましては、昨年度はピース文化祭ということで、文化庁からとかの予算もいただきながら大きく事業ができたんですけれども、今年度の予算については、事業も中身を精査しながら、ただ、昨年度もすごくダンスのイベントに関してはにぎわいも出たと思っておりますので、ぜひ成果をまた上げたいと思っていますのでございます。

【堤委員】今年度の取組というより昨年度の成果というか、どのぐらいの集客があったとか、そういったところの数字はあるんでしょうか。去年は予算も大がかりで大規模な取組だったと

思いますし、高校生が参加したり、それからスタジアムシティでもう総踊りで皆さんにぎわって大盛り上がりだったと思うんですけども、そういったところの具体的なところはどうかお尋ねします。

【松尾文化振興課長】昨年度の知事杯ダンスコンテストにつきましては、県内外から総勢37組233名の方がそのイベントに参加をしていただきました。見に来られた方の数については、今手元にはないんですけども、たくさんのチームに参加していただいたと思っております。

【堤委員】知事杯ダンスコンテストも昨年は37組233人が出場されたということですが、今年度の県知事杯ダンスコンテストとか、それから、それ以外の演奏会などは大体どのくらいの規模でされるのか、そのところの計画が決まっているところがありましたらお知らせください。

【松尾文化振興課長】まず、ダンスのイベントにつきましては、予算が成立しまして、参加チームの募集もかけていきながらということにはなりますけど、できるだけ多くのチームの方に参加していただきたいと思っております。あと、東アジアの演奏会であるとかも、昨年度からは規模縮小にはなると思うんですけども、国際的な方との交流の音楽のイベントですので、そちらもぜひ成果を上げたいと思っているところでございます。

【堤委員】まだ具体的なイメージというか、そういうのはもう予定されているのではないということですね。まだはっきりとは決まっていない、お知らせするようなことはないということですね。

この2,708万1,000円ですが、この委員会のそれぞれのファイルと別に、観光生活建設委員会政策的新規事業というのが入っていますけれど

も、政策的新規事業の計上状況、6月補正予算ですが、ながさき文化のチカラ強化・発信事業費、これが要求額4,900万円に対して2,780万1,000円、ちょっと数字が違ってるんですが、数字が違っているところと、それから、金額が要求額に比べて随分計上額が小さくなっているんですけども、事業内容等の精査ということが書かれていますけれども、この辺のところをちょっとお尋ねします。

【松尾文化振興課長】こちらの事業の内容としては、補足説明でご説明しましたけれども、主なものとして、文化事業の統一的な情報発信、官民連携での文化イベントの実施、また、民間等が実施する文化事業への支援となっております。

要求額から計上額が2,191万9,000円の減となっている主な内容としましては、こちら予算の協議を財政当局と行う中で、事業の効果等を鑑みの中では、一部のイベントや人材育成の取組を県の主体での委託事業として要求していたものを、民間団体と自主性を促して事業終了後の継続的な活動につなげていこうということで、実施主体を民間団体とする補助事業での実施として整理を行いました。

また、補助事業につきましては、より先導モデルとなるものや、広域性・発展性のあるものに特化して採択件数を絞ったということにより、こちらの金額が減となっているものでございます。

【堤委員】民間に委託をするつもりだったところが民間の自主性を生かした取組に変えていったというようなこと、今ご説明がありましたけれども、すみません、この数字は補足説明資料の方が正しいんですよね。この2,780万1,000円、こっちが正しいんですか。数字がちょっと違い

ますけれども。

【松尾文化振興課長】補足説明資料の金額が正しいです。申し訳ございません。

【堤委員】そうしますと、この計上状況の一覧表の数字が間違っているということですね。分かりました。

ピース文化祭が終了して、本当に皆さん大変な準備から企画、そして、実際に文化祭の期間も大変なご苦労が多かったと思いますけれども、本当にこれを生かした文化の発信、文化を強化することによって、そしてにぎわいをつくっていくというようなこの取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

【山村分科会長】ほかにありませんでしょうか。

【溝口委員】先ほどの、歴史文化遺産課の方ですけれども、8,311万7,000円を組んでるんですけども、市民とか民間団体で構成する関係者連絡会議ですか、338万6,000円組んでますけど、これどのような方々が参加し、何名ぐらいで構成するのかお尋ねしたいと思います。

【村山歴史文化遺産課長】長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録10周年に向けて、機運を高めながら市町や関係団体と連携・協力し取組を推進してまいりたいと考えております。

関係者連絡会議の構成につきましては、世界遺産「潜伏キリシタン関連遺産」の関係市町や天正遣欧少年使節のゆかりの県内市町がございまして、また、関係市町に所在しております地域の活動団体や観光協会などの民間団体から構成される会議体を設置したいと考えております。おおむね30以上の団体から成るような構成の会議体を設置したいと考えておりまして、この中で県の取組の情報共有であったりとか、あるいは3番目のモデルコースの造成に当たり、組み込

むべき魅力的な素材や地域資源の抽出など、具体的な協議なども含めてこの中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。参加者が今のところ大まかに関係する人たちということなんですけども、例えば世界遺産や教会関係がたくさんあると思うんですけども、そういう方々もこれに参加するように呼びかけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

【村山歴史文化遺産課長】関係者の中に教会の関係などございましたら、その中身につきましても、市町と協議を重ねながら、構成につきまして検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。その会議を開くときに会長がいると思うんですけども、そういうこの会を運営していく会長等については、どのようなことを考えてるんですか、今のところ。

【村山歴史文化遺産課長】この関係者連絡会議につきましては、事務的な会議と考えておりまして、情報共有や具体的な協議等を進めていきたいと考えておりますので、事務局を本課の方でさせていただきながら進めていきたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。ただ、これをしていく上で、2番目とか3番目、歴史を伝えるストーリー映像の作成とか、モデルコースの開発・実証とか、それらについても話合いをしていくと思うんですけども、ある程度やっぱりしっかりした考えの中で、事務局は県の方でもいいと思うんですけども、しっかりと話合いを進めていく上では、結構これしっかりした方がいるんじゃないかなと思うんですけども。

【村山歴史文化遺産課長】この連絡会議につきましては、全体として情報共有を図るとともに、具体的な協議を行う場ということで、中身に

合わせて対象範囲を検討の上、しっかりとした議論ができるような体制で会議体の方を形成したいと思っております。

【溝口委員】 分かりました。例えば、歴史を伝えるストーリー映像の制作なんですけども、これはもう、これを委託してからこうしてもらおうとかそういう形も考えてるんですか。

【村山歴史文化遺産課長】 歴史を伝える映像の制作につきましては、基本的には委託する会社の方で作しまして、その内容につきましては、当然こういった会議の中で共有してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 分かりました。先ほど山田委員が聞いた中で、ストーリーとしては10分間ぐらいで3本ぐらいを作りたいということ、制作したいということなんですけども、その中で一応作るのはいいいんですけども、例えばこれを見る機会、どこでどのようにした形で見るようにするのか、やはり放映をどこですのかという形もいるんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

【村山歴史文化遺産課長】 この動画等の活用につきましては、国内外へのプロモーションとして、例えばユーチューブ、SNSなどを通した発信であったりとか、国内外であるイベントでの活用ということを想定しておりますが、例えば旅行情報発信アプリであったりとか、あるいは航空会社の機内放送であったりとか、こういったところも含めまして、詳細は今後検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 分かりました。ただ、同じように、インバウンド推進課の方でも天正遣欧少年使節と、それから世界遺産について、本県の魅力を網羅した誘客促進のための動画を作ることなんですけども、その辺は関連した形でのその動

画作成になるのか。そして特にインバウンドの予算がちょっと国際航空路の拡大の方と重複しているような形になるんですけども、大体予算的にはどのくらいを見てるのかお尋ねしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 今ご質問がありましたインバウンド推進課に計上いたしております予算につきましては、約1,000万円の規模感で、歴史文化遺産課の制作する動画等とも連動しながら、より海外でのプロモーションの誘客促進につながるような映像制作につなげてまいりたいと考えてございます。

【溝口委員】 分かりました。ちょっと関連するのでちょっと聞かせていただきましたけれども、それについてもやはり放映とか見ることができるようなことについては、やはりユーチューブとかSNSとかそういう形になってくるわけですか。

【小宮インバウンド推進課長】 放映します様々なツール、コンテンツについては、映像を制作する内容、例えば先ほど歴史文化遺産課長が答弁いたしましたように、ショートムービーになるのか、長編になるのか、またはもっともっと短いムービーになるのか、そういったところは事業者からの提案もいただきながら、県内の様々なコンテンツを活用しながら今後検討してまいりたいと考えてございます。

【溝口委員】 ある程度内容的には同じような形になるかと思うんですけど、短かったり、見た人がどこの辺になってくるかは、やはり国際客を呼ぶために一つはインバウンドの方でしょうけど、こちらの歴史文化の方は、長崎に来た人たちに見てもらおうような形になるのか、それともまたインバウンドと一緒に海外まで広げた形での見方なのか、ユーチューブやSNSでやっ

たら、全体になるわけですかね。何か同じような映像ができてしまって、何かインパクトがなくなってくるのか、それとも違った形でやはりインパクトをつくっていくのか、そこら辺がちょっとはっきりしないんですけど。

【小宮インバウンド推進課長】今回のプロジェクトの大きな柱として、歴史文化遺産課長が答弁しましたように、潜伏キリシタン関連遺産の登録10周年を迎えているその準備ということもあろうかと思えますけども、一つ、キリスト教関連遺産の潜伏期という一つの物語だけではなくて、キリスト教の伝来でありますとか発展、また、先ほど申し上げました天正遣欧少年使節のこういった長崎が持つ世界的にも有名な物語、こういったものがやはりイタリアのローマ、またはバチカン、そういったところで非常に評価が高いということがございますので、インバウンド推進課としましては、禁教期の物語だけではなくて、そういった前後のところも少し幅広に今回動画の制作に取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。ぜひ全世界に広がっていくように、すばらしいものを制作していただきたいと思います。

それから、歴史文化の方ですけども、モデルコースとしての開発ということで、実証ということしてるんですけども、これについては、先ほどの連絡会議の方でもいろんなやり取りをしながら考えていくのか、それともまた、先ほど言ったように委託して会社の方で考えていくのか、その辺については、県の方として、職員としてもいろんなやっぱりこういうものをつくりたいということをちゃんとした形で言わないと、あると思うんですけども、一応委託するときはどういうふうにしたものをつくっていくか

というシミュレーションというか、何かそういうのがあったと思うんですけども、皆さん方からですね、それについては、委託するときに何社かそういうものを選んで、そしていいものを頼んでいくという形になるんですかね。

【村山歴史文化遺産課長】ただいまの溝口委員の方からご指摘ありましたような形で進めたいと基本的には考えておりまして、関係者連絡会議の中で、関係市町あるいは民間団体と連携をしながら、モデルコースに組み込んでいくような魅力的な素材や、地域資源の抽出、様々なご意見も組み込みながらいいものをつくり上げていくように、モデルコースとしての最適なルート、内容となるような形に持っていきたいと思っております。

また、国内外からの誘客として、欧州からのインバウンドというところも一つ目指していきたいところがありますので、例えば、そういった現地目線とか、外国人の目線も取り入れながら、モデルコースの改善などに努めていきたいと思っております。

いずれにしても、具体的な手法や進め方の詳細につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。私たち、小宮さんとして中村一三委員たちと現場の方に行ったんですけども、このモデルコースの件について、しっかりしたものをつくって、それで、ローマの方でこれを承認していただきたいという、そういう話もしてきたんですけども、モデルコースになるわけですから、例えば県の考え方としてはどういうコースでというのを何か所ぐらい考えていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

【村山歴史文化遺産課長】モデルコースにつき

ましては、現時点では3から5ぐらいと考えておりまして、詳細につきましては、中身を十分に市町の皆さん方にご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 分かりました。大変すばらしいものの、やはり外国の人たちも来て、そのコースを回ってみたいというような、そういうコースにしていきたいと思いますので、ぜひ検討を深めてよいものをつくっていただきたいと思っています。ありがとうございました。

【山村分科会長】 ほかにありませんか。

【小林委員】 座ったまま失礼します。

補足説明資料の15ページ、スポーツツーリズム推進事業費についてお尋ねをいたします。

先ほどスポーツ振興課長から説明がありましたが、大規模参加型のスポーツイベント、これは、大規模参加型スポーツイベントに対する補助金が3,000万円というようなことで、これは長崎ミュージックフェスマラソンのことであろうと思いますけど、まず、このイベントの概要についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っています。

【川瀬スポーツ振興課長】 長崎ミュージックフェスマラソンについてでございますが、ランニングとミュージックを融合させた新しいコンセプトということで、県内唯一の日本陸上競技連盟公認のフルマラソンとして開催されるものでございます。県内では五島市の三井楽の方で五島つばきマラソン、フルマラソンが開催されておりますが、日本陸連公認のフルマラソンとしては本県初開催でございます。開催日は、来年の1月31日の日曜日に開催されます。主催については、諫早市、雲仙市、それと長崎陸上競技協会となっておりますが、大会の企画・運営を担う実行委員会には、近隣市で自治体として唯

一大村市から市長が委員として参画されているところでございます。東京マラソン財団、本県出身の早野理事長が東京マラソン財団理事長でございますが、その東京マラソン財団のプロデュースの下、フルマラソンの募集人数は1万人と県内外から多くの参加者が見込まれるところでございます。

【小林委員】 ちょっと申し訳ないが、ミュージックとマラソン、何か走りながら歌を歌うのか、何か意味がよく分からない。何をするのか。

【川瀬スポーツ振興課長】 先ほど申しました東京マラソン財団の早野理事長からのアドバイスをいただいてそういったコンセプトにしているという話でございますが、今のところ聞いている話では、本来フルマラソンで42.195キロのコースですけれども、そのコースのトランスコスモスタジアムがスタート、ゴールです。そのスタジアムであったり、途中のポイントにイベント会場を設けまして、そこでミュージックライブで音楽祭典をしながら実施すると。また、今の想定では、参加者にはヘッドフォン等を貸し出して、そのライブ会場で流れる音楽を自由に聞いてもらおうと、そういった企画で進めるというふうに聞いております。

【小林委員】 誰か何か有名な、何かそういう芸能人とか歌手が来るとかいうことではないのか。有名な方。

【川瀬スポーツ振興課長】 決まっておりますのは、この前ミュージックフェスマラソンのテーマソングが発表されましたが、V・ファーレン長崎の応援ソング等を作られているFUNKISTがテーマソングを作るということで決定しております。そのFUNKISTもミュージックフェスマラソンのミュージックライブ部分に関わると想定しております。それ以外の音楽家、

バンド等については今のところまだお聞きしてない状況でございます。

【小林委員】 そういう、ある意味ではちょっと全国的にも珍しい、こんな取組のマラソンが長崎県で開催されると。それについて3,000万円の補助金を出すというような説明がありました。この3,000万円というのは、一般財源から出すのか、国からの何か支援金か、これはどうなんですか。

【川瀬スポーツ振興課長】 3,000万円の内訳としましては、一般財源1,500万円、残り1,500万円を国からの地域未来交付金を活用するということにしております。

【小林委員】 3,000万については2分の1ずつ、国が1500万、本県が1500万ということで拠出をするということで、そういうマラソンの支援をするということでございます。そうすると、1万人のマラソンの参加ということでございますが、1万人の規模というのはどういう規模か分らんのだけども、こういう参加者は1万人見込まれるのかどうか、現状ではどうなってますか、お尋ねします。

【川瀬スポーツ振興課長】 募集枠は複数あるんですけれども、まず県民枠ということで2,000人の枠がございました。これについては6月1日に募集が開始されて、当初11日間の募集期間を設けていたんですが、2日間で2,000人いっぱいになったというところでございます。また、それ以外、一番大きな参加枠が一般枠で、この一般枠については6,950人の枠がございしますが、先日、6月の中旬に募集開始して、現在2週間たっておりますが、好調だと聞いております。その好調というのが、まだ数字を発表することができないみたいで、ただ、もう5〜7割ぐらい埋まっているというところで好調だと聞いております。

【小林委員】 今の課長の説明では、長崎県の枠の選手2,000名、これをはるかに超えてると、突破してるというようなことで、大分順調に参加者が増えているというような解釈をしました。やっぱり3,000万円を拠出するわけであるから、やっぱりちゃんとしたいい大会にしてもらいたいと、このように考えております。

そこで、一番これから大事なことは、諫早市とか雲仙市でやっぱり開催をするということ、こういうふうになってますが、3,000万円にこだわるわけではないが、やっぱり3,000万円を補助金として出すんだから、やっぱりこの目的は何かというと、広域の県内の広域の範囲で経済波及効果を考えてのこういう行動ではないかと、こういうふうを考えるわけですね。そういう点から考えていけば、やっぱりちょっとしたこの取組をしていただかなければいかんと、こう考えるわけだけでも、この雲仙市と諫早市だけでは、一生懸命やっていただいているのにプラスして大村市も参加するとか、やっぱり県内いろんなところが考えてもらうけども、一番大事なのは長崎県だと思うんです。長崎県は、これは共催でもなければ全然主催でもないわけだ。ただ率直に言ってお金を出すだけというようなことに結果的にとどまってはいかんと。やっぱりこれはあなた方がその3,000万円の補助金を出して、県内の広域にわたって波及効果を考えてもらうということであれば、やっぱり県もそれなりに責任を持って参加していただき、いろんなこれまでの経験とか体験とか、いろんなものを課長は持つてると思うんだよ。だからみんなでそういう思いを持ていろんな協力をし、また、指導とかアドバイスをやっていかなければいかんではないかと、こう考えますが、その辺の取組はどう考えてますか。

【川瀬スポーツ振興課長】委員ご指摘のとおり、県としましては、主催でも共催でもなく特別後援という立場でございます。しかしながら、しっかり財政的な支援をさせていただき、それに加えて、今のところ県内の経済波及効果としましては、実行委員会では5億3,000万円を見込んでいるという話でございます。そういった経済波及効果が諫早市、雲仙市のみならず、県内の広い市町に波及するように県として取り組む必要があります。主催は諫早市、雲仙市、長崎陸上競技協会でございますが、そこにも実行委員会にオブザーバーとして入って、私自身もしっかりそこに出席しながら県内に経済波及効果が出るような取組をしっかりと提案をしていきたいと思っております。経済効果の波及に向けて実行委員会事務局に助言を積極的に行っていきたいと考えております。

【小林委員】課長、あなたは大体自転車レースか、ああいうのを佐世保なんかを持ってきていろんな成功をさせて経済波及効果もそれなりにやっぱり達成していただいているわけだよ。いろんな経験を持ってるわけだよ。人と自転車は違うけども、そういう意味では、あなたはそういう意味でスポーツ振興に力を入れていただいて、今回のこういうマラソン大会もさ、もうぜひとも成功させて、それでやっぱり5億円以上の波及効果が想定されていると、こういうことでございますから、ぜひそれを実現できるように、一つ積極的な関与、ここをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【山村分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【小林委員】観光関連について、ちょっとこの予算についてお尋ねをしたいと思います。

今年はやっぱり新しい観光振興基本計画、長崎県の観光振興基本計画、これを作成して、こ

れをスタートさせるという意味で、ある意味では記念すべきときではないかと、こんな受け止め方をしております。

そこで、これからこういう国内外から観光誘客、これをやっぱり考えていかなければいけない。真剣に取り組んでいき、そして、一番念願とする観光消費額を引き上げていかなければいけないと、こんな考えをしているわけです。そのためには、やっぱり県がしっかりと観光対策に今回の計画に信頼をして、予算をしっかりとこれを組んでいただかなければいけないと、こういうふうに思ってるわけですね。それと同時に、長崎県の観光資源をもう駆使して、もう全部引き出して、これからやっぱり取り組んでいかなければいかんと。そうしなければ、観光消費額というのはなかなか言うことは易いけども、そう簡単にはいかないと思ってるんですね。そこでまず、この8年度観光関連予算と、この度の補正予算も踏まえて、大体どれくらいの金額になっているのかお尋ねをしたいと思います。

【小柳観光振興課長】令和8年度の観光振興関連の予算というご質問かと思います。

観光振興課とインバウンド推進課を合わせました令和8年度当初予算額につきましては、人件費を除きますと13億3,959万8,000円ということになっております。それから、今回6月補正の予算額、これも観光とインバウンド合わせた数値で1億5,792万円ということになっておりまして、合計で14億9,751万8,000円ということになっております。内訳といたしましては、観光振興課の方で9億5,390万6,000円、インバウンド推進課が5億4,361万2,000円ということになっております。

それから、昨年度の当初予算と比較した数字になりますと、約1億1,000万ほどの増加で、パ

一センチでいうと大体8%ぐらいの増加ということになっております。

それから、これに加えて、昨年度3月補正で観光業界活性化プロモーション事業費全体で4億8,000万ほどございますけれども、この中から物件費でありますとか、観光に計上していない数字を除きますと、大体4億1,000万ぐらいになっておりますので、全て加えますと大体19億ぐらいの数字になっておるかと思います。

【小林委員】 大体合計すると約20億近いというようなことで、かなり期待できる大型な予算ではないかと、こういうふうに見受け止めました。そういうことで、こういう基本計画を5年に一度作ってスタートしたわけであるけれども、何度も言っているように、観光消費額をいかに上げるかという取組をこれから本当に懸命になってやっていかなければいかんと思うわけですね。そういうことで、基本計画の目標達成、いわゆるKGI、こういうところを見てみると、令和6年の観光消費額は約4,600億円なんですね。そうすると、5年後の令和12年度に大体5,225億円、約640億円の増加を達成しなければいかんと、こういうような計算が出てくると思うんです。640億です。640円じゃなくて640億円アップしなければいかんと。何度も言うように、口で言うことは簡単。しかしこれを現実に実行して結果を出していただかなければいけないと。そんなことを考えますと、そんな簡単なものではないんじゃないかと、こういうようなことで、どうやって観光消費額を5年後にこうやって640億円達成することができるだろうかと。こんなことをやっぱり真剣に考えますと、これは今後のインバウンド、これを十分考えて、ここのところにこのインバウンドの増加を見込んでいるんじゃないかと、こんなふうに見えてまいりますが、

しかし、国内観光はやっぱり人口減少に伴って、やっぱり旅行需要は減少してきている。国内の旅行の需要はやっぱり減少の一途をたどっていると、こんなことも言われているわけでしょう。だから、そういう意味から言っても、この640億円を実現するということは難題ではないかと。どうやってこの観光消費額640億円をアップするのか、どんな取組をあなたは考えているのか、その辺について、一つしっかりご答弁をいただきたいと思っています。

【小柳観光振興課長】 640億円をどうやって達成するかというお尋ねかと思っています。

まず、640億円ということでインバウンドと合わせた数字ということになっておりますけれども、まず国内の方でございます。国内の方がやっぱり人口減少、少子高齢化ということで、今後5年間で延べ宿泊も大体20万ぐらい落ちるんじゃないかと言われているようなところもございます。そういったところで、国内につきましては、我々しっかりとこれまで以上に誘客に取り組ましまして、そのマイナスのところをしっかりと跳ね返すようなところをやっていかないと、と思ってございます。例えば、今回の補正予算のところで申し上げますと、今回6月補正ではアニメツーリズム推進事業ということで、本県ゆかりの作品を活用しまして、誘客拡大を図ることと、それから、関係部局も「押し魚」でありますとか、世界遺産などの文化事業、それからインフラツーリズムなど、各種事業とも連携をいたしまして、様々なテーマに沿うようなコンテンツづくりに努めてまいりたいと思っています。

それから、今回補正で「つなぐ・つむぐ・めぐる」事業を提出しておりますけれども、まさにテーマで食や歴史文化、観光資源をつないで

面的に広域周遊を促していくといった事業でございます。こういったところで消費単価を上げたり、滞在時間の延長を図っていきたいと思っております。

それから、ながさき観光情報基盤整備事業がありますが、データでありますとか、AIを活用した精緻な分析、それから効果的なプロモーションを予定しております。しっかり分析をしまして、ながさき重点誘客プロモーション事業ということで、今回、関東、関西、福岡というエリアごとにターゲットを決めて、そこに見合った効果的なプロモーションをしっかりとやっていくことで、誘客、それから観光消費単価につなげていきたいと思っております。

さらに、AIガイドでございますとか、宿泊人材受入事業というところも計上しておりますけれども、長崎に来てよかったと思っていただけるような体制をしっかりとつくって何度も来ていただく、リピーターになっていただくというようなことも考えてございます。

それから、インバウンドにつきましては、当然ながら今全国的にもずっと伸びてきておりますので、長崎県においてもこれまで以上に推進していきまして、何とか640億円の5年後の達成につなげていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】しっかりとした答弁をしていただいて、一層政策は明確に打ち出されていると、こういうことで安心もしますし、あとは実行あるのみと、あとは結果だというようなことになるわけですね。

それで、私は、あえてこれは釈迦に説法みたいなものだけでも、長崎県のいわゆる観光戦略、誘客戦略として、やっぱり考えるべきはこの関西圏、大阪を中心とした関西圏の対策をやっぱ

りしっかり考えていくべきではないかと、そういうことを思うわけですね。今もお話が出ておりましたが、昨年大阪・関西万博が終わって、これが終了して、これからは、長崎県は残念だったけども、大阪はIRが準備されているというようなことで、これからますます大阪を中心とした関西圏は、やっぱり集客というか、いろんな方々が世界からも集まってくるんじゃないかと。国内もちろん世界から集まってくるんじゃないかと、こんなような受け止め方をするわけですね。本県の観光振興にとって非常に重要なエリアであるし、また、本県にとって最高のお客様にしなければいかんと。こういうふうな考え方を持つわけですよ。そういう点から、ながさき重点誘客プロモーション事業ということで、関西圏をターゲットにしていっていただくということはよく分かってるわけけども、大阪・関西圏からどうやってお客を引っ張ってくるかと。新幹線ができればまたかなり楽しみもできるわけけども、今の状況の中で、大阪のそういうやはり何ていうか、インバウンドとか2,000万人を超えてるんじゃないかと、こんな言われてる状況の中で、どうやって大阪エリアから長崎県にお客様として誘客するかと、その対策をどういうふうに考えているかちょっとお尋ねをいたします。

【小柳観光振興課長】関西からの誘客ということのご質問かと思います。

まず、令和6年の関西圏からの延べ宿泊客数についてですけれども、これが長崎県全体でございますと10%程度にとどまっているという状況でございます。一方、関西圏の人口規模は2,000万人を超えておりまして、全国に占める人口割合というのは大体15%から17%ぐらいというところでございます。関西地区は、本県から新幹線、

航空機を使いまして大体三、四時間と、中距離というところがございますので、我々としてはさらなる誘客の可能性はあるんじゃないかと思っていますところがございます。

そういったところを目指しまして、大阪・関西万博があったということで、昨年度から関西誘客プロモーションをやっております、昨年9月19日から23日までK I T T E大阪でございますとか、大阪駅広場でイベントを開催いたしました。当日ブースに来ていただいた方が1万人を超えるというふうな結果も得ております。

それから、当日、インスタのフォロワーのキャンペーンも行いまして、9月1日時点では1万5,287人だったところが、イベントが終わったら1万8,630人にイベント終わってなくなってまして、大体3,000人ぐらい増えているというようなどころもございます。こういったところも含めまして、今回誘客プロモーションをしっかりとやっていきたいと考えてございます。

誘客に際しましては、これまで収集したデータを分析しまして、例えば関西圏の方は旅行の目的として地方のグルメを楽しむでありますとか、男性50歳以上では温泉や露天風呂を楽しむといった方が多いとか、そういった特徴もある程度掴めているところもございますので、旅行会社、メディアと連携しまして、そういった嗜好にしっかり合うような効果的なプロモーションをやりたいと思っています。

それから、昨年度の大阪・関西万博で関係を持った方々にもしっかり情報を伝えていきたいと思っています。

こうした取組によりまして、令和8年から単年度で大体1.6万人ぐらいの関西からの誘客増を想定しているところがございます。観光振興基本計画の5年間でいいますと大体8万人というこ

とでございまして、これが仮に令和6年の宿泊客1人当たりの消費単価を使いますと、大体30億円近い効果ということになりますので、我々としてはより一層誘客できるような形で考えたいと思っていますので、しっかり誘客に励んでいきたいと思っています。

【小林委員】大阪エリアからやっぱり単年度で令和8年から今お話では1万6,000人ぐらい、これだけのお客様に宿泊をしていただくと。延べ宿泊人数が1.6万人と。そしてこれを5年間すると8万人ではないかと。こんな計算をやってるんだよね。なかなかあんたやるね。そういうような形で1.6万人、これを5年間で8万人と、こういう形でやって、いわゆるこの宿泊客の消費金額は、いわゆる4万3,000円近くというようなことだけでも、これはちょっと、まだ大体、佐古さんなんかも来てるから本当はこの人に聞きたいんだけど、まだ4万3,000円近くはいわゆる宿泊お客様の大体1日の消費金額、これは全然変わっていないのか、少しはまだ上がっていないのか。全くこれは質問通告をしてないから、これはいいんだけど、大体4万3,000円ぐらいであるとか、佐古さん分かっているか。

【小柳観光振興課長】宿泊単価につきましては上昇傾向にございまして、例えば令和4年度は3万4,115円ですので、2年間で4万2,884円ということで8,000円ぐらいは上がってきているというところがございます。

【小林委員】1日の宿泊単価、これが大体3万2,000幾らから今の4万2,000円、約8,000円上がっていると、こういうようなことの答弁であります。そういうことで、やっぱり1日の単価、消費金額はやっぱりレベルアップしていくというようなことも考えていかなければいかんだろうと思いますね。そういうような考え方で、これか

ら真剣に取り組んでいただきたいと思います。

私は冒頭申し上げたように、今度の基本計画の中で、果たして、これだけの売上げを、やっぱり640億円をアップできるかどうかということ、正直言って懸念材料もあるかというようなことで、少し心配もしないわけではないけども、今お話を聞いて、大分真剣に取り組んでいらっしゃるというようなことで、このやっぱりそれぞれの施策をきちんと私は評価をして頑張っていたきたいと、こういうふうに思うわけですね。だから、しっかり予算も、やっぱり19億近く予算もつけていただいと。あるいは、今言ったように、実現するためのいろんな各種施策、これもよく考えていただいと。こういうことから、観光を考えれば、やっぱり担当課長をはじめとして、スタッフの皆さん方も本当にやらなければいかんという意気込みを強く感じることができると、こんなふうに考えて、やっぱりこのスタッフの実現に向けて意欲、これはとても大事だと思う。こんなことはやっぱりあなたの答弁から十分感じ取ることができるわけです。よう考えてみれば、あなたピース文化祭の課長なんだよな。そういう点からしてみれば、190万人を二百二十何万人やったんだろう。そういう人だよな。本当にそんな顔に見えないけども、そういうことを実際にやってるわけだよな。大したもんだよ。だから、長崎県というのはさ、何といっても人呼んで栄えるまち長崎、やっぱり長崎県は観光立県としての役割が十分あるんだと。そういうところを一つ大いにみんなで盛り上げて、部長いるか、そういうような考え方で今日何か一言を。最後にこの取組を、部長。

【伊達文化観光国際部長】 この観光消費額の640億円、これの増加を達成していくためには、

やはり観光客数の増加はもとよりでございますけれども、滞在時間の延長やリピーター数の増加、そして何より国際航空路線の拡大、こういったものも総合的に推進していく必要があるものと考えております。

本県には平和でございますとか二つの世界遺産、そして豊かな自然やおいしい食、テーマパーク、温泉など本当にすばらしい観光資源がありますし、外資系の高級ホテルでございますとか、スタジアムシティの開業、こういったことを考えますと、観光資源としてのポテンシャルは本当に高いというふうに考えております。

そして、1,270万人の購読者を抱えるニューヨーク・タイムズからも2026年に訪れるべき観光地としても取り上げられておりますので、私も早速5月にはニューヨークに出向きまして、プロモーションを実施してまいりましたけれども、やはりこういう観光コンテンツの磨き上げでございますとか、魅力的な旅行商品の造成、そして何よりも国内外への積極的なプロモーション、こういったものをしっかり進めまして、観光立県長崎を目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】 部長、やっぱりさすが上等。立派でした。終わります。

【山村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

午前中の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

— 午前 11時48分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【山村分科会長】 午前中に引き続き、文化観光国際部の審査を行います。

【山村委員長】 次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より、所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】 文化観光国際部、観光生活建設委員会、観光説明資料の2ページをお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文化の振興について。

文化振興の拠点施設である長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館では、昨年度、開館20周年を記念した金曜ロードショーとジブリ展やポケモン×工芸展など、様々な企画展やイベントを

開催し、美術館では51万人、博物館では27万人を超える入館者がありました。

本年度は、長崎県美術館で四つ、長崎歴史文化博物館でも四つの企画展を予定しており、長崎県美術館においては4月23日から6月28日まで、「長崎県名誉県民富永直樹／松尾敏男」展を開催いたしました。また、長崎歴史文化博物館では、7月17日から9月6日まで、切り絵のぬくもりと美しさに光と映像を融合させた幻想的な空間を味わう体験型アート展「旅する光の切り絵展」を開催する予定としております。

なお、本美術館は、令和9年度からの次期指定管理者の公募手続を去る4月17日から開始しております。公募に当たっては、これまでも事務所の所在地要件の緩和や公募期間の延長の見直しを行ってきたところではありますが、委員会のご議論を踏まえ、公募開始の幅広い周知や現地説明会のオンライン参加を可能とする改善などを行い、5月14日に開催した現地説明会には、前回公募時を上回る4事業者の参加がありました。今後、7月の申請書受付を経て、事業者の選定など本年9月定例会への指定管理者の指定議案提出に向け、所要の手続を着実に進めてまいります。

今後とも、両館が本県の魅力ある文化芸術・歴史を広く発信していく文化活動の拠点として、より多くの皆様に親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

世界遺産の保存活用については記載のとおりでございます。

観光の振興について。

令和8年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、大型複合施設「長崎スタジアムシティ」におけるスポーツ観戦者の増加や、「長崎ランタンフェスティバル」の開催による国内外

からの観光客の増加、対馬～釜山間の国際航路の便数の増加と長崎～釜山間の国際航空路線の就航等に伴う韓国人観光客の増加などにより、前年同期と比較すると5.2%増となりました。

また、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見や長崎県観光審議会のご審議を踏まえ検討を進めてまいりました「長崎県観光振興基本計画」については、3月定例会において可決いただき、4月からスタートしたところであります。

本計画では、観光客に期待を上回る体験を提供するなどの観光施策を推進することで地域経済の活性化を図り、持続可能な観光の実現と「稼げる観光産業」の構築を目指すこととしております。そのため、地域が主体となった観光コンテンツの造成や磨き上げ、地域間の連携による周遊の促進などに取り組むとともに、国内外に向けたプロモーションを強化し、本県への誘客拡大を図ってまいります。

さらに、観光産業の基盤強化や持続可能な推進体制の確立にも重点を置き、受入環境の充実やホスピタリティの向上に取り組むことで、観光の質を高め、住む人・働く人・訪れる人の満足度の向上を図りながら、観光の効果を県内各地へ広く波及させてまいります。

また、国境離島地域の魅力を最大限に活かし、滞在型観光を促進するため、5月7日から割引クーポンの利用により体験付き宿泊プランをお得に利用できる「しま旅キャンペーン」を開始したところであります。

こうした取組を通じ、本県観光の更なる振興と観光消費の拡大を図り、持続的な地域経済の活性化につなげてまいります。

インバウンドの推進について。

観光庁発表の宿泊旅行統計調査によれば、本県における外国人延べ宿泊者数は、令和7年は約

76万人泊で、令和6年の約64万3,000人泊と比較しますと、約118%となっておりますが、コロナ禍前の平成30年の約86万人泊と比較すると、約88%の回復にとどまっております。

インバウンド需要の拡大を図るため、地元市町や関係事業者等と連携し、インターネットのみで取引を行う旅行会社を活用した海外個人旅行者の誘客に引き続き取り組むほか、旅行商品のテーマや造成時期を踏まえた、長崎空港の国際航空路線の利用促進に直結するプロモーションを戦略的に実施することとしております。

クルーズについては、令和7年の寄港数が346隻となり、令和6年の247隻と比較すると約140%となっておりますが、令和8年1月から5月までの寄港数106隻に対して、昨年同期間は155隻で68.4%となっており、その主な要因として、中国発着クルーズの減少が挙げられます。

このほか、長崎県クルーズ振興協議会に本年4月から、新たに島原市、南島原市及び波佐見町が加盟したところであり、6月には船会社を訪問のうえ、島原半島への寄港誘致や寄港地観光商品の造成の働きかけを行ったところであります。引き続き、県内市町や関係機関と連携し、寄港拡大に向けた船会社や旅行会社に対する積極的な誘致活動に取り組むとともに、付加価値の高い商品造成や広域周遊を促進するなど、クルーズ船寄港による経済効果の最大化を図ってまいります。

国際航空路線については、インバウンド向けのSNS等を活用した情報発信や長崎空港からのハウステンボスや島原半島方面への期間限定の無料送迎バスを運行するほか、アウトバウンドについては、県民を対象としたパスポート取得助成など、様々な施策に取り組んでまいります。また、現在欠航となっている上海線や今年

4月26日から運休となった釜山線の早期の復便についても、航空会社等に対して、引き続き働きかけを行ってまいります。

新規路線の誘致についても、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの就航に向け戦略的に取り組んでまいります。

第5回ジャパンパレード&ストリートフェアについて。

ニューヨーク・タイムズの「2026年に行くべき52か所」に長崎が選出されたことを契機として、去る5月9日にアメリカ・ニューヨークで開催され、約5万人が来場した「第5回ジャパンパレード&ストリートフェア」に、本県として初めて参加しました。

ニューヨーク中心部のセントラルパーク周辺で行われたパレードでは、沿道に集まった多くの観客を前に、長崎検番やニューヨーク長崎県人会の皆様とともに長崎県をアピールしたほか、観光ブースにおいては、現地の方々に対して本県の魅力を直接お伝えしたところであります。

また、翌5月10日には、ニューヨーク・ブルックリン地区で開催された「ジャパン・ビレッジ・スプリング・フェスティバル」にも長崎検番やニューヨーク長崎県人会の皆様とともに参加し、ステージイベントや観光ブースにおける現地の方々と長崎検番との交流等を行いました。来場者の皆様が本県への理解を深める機会となったものと考えております。あわせて、今回のニューヨークでのイベント参加に当たり、協力いただいた在ニューヨーク日本国総領事館やクレアニューヨーク事務所、J N T Oニューヨーク事務所の各事務所を訪問し、今後のPR等の取組について意見交換を実施しました。

県としては、今回のイベント参加等を契機に、

さらなるインバウンド誘客に向け、本県の観光地としての認知度向上に取り組んでまいります。

「日本橋長崎館」のリニューアルについて。

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋長崎館」については、さらなる魅力や機能の向上を図るため、去る6月1日にリニューアルオープンいたしました。

館内の回遊性向上と混雑時に発生する入り口付近の滞留を解消するため、観光案内コーナーを店舗奥へ移設する等のレイアウト変更に加え、ハイラック什器を見直して、見通しのよい空間へと改善いたしました。また、来館のフックとなるテイクアウトメニューの新設や、より多くの方に提供できるようテーブル席を増席するなど、軽飲食機能を強化するとともに、酒専用冷蔵ショーケースとコイン式県産酒自販機を導入し、県産酒を手軽に味わえる機能を新設するなど、大規模なリニューアルを実施しております。

オープン当日には、数量限定の記念枰の進呈や長崎県産ジャガイモの袋詰め体験等を実施して、3,000人を超える来館者をお迎えし、本県の魅力を発信したところであります。引き続き、アンテナショップの役割である本県の食や観光などの魅力を総合的に発信し、本県への関心層の拡大を図り、県産品の認知度向上や本県への誘客につなげてまいります。

核兵器廃絶に向けた取組について。

去る4月27日から5月22日まで、アメリカ・ニューヨークにおいて、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議が4年ぶりに開催され、本県においては、会議期間中の4月27日から5月1日まで現地で活動を行いました。

会議においては、NGOセッションで県レベルでは初となるスピーチの機会をいただき、被爆県として、核軍縮・核兵器廃絶に向けた粘り

強い対話の必要性や、世代を超えた教育と継承の重要性について訴えるとともに、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の切実な願いを国際社会に直接発信しました。

また、ニューヨークの国連本部において、本県として初めて核兵器廃絶に向けた取組を紹介するバナー展示を実施いたしました。国光外務副大臣にもご視察いただき、本県における平和人材の育成や、J1百年構想リーグのピースマッチを通じた平和発信の取組について紹介しております。

さらに、国連の中満事務次長やロシア外務省のベロウソフ特命大使、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のシェルデン氏など、核軍縮に関わる関係者と面会し、被爆地が果たすべき役割や核兵器廃絶に向けた若い世代の育成について意見交換を行いました。こうした機会を通じて、今後に向けた人的ネットワークの充実が図られたものと認識しております。

その一方で、本会議は最終文書を採択できないまま閉幕し、核兵器国と非核兵器国の間において、共通の方向性が示されなかったことは、核軍縮と不拡散を巡る国際的な合意形成の難しさが改めて明らかになったものと受け止めております。

こうした国際協調の枠組みが大きな試練に直面している現状において、核兵器廃絶の必要性を訴える被爆地の役割はこれまで以上に重要性を増していくものと考えており、県といたしましては、長崎市や関係団体等と連携しながら、今回のNPT参加を通じて構築したネットワークを積極的に活用し、被爆の実相の発信と次代を担う人材の育成に一層取り組んでまいります。

スポーツの振興について。

プロバスケットボール長崎ヴェルカは、B1リ

ーグにおいてレギュラーシーズンを西地区首位で通過し、先日、横浜アリーナで開催されたチャンピオンシップ決勝において、見事、優勝を成し遂げました。Bリーグ参入5シーズンでのB1優勝はまさに快挙であります。

去る5月31日には、長崎市及び佐世保市において優勝記念イベントが開催され、子どもたちをはじめ多くの県民の皆様との交流が深められる機会となりました。

次に、サッカーJ1リーグ特別大会「百年構想リーグ」を6月6日に終えたV・ファーレン長崎は、今大会において総合17位の成績となりました。8月に開幕する新シーズンに向けては、今大会で得られた経験や課題を生かし、さらなる成績の向上につなげられるものと期待しております。両クラブの活躍は、多くの県民に夢や感動をもたらすとともに、地域の一体感や交流人口の拡大など、地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。

こうした成果は、監督・選手をはじめとする関係者の皆様の不断の努力はもとより、県議会、経済界、市町、関係団体及び県民の皆様からの継続的なご支援と温かいご声援に支えられて実現したものであります。

県といたしましては、今後とも市町や関係団体の皆様と緊密に連携しながら、両クラブへの必要な支援にしっかりと取り組んでまいります。

ツール・ド・九州について。

「ツール・ド・九州」は、九州・山口各県の知事と経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、国際スポーツ大会のレガシーの持続的継承や九州におけるサイクルツーリズムの推進等を目的に、官民広域連携プロジェクトとして2023年から開催されており、本県においては、九州・長崎IRの取組等を生かした県

北地域の振興策の一環として昨年の2025大会に初めて参画しております。

世界のトップクラスを含む18チーム、106名の選手が出場した本大会には、県内外から約1万3,500人の観客が訪れ、県内に約4億9,000万円余りの経済波及効果をもたらしたところであり、今年の2026大会におきましても、させば五番街周辺において、1周約1.5キロメートルのコースを周回する「クリテリウム」を開催することとしております。

本大会は、国内外から多くの有力選手や観客、関係者等の来訪が見込まれ、地域の振興や交流人口の拡大、さらには本県の魅力を発信する絶好の機会になることから、来年の2027大会に向けては、佐世保市を中心とした県北地域において、新たに100キロメートル以上のコースで順位を競う「ロードレース」形式での開催を目指し、準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、関係市町や関係団体等と連携し、新たなレース形式による大会の開催実現に向けて取り組んでまいります。

地域産業成長プランの策定については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【松尾文化振興課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について

ご説明申し上げます。

観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業に対し内示を行った補助金につきまして、令和8年2月から5月までの実績を4ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、2ページに記載の「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金等で計19件、間接補助金につきましても、4ページ目記載の「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金等の計9件でございます。

次に、5ページをお開きください。

令和8年2月から5月までの1,000万円以上の契約状況一覧表については、記載のとおりでございます。

次に、政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料、離島・半島地域振興特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、県議会から知事に対して提出されました離島半島地域の振興対策に関する意見書の各意見の項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページの3段目の1（3）と5ページの2段目の4（2）についての処理状況を記載しております。

次に、政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料、観光・新幹線対策特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、県議会から知事に提出がありました観光振興対策、国際戦略対策、新幹線・二次交通対策及び空港活性化対策に関する意見書の各

意見の項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページ及び3ページの1（3）と（5）、4ページについての処理状況を記載しております。

政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明は、以上でございます。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、文化観光国際部関係の実施結果をご説明いたします。

文化観光国際部関係におきましては、「核兵器廃絶の実現」など4項目について、外務省等関係省庁に対し要望を行いました。このうち、「核兵器廃絶の実現」については最重点項目であることから、外務省に対し、知事、副議長、文化観光国際部政策監より要望を行い、国光外務副大臣から「非核三原則を堅持していくことは、政策の方針として紛れのないものである。唯一の戦争被爆国として、NPTの枠組みの中で日本の役割をしっかりと果たしていく。」等の回答をいただきました。

以上が文化観光国際部関係の要望結果ですが、今回の政策に関する提案要望の実現に向け、引き続き働きかけを行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【小柳観光振興課長】私からは、観光分野における地場産業成長プランの概要についてご説明させていただきます。

資料につきましては、委員会補足説明資料の1ページ目でございます。

まず、地域未来戦略というところで、都道府

県が策定しますが、地域産業クラスター計画と地場産業成長プランのどちらかということになっておりまして、観光振興課の方で策定しておりますのが地場産業成長プランということになっております。このプランが国の方に認定されますと、地域未来交付金などで優先的な採択でありますとか、国の様々な支援を受けられるということになっております。

それでは、プランについてご説明をいたします。

2番の支援する地域及び核となる事業者の左側のテーマというところでございますけれども、歴史文化、自然・アクティビティ、平和といった本県の特色ある地域資源を生かしながら、県内全域を対象に、観光産業の成長と地域経済の活性化を図るというプランでございます。全体としまして、観光振興基本計画をベースに策定をしているものでございます。

それから、下側のところに行きまして、左側中段の3の（1）現状の部分に記載しておりますけれども、本県の令和6年の観光消費額は4,587億円、過去最高ということになってございます。観光客数の拡大傾向、コロナからの回復傾向にあるということに加えて、1人当たりの観光消費額についても増加しているという状況でございます。

一方で、人口減少や少子化高齢化、人手不足が進展する中で、今後も観光産業を本県の基幹産業として持続的に成長させていくためには、国内外からの交流人口の拡大、観光消費単価の向上、それから人材不足への対応が不可欠であります。そういったところを左側の現状のところに記載をさせていただいております。

こうした現状を踏まえまして、中央部分の4（1）（2）の基本戦略、取組の具体像として、国内外から選ばれるこだわりの旅の創出、戦略的プロ

モーション、広域周遊の促進、そういった取組を進め、本県ならではの観光産業の成長、付加価値の向上を図るところでございます。

右側5の（1）に課題を整理しております。高付加価値コンテンツや通訳ガイドなどの不足、それから、広域周遊の取組の必要性、慢性的な人手不足、そういったところを列挙しているところでございます。

その下に、（2）講じるべき政策パッケージということで、具体的な政策といたしまして、1）から3）までを掲げております。

内容につきましては、地域間連携による広域周遊の推進やマーケティングによる情報発信の強化、人材の確保、AIなど先端のデジタル技術を活用した受入環境の整備など、具体的な取組を記載しているところでございます。これらの取組により、本県の観光資源の魅力を高め、観光消費額の増加と県内全域への経済効果の波及を図り、観光産業の持続的な成長につなげるという計画としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山村委員長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【江口物産ブランド推進課長】補足説明資料の2つ目をご覧ください。

食関連分野における地場産業成長プランの概要をご説明いたします。

まず、左側中段の3の（1）現状の部分に記載しておりますとおり、本県には菓子類や麺類、酒類、陶磁器など、歴史や文化に根差した魅力ある県産品が数多く存在しており、一定の事業者の集積も見られますことから、地域の魅力にもつながっております。これまでも県産品のPRに努めておりますが、国内外の消費者に触れ

ていただく機会や、デジタルを活用した販売、さらには海外における継続的な販路確保のいずれの取組も強化する余地が残っているものと認識いたしております。こうした現状を踏まえまして、中央部分4の（1）の基本戦略としまして、地域資源の背景や価値を整理し、統一感のある情報を発信していくことで、県産品のさらなる認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

右側5の（1）のとおり課題を整理しますと、県産品の魅力が十分には伝わっていないこと、様々な購入方法がございますが、それらの環境を向上させるとともに相互連携を図っていく必要があること、国内需要の縮小が見込まれる中ではさらなる海外展開に注力する必要があることを挙げております。

具体的な政策といたしまして、（2）のとおり、県民の皆様をはじめ県産品をご利用された情報に関しまして、SNSを通じて拡散いただけるよう取り組んでいくほか、ECサイトで得られた情報をリアルのアンテナショップに反映させるなど、購買につなげていくことにも取り組んでまいります。

海外展開に関しましては、現地パートナーの確保と関係強化がとりわけ重要でありますため、県と民間事業者とが連携し、一体となった活動を進めてまいります。

これらの取組によりまして、県内・県外・海外で県産品の販路を広げ、地場産業の成長を目指してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧のとおり、

陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

番号は11番と16番です。

陳情書について何か質問ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 質問はないようですので、陳情書については承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問はありませんか。

【鵜瀬委員】 令和9年度政府施策要望実績についてお尋ねをいたします。

政府施策要望につきましては、非核三原則の法制化を含めた厳格な実施を求めています。今回この内容を改めて盛り込むに至った問題意識について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

【川瀬国際課企画監】 非核三原則の厳格な実施についてのお尋ねがございました。

このことにつきましては、平成22年に県議会で意見書が可決されており、また、県としても政府に要望等を行っております。このような姿勢につきましては、本県において、この後においても維持されてきたものと認識をしております。一方、近年安全保障環境の変化を背景にいたしまして、この三原則のうち、特に持ち込ませずを巡っては見直しを求める議論が、現在国の有識者会議等において行われている状況にございます。

こうした動きに対しまして、非核三原則は、国としての政策の方針であり、その運用を変更することは、核兵器の廃絶を目指す本県として受け入れられるものではないと考えてございます。このため、非核三原則の確実な遵守と実効性確保の観点から、法制化を含めた厳格な実施を改めて政府施策要望に盛り込んだものでございます。

【鵜瀬委員】 答弁ありがとうございました。

次に、今説明された背景を基に、非核三原則の厳格な実施につきましては、先ほどの説明にもありましたとおり、外務省の国光副大臣へ知事から要望が行われたと説明がありましたが、その際のやり取りの中で、副大臣からはどのような考えが示されたのかお尋ねをいたします。

【川瀬国際課企画監】 副大臣とのやり取りについてご質問がございました。

まず、知事からは、核兵器を取り巻く環境が厳しさを増す中、非核三原則について、法制化を含めた厳格に実施するよう、副大臣に対して直接要望を行いました。これに対して、副大臣からは、「非核三原則を堅持していくことは政策の方針としては紛れのないものであり、しっかりと対応していきたい。」という回答がございました。

県としましては、こうした政府の対応状況などをしっかりと注視し、県議会とも十分に連携を図りながら、引き続き適切な働きかけを行って、核兵器廃絶に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

【鵜瀬委員】 そういう状況でございますので、後ほど非核三原則の堅持を求める意見書を提出させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【山村委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質問がないようですので、次に議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外について質問をさせていただきます。

まず、部長説明資料にもありましたが、7ページになります、核兵器廃絶に向けた取組について幾つか質問いたします。

説明ありましたとおり、NPT再検討会議、核兵器不拡散条約再検討会議が4年ぶりに開催されたということと、また、本県からも馬場副知事が参加されたということを確認をさせていただいております。そしてまた、一般質問等々でもいろいろ議論がなされておりますが、またちょっと違った観点から質問をさせていただきます。

その中にいろいろ説明があるんですが、まず、長崎県として、このNPT再検討会議に参加した目的、それと、これによつての成果についてお尋ねをいたします。

【川瀬国際課企画監】 NPT再検討会議について、参加した目的と成果のお尋ねがございました。

こちらにつきましては、被爆県として核兵器廃絶の必要性を国際社会に直接訴えることを目的として参加したものでございます。

現地での活動につきましては、先ほど部長説明でもございましたが、NGOセッションでのスピーチをはじめといたしまして、バナーの展示、サイドイベントへの参画、さらに、ジャマイカ、インドネシア、ドイツ、ロシアなど、各国の政府関係者等と意見交換を行うなど、積極的な情報発信と関係構築に取り組んだところでございます。

こうした取組によりまして、被爆の実相への理解の促進が図られたものと考えてございます。また、核兵器廃絶に向けた国際的なつながりの強化や今後の取組に資する人的ネットワークの充実につながったものと認識してございます。

県としましては、この核兵器を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、国際的なつながりの重要性が今後一層高まっていくものと考えており、長崎市や関係団体等としっかりと連携いたしまして、一日も早い核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでまいります。

【宮本委員】 ありがとうございます。被爆県として参加した目的、意義も含めてですけれども、非常に重要であったというふうに考えております。最終的な成果文書は採択になりませんでしたけれども、非常に残念ではありましたけれども、参加して馬場副知事の様々なスピーチも行ったということもお聞きしておりますので、目的としては非常に大きかったというふうに考えております。

先ほど、各国との関係者ですかね、政府関係者と面会をしたと、協議をしたということもちょっと答弁がありましたけれども、具体的に内容と成果についても教えてください。

【川瀬国際課企画監】 先ほどジャマイカ、インドネシア、ドイツ、ロシアの大使等と意見交換を行ったと述べましたが、こちらにつきましては、核保有国、非保有国の双方の考えを聞くために行いました。意見交換では、被爆地の立場から核兵器廃絶の必要性を訴えるとともに、NPT体制の維持や強化、対立が深まる国際情勢の中における対話継続の重要性などについて話し合いを行いました。

各国の立場につきましては、もちろん違いがございまして、その違いは踏まえつつも、課題認

識の共有については図られたものと考えております。

こうした取組につきまして、直ちに各国の政策の変更につながるものとは考えてございませんが、長崎県と他国との関係の深化や、相互理解のために、話し合いをするということは非常に大事であり、今後の取組の基盤となるネットワークの強化や進展に寄与したものと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。立場は違うけれども、いろんな課題認識、そして問題共有ができたということが大きな成果であったというふうに考えます。

その中で、今ジャマイカとかドイツとかインドネシア、あとロシアとも意見交換、協議をしたと言われてます。ロシアは今非常に世界での、どういう言い方したらいいですかね、ロシアが参加して意見交換をされたということが非常に大きな意義があると思います。特にロシアとの意見交換ではどのような発言があったのか、そしてまた、どのような認識だったのか非常に興味ありますが、それについて分からないで結構ですから、教えていただければと思います。

【川瀬国際課企画監】 NPTの目的につきましては、三本柱の、核軍縮と核の不拡散、原子力の平和利用の三つがございます。ロシアの大使からは、この三本柱のいずれも同等に重要であり、バランスよく推進すべきとの認識が示されたところであります。

また、不安定な国際情勢下というところはロシアの大使も言っておられました。各国間の不信感や、立場の違いが拡大しているというところが、NPTも含めた国際交渉の難航につながっているとの指摘もございました。また、先ほども述べました非核三原則を巡る動きについて

も、ロシアの大使は関心を示されており、日本の政策動向に注目が集まっているというところが伺えました。被爆地として果たすべき役割の重要性を改めて認識したところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。非常に大事な協議であったというふうに痛感いたします。やはり被爆地、被爆県だからこそもっと強力に発信すべきことも多いと思いますし、世界に向けて発信していくという使命が長崎はあると考えておりますから、引き続きNPT再検討会議のみならず、いろんな核廃絶に向けた動きを、県としても長崎市とか関係団体と協力して推進していただきたいというふうに考えております。

次、質問させていただきますが、6月28日日曜日に公明党の県議会議員3人と、あと国会議員を踏まえて、観光立国推進懇話会というものを開催させていただきました。約3時間させていただきましたしまして、県内からのバス事業者、タクシー事業者、宿泊事業者、ホテル、旅行代理店、いろんな方々に来ていただいて、いろんなお話をさせていただく機会を設けさせていただきました。その中から、この委員会に関係があるところを確認させていただきます。

いろんな分野から出ていたのは、やはり人材不足であるということを言われておりました。特にバス、タクシーはもう顕著ですね。午前中に審議もありましたけど、宿泊業にも外国人材を登用するという新しい新規事業も立ち上げられており、これについては非常にありがたく思ってますし、宿泊業者からも人材不足は顕著であるというお話もいただいておりますから、しっかり連携を取っていただきたいというふうに考えております。

2点ありますが、宿泊業界の方々からは、季節

変動による資金繰りが非常に厳しいということと併せて、コロナ融資返済開始によって負担がさらに増していますというお声をいただきました。よって、資金繰りの支援なども要望いただいたところですが、恐らく産労部になろうかと思いますが、宿泊業者からこのような声が挙がっているのか、聞いているのか、実際認識しているのか、県の認識と併せて、資金繰り支援については産労部と連携を取っていただいて、関係団体とも意見交換などをしていただきたいと思います。この点についてまず確認をさせてください。

【真鳥観光振興課企画監】宿泊事業者の資金繰りの関係で、まずは声を聞いているかどうかということにつきましてですけれども、本年4月に宿泊事業者の方にアンケート調査を行っておりまして、今後の経営において不安や懸念というものをどういうものがあるかということをお教えくださいということでアンケート調査しております。その中で一定程度資金繰りというお答えをいただいております。県内の宿泊事業者が懸念されているところとして大きいものと考えております。

先ほど委員からもご紹介がありました資金繰りの支援は、産業労働部で物価高騰や燃油高騰も含めながら、資金繰り支援を行っており、また、国が設置している無料の経営相談であるよろず支援拠点の活用等もありますので、そういったことについて宿泊事業者の方にもしっかりとお伝えしながら経営の基盤としてしっかりと助言してまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一点ですが、事業承継支援、後継者不足

ですね。宿泊業界においては後継者がいないと、厳しいというお話をいただき、現状こういったものがあるんだろうと思うんです。製造業とか中小企業ではよく聞く話ですが、宿泊業界においても、後継者不足、跡継ぎ問題というのが今大きな課題となっていると。よって、この事業承継支援、これも産労部ではあるかと思いますが、改めて先ほどと同じように、こういった声を聞いているのか、認識しているのか。県としての受け止め方と、ぜひこの事業承継支援についても産労部と連携を取っていただいて、関係団体、宿泊業者の方々と意見交換の際にこういった支援がありますよということをおっしゃるかもしれませんが、改めてお伝えしていただきたいと思いますと考えておりますけれども、これについて見解をお聞かせください。

【真鳥観光振興課企画監】今、後継者不足のお話の件でございますけれども、先ほど申し上げましたアンケート調査においても、「資金繰り」に続いて「後継者不足」が懸念点ということで挙げられておりますので、そういった点についても県として承知をしているところでございます。

委員おっしゃるとおり、産業労働部が主体としてやっておりますけれども、例えば地域の商工会でありますとか商工会議所、そういったところでもやられてるところかと思いますし、また、国が設置しております無料の相談窓口として事業承継引き継ぎ支援センターを案内するなど、産業労働部や国とも連携しながら、こういった不足の不安に対してしっかりと支援できるように助言してまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

やはり現場の声はもういろいろとあります。

挙げれば切りがないほど出てきており、引き続き胸襟を開いて対話をしていただければと思います。

最後1点だけ質問いたしますが、先日、報道で西九州観光力向上ということで、ハウステンボスが肥前を設立したという報道があっておりました。6月25日です。これについては佐世保市議会でもいろんな説明があっております。非常にハウステンボスとしても今後一般社団法人肥前というものを立ち上げて地域全体の観光力を高めていくということを打ち出しをされております。市議会もこれについては予算を計上しているんですが、ハウステンボスいわく、非常に東京とか大阪のテーマパーク周辺にはないような豊富な観光資源、歴史的な文化遺産があると。地元の観光資源を生かして磨き上げていけば新しい道も開けるといようなコメントも載っております。これについて、まず県としてどう受け止めているのかをお聞きいたします。

【小柳観光振興課長】ハウステンボスが西九州させば広域都市圏のブランド化を目指しまして、市とハウステンボスが一般社団法人肥前を4月に設立するという事でお聞きしております。長崎、佐賀両県の12市町で構成する西九州させば広域都市圏のブランド化を目指すものでございまして、これは広域周遊という点においては県の目指す方向性とも合致するものであると思っております。今のところニュース報道を見ますと、食の分野でのブランディングに取り組まれるというところかと思っておりますので、県北振興局とも連携しまして、今後の動向をまずは注視したいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひいろんな形で、教育というか、協議というか、話合いの場にも参加していただきたいと思いますが、

現時点ではなかなか難しいかもしれませんが、県北振興という観点よりももっと大きく西九州全体として捉えていくべきなんだろうと考えておりますし、そういった趣旨で立ち上げられます。長崎と佐賀ということからすればですね。まさしくこういったものに県もしっかりバックアップしていく必要性があると思いますが、最後部長、こういった民間の動きを捉まえて、長崎市ではスタジアムシティとかもありますし、ジャパネットもあります。県北ではハウステンボス等々もありますが、こういう民間の活力を生かして、しっかり行政としてもバックアップというか、いろんな形でタイアップして盛り上げていく、観光を盛り上げていくということは非常に重要であろうと考えておりますが、今後、例えば予算化であったりとか、今なかなか厳しいかもしれませんが、そうなったときには協力していただきたいと考えておりますが、非常に有効な資源であると考えておりますが、最後の長崎全体、そしてまた、県北、西九州の観光振興という観点から意見をお聞かせいただければと思います。

【伊達文化観光国際部長】先ほど宮本委員からご紹介ありましており、ハウステンボスと西九州させば広域都市圏が連携した観光消費の拡大を図っていくための取組がスタートすることとございます。我々も観光立県長崎を目指していくためには、行政だけが旗を振ってもこれは実現しないわけでございまして、やっぱりこういう民間の有力な企業ともしっかり連携しながら取り組んでいくことが重要であろうと考えております。ただ、今回のこの取組についてはまだ始まったばかりということもありまして、先ほど課長からも答弁いたしましたように、県北振興局とも連携しながら、その状況を見守

りながら、県としてこういった投資ができるのかということについても考えてまいりたいと思っております。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【鵜瀬委員】 それでは、私の方から物産ブランド推進課にお尋ねをいたします。

まず、質問に入る前に、昨年度、地域の地場産業であります清酒蔵に対しまして、酒米価格の高騰への支援、また県産酒で乾杯という施行10周年を記念した県産酒の消費拡大キャンペーンを実施していただきました。県産酒の関係者からは、厳しい状況を乗り越えることができた感謝の声を数多く伺っております。県の迅速なご支援に心から感謝を申し上げます。

さて、今回の6月補正予算では、「美味しいは、長崎から。」をはじめ、「巡ろう、長崎の至福の一杯。」や酒蔵ツーリズムなど、県産品の販路拡大や魅力発信に取り組まれることとなっております。また、これまでの知事によるトップセールスをはじめ、生産者や関係者と連携した海外プロモーションを積極的に展開され、県産品の海外販路拡大やブランド力向上に取り組まれてきたものと認識をしております。

そこでお尋ねをいたします。

どのような戦略を持って輸出に取り組まれているのかお尋ねをいたします。

【江口物産ブランド推進課長】 物産ブランド推進課所管の品目につきましては、加工品、菓子類、麺類、酒類、調味料と、それから陶磁器、その輸出にしましての9割は東アジア向けでございます。地理的優位性やこれまで培ってまいりました現地パートナーとの関係を基盤に、インバウンド誘客やエアライン誘致の主要ターゲットであることを踏まえまして、東アジア向け輸出に取り組んできたところでございます。

国・地域別の状況を見ますと、中国にしましては、現地パートナーとの強い関係性がございまして、県産酒を含めて長崎県貿易公社を通じまして、安定的な輸出が行われております。このため、現地でのイベント等は行わず、中国のバイヤーを招聘し、新たな商品の紹介を行ってまいりたいと考えております。

韓国、香港、台湾に関しましても、安定的な輸出が行われている一方で、県産酒の輸出が少ない現状がございます。このため、現地での見本市に参加するなど、酒類の現地パートナーの確保に取り組みたいと考えているところでございます。今年度は香港での取組を想定しております。新規国でありますシンガポール、オーストラリア、マレーシアに関しましては、少額ではあるものの輸出が行われており、前身事業で現地のパートナーが確保できた国々でございます。多様な販路は、価格の維持向上につながりますことから、少しずつでも輸出が増えるよう、現地パートナーと相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

シンガポール、マレーシアに関しては菓子類から、オーストラリアに関しましては焼酎から輸出に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【鵜瀬委員】 答弁ありがとうございます。ただいまの輸出の取組について、東アジアを中心に今は強力な取引先である中国現地パートナーを広げていくため、また、酒に関しては県産酒、韓国、香港、台湾を中心に、さらにまたパートナーを増やしていくということですが、そうやって販路を拡大していく上で、輸出における課題はどういったものがあるのかお尋ねをいたします。

【江口物産ブランド推進課長】 輸出の課題につ

きましては、先ほどご答弁いたしましたとおり、現地パートナーの確保が最も重要と考えております。そのほか、安全・安心で高品質である県産品ということを前提にはございますが、安定供給が可能であるか、食品の場合は長期間の賞味期限が設定できるかどうか、求められるロットをそろえられるかどうか、また価格競争力を有するか、そういったことをクリアしていく必要があるものと考えております。

【鵜瀬委員】 輸出の課題としては、やはりそれぞれの国において現地パートナーの確保が重要であると。また、商品に対して安全・安心、そしてそれを安定供給ができるかどうか、そういった形で信頼を築いていって、ブランドの向上と県産品の販路拡大に向けて行っていくということですが、これまでそういった課題がありながら、東アジアを中心にマーケティングプロモーションしてきたということですが、その実績と、またその要因、また今後の展開についてお尋ねをいたします。

【江口物産ブランド推進課長】 まず、輸出実績につきましてですが、新型コロナの影響で輸出額が減少したものの、令和3年度にはコロナ前の水準まで回復をいたしまして、以降は目標を上回るペースで増加をしております。

昨年度、令和7年度につきましては、農水産物を含めまして、県全体のこれは現時点では概算でございますが、141億4,000万円と過去最高を記録し、100億円を突破したのも初めてでございます。当課所管の加工品陶磁器につきましても、11.6億円で過去最高を記録し、10億円を初めて突破したところでございます。今年度からスタートした新たな総合計画の目標をもう令和7年度の時点で達成したことになるわけでございますが、大幅増加の状況は複数年度で分析、見極

める必要があるものと考えているところでございます。

また、その要因というご質問でございますが、加工品陶磁器の増加要因につきましては、これまで見本市への出展やバイヤーの招聘、現地パートナーと連携した百貨店、飲食店等でのフェアの実施、また、ジェトロと連携した専門家によるセミナーの開催や個別相談会の実施、品評会への出品など、為替の円安の影響もあるものと考えておりますが、これらの地道な活動、民間事業者の方々と当課職員の粘り強い活動、本当に粘り強く活動しておりますので、その成果であると自負しております。

【鵜瀬委員】 ありがとうございます。様々な課題がある中で、やはり現地の方々と信頼関係を気づく、まずはこれが一番だと思いますし、また、それぞれの現地において様々なプロモーションをして、そこで身近に人と人として商品を、現物を現地の人に見てもらって味を食べてもらうとか、そういった部分もかなり効果があることだろうと思います。また、農林水産合わせた中で140億円ということで、令和7年ですね、さらにこの拡大を大変期待しているところでございます。また、今後ともぜひ県産品のブランド力向上と販路、そして消費のさらなる拡大に向け、引き続き積極的な海外または国内における取組をしっかりとしていただきますことをお願い申し上げます。

私から最後になりますけれども、実は明日7月1日は壱岐焼酎の日となっております。明日19時1分には皆さんでぜひそれぞれのところで、壱岐焼酎で乾杯という声を上げていただいて、壱岐焼酎の消費拡大、ブランド力向上にご協力いただければということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとう

ございました。

【山村委員長】 一度休憩をここで1回挟みたいと思います。35分まで休憩したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

— 午後2時27分 休憩 —

— 午後2時34分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問ありませんか。

【田中委員】 ツール・ド・九州についての指摘があったんで、ちょっとだけお聞きをしておきたいと思います。

残念ながらこの日は、自民党県議団は万博視察に行っていましたんで知らないんですよ。ツール・ド・九州佐世保であったのを。そういうことでお聞きしたいと思うんですが、1万3,500人の宿泊と4億9,000万の経済波及効果という数字が出てるんですかね、数字が。それで1万3,500人、どういうところに宿泊されたのかなというのが一つと、4億9,000万の経済波及効果、こういうものがあるのか具体的にちょっとお聞かせ願えたらありがたいなと。今後のことも含めてお聞きをします。

【川瀬スポーツ振興課長】 1万3,500人という数字については、あくまでも観客数でございました。それで、詳しく宿泊者が何人かと、そこまでは把握できていないんですけども、県でアンケート調査を行いまして、1万,3500人に対してサンプルを1,600集めました。そこから推計すると、レース前日に宿泊した人は約2割弱ぐらいでした。また、レース当日に宿泊した人は1割強というところではございました。ですから、1万3,500に対して3割ぐらいということで、4,000人から5,000人の宿泊があったものと思っております。

また、どこに宿泊したかということに関しては、一番多かったのは佐世保市です。また、長崎市や近隣市町も割合的には少しいらっしゃった状況でございます。

それと、経済波及効果については4億9,500万円程度でございます。

各県の経済波及効果については、長崎県についてはクリテリウムということで1.5キロの周回コースで、狭い空間での開催でした。他県に関しては、ロードレースということで、約150キロにわたるコースを設定して開催したというところがございます。そういったこともあって、観客数も長い距離を取っている分多い状況もございまして、観客数が多くなると、経済波及効果も大きく出ているところではございました。具体的には、福岡県8億円程度、熊本県6億円程度、大分県6億円程度、宮崎県はスタート地点ということで苦戦をしまして2億円程度という状況ではございました。本県の経済波及効果自体は他県のロードレースと比べてクリテリウムということで少し劣っているところですが、1人当たりの消費単価、宿泊単価、日帰り単価については、他県よりも大きな数字が出たという状況で、取組については一定効果があったものと思っております。

【田中委員】 1万3,500人というお話をしましたが、その中で2割程度、2,700人ぐらい宿泊したであろうと。2,700でも大したもんですよね。佐世保市内のホテルはそんなに余裕がないと思うんです。ハウステンボスの効果があったのかなという感じがしております。そういう相乗効果があれば、我々もはっきり言って少し協力をしていかなきゃいかんかなと。さっき言ったように、去年は自民党県議団がいなかった、万博に行ってたからね。だから私はもう分からない

と。これ、ああそうかというだけで。そういうことで、相乗効果的なものを考えれば、やっぱり今後少なくなるわけじゃなくて、大きくなっていくでしょうから、2回、3回と。それが一つ。

それからもう一つは、1.5キロのクリテリウムというのかな、これやったけども、100キロ以上のコースはロードレースを考えているということならば、これまたちょっと大々的にやってるんで、交通渋滞の関係も含めてどういう感じになるのかなと。どういうコースが考えられるのかなと。確定じゃないでしょうけども、大体こういうことも考えてるんですよ。100キロ以上になると結構ありますよね。我々長崎・佐世保間だって67キロぐらいかな、行ってるんでね。長崎から平戸までぐらいという感じになってくるから、そういうときに相当な影響は出てきますよね。昔は九州一周駅伝とか、それから県内一周駅伝とかあって、そっちの方の交通渋滞対策は経験があるから県警も協力してくれるんじゃないかなという感じもするけれども、そこら辺も含めてちょっと粗々でいいですからお聞かせ願えますか。

【川瀬スポーツ振興課長】委員からお話がありましたように、2027年大会については、新たに100キロメートルを超えるロードレース形式での開催に挑戦することとしております。現在、佐世保市が中心となりまして、県北地域におけるコース設定に向け、隣接する県内市町の意向確認などの調整を進めている段階でございます。

佐世保市の意向としましては、西九州させば広域都市圏の構成自治体を中心にコース設定を行いたいということで、その構成市町に対しての働きかけを行っているところでございます。

今後はコース案を佐世保市とともに策定の上、交通規制や安全対策に係る警察等関係機関との

協議を行うとともに、コース沿線の住民等に対し、影響を十分に考慮した上でご理解とご協力を得られるよう、関係市町と一体となって取り組み、年度内のコースの取りまとめに向けて調整を進めて参りたいと思っております。

今後、地元説明会であったり、あとは個別訪問してのご説明等々が発生すると思いますので、佐世保市や関係市町と一緒に県として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】このイベントが定着するといろいろな波及効果はもちろん出てくると思う。前回、我々は見えないもんだから何とも言えないんだけども、あんまり話題にもならなかったような感じがするもんだから一応言いました。ぜひ今年、それから来年と成功を祈っております。

次に、もう一つだけお願いをしておきたいのは、美術館ですよ、美術館。県北の分館構想というのはもう15年、20年ぐらい前から要望として県に上げてるのよ。1回話したことあるけど、I R構想の中に美術館があったからそれでいいんじゃないかということで中断してたけども、今年も佐世保市の要望の中に調べてみたら入ってた。分館構想ね。県の方で具体的に検討したことあるのかね。そこら辺だけお聞かせください。

【松尾文化振興課長】県北地域における美術館の分館の整備につきましては、県北地域の住民の方に文化芸術に触れる機会を提供するため、佐世保市から要望をいただいておりますし、県としても本当にそこは大事なところだとは思っているんですけれども、一方で、県において様々な課題が山積しておりますので、それらに優先して新たな施設を建設することは容易ではないというところで、今のところ考えているところ

でございますが、県北地域での文化芸術に触れる機会の充実につきましては、引き続き、佐世保市ともよく意見交換もさせていただいておりますので、そちらの話も聞きながら、どういったことができるか検討してまいりたいと思っております。

【田中委員】意見交換はしてもらって結構だけでも、ある程度実現の方向に向かっての意見交換なのか、非常にそんな感じがしますね。

一つだけ、私はハウステンボスの動向にいろいろと気を遣っているんだけどね、あそこは本当に未来永劫というのは大げさだけでも、10年なら10年でも安定した存続ができるのかというところにちょっと危惧してるところもあるんですがね。あそこのパレスで美術館やってるのよ。パレスでは美術展を。だから昔はパレス使っていていいんじゃないかという話もあったのよ。ただ、駐車場の問題とか、進入道路の問題とか、今は若干分離してるけれども、そういうことも視野に入れなきゃいかんし、今年の4月からかな、中央競馬会の売場がハウステンボスは撤退してしまったのよ。4月にね。雇用は70人ぐらいと聞いてたけども、70人ぐらいの雇用はなくなってしまったけどもね。あの広大な駐車場は残ってるんだけど、ハウステンボスどう使うかは別にしてね。だからハウステンボスといろいろな意見交換、それこそ部長、ハウステンボスはある程度存続してもらわないと我々地元としても困るんで、競馬で使ってた駐車場用地がもう今空いてる。最近花火になってもあの駐車場あんまり使わないぐらいのものだからね。だからそういうことを含めて、ハウステンボスとも土地の有効活用的なものにやっぱり何か策はないのか、気を配っていただけたらと思っておりますけれどもね。何か見解があればちょっと聞かせても

らいまいしょうかね。

【伊達文化観光国際部長】ハウステンボスにつきましては、一般質問の中でもお答えをいたしましたとおり、やはり本県の観光業界にとって欠かすことのできない本当に大きな優良な観光コンテンツでございます。私も度々ハウステンボスの高村社長ともお会いする機会がございますけれども、ハウステンボスも地域を巻き込んだ、先ほども宮本委員からもお話がありましたが、肥前という構想もお持ちでございますので、我々県といたしましても、ハウステンボスが核となって県北佐世保地域の観光振興につながっていくのではないかと考えておりますので、県としてもどういった支援ができるのか、しっかり後押しもしてまいりたいと考えております。

【田中委員】直接文化観光国際部とは関係ないけれども、また、調べた感じでハウステンボス、何が一番困ってるのかなと思うと、やっぱり交通網の整備なのよ。針尾橋を含む。あそこだけは渋滞がある。イメージが悪くなる。観光客がハウステンボスに来たときのね。来る時も出る時も渋滞じゃね。だから、長崎県全体から考えれば、あなたたちも土木の方にもう少し交通渋滞なくすような方法をやってもらわないと困るよと。ハウステンボス一番の今欠点はそういうことだと私は理解してますけどもね。よろしくお願いして終わりたいと思います。

【溝口委員】 ツール・ド・九州の関連で質問したいと思います。

2025から初めて大会に参加したんですけれども、その中で、前回は世界トップクラスの18人と106名の選手が出場されたということですけれども、今回はどれくらいの予想をしているかお聞かせをいただきたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】レースの出場者につ

いては、昨年と同様、同じぐらいの規模の参加を予定しているところでございます。

【溝口委員】 前は商業施設の中をなるべく走らないでということを決めたと思うんですけど、今回させば五番街周辺を一周1.5キロで走ることですけれども、その関係する商業施設の従業者の方々とのトラブルがあってはなりませんので、その調整についてどのように取り組んでいるのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 委員からご指摘のとおり、今年の佐世保クリテリウムのコースについては、昨年同様、佐世保駅やさせば五番街の周辺を周回するコースとしておりますが、今年の特徴としては、カーブを減らすための関係上、させば五番街を完全に囲い込む形としております。昨年度については、商業施設の一部を囲い込む形となっておりました。大会規定において、クリテリウムのレース中は、コース内の横断が禁止されているところでございます。ですから、レース中はさせば五番街の中にこのままだと入れないという状況でございます。

委員ご指摘のとおり、させば五番街の営業や来店者の利便性への配慮は大変重要であると認識しているところでございます。このため、県と佐世保市において、させば五番街の支配人等と面談を重ね、ご意見を丁寧に伺いながら、対応策について主催者であるツール・ド・九州実行委員会事務局等と協議を進めてきたところでございます。その結果、コース上に仮設歩道橋を設置することで、レース中であってもさせば五番街の出入りが常時可能となる対応を講じることとし、このことについて、させば五番街支配人をはじめ、関係者の方々からもご了承いただいているところでございます。

【溝口委員】 分かりました。商業施設の中に出

入りができないような形になってはいけませんので、そしてトラブルが起きないように話し合いをしていくということでございますので、安心いたしました。ただ、昨年度は前日にイベントと翌日のイベントもやってたと思うんですけど、その辺についてはどのような考え方を持っているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 県としましては、今年の大会においても、昨年に引き続き、観客の滞在時間の延長や宿泊促進を図り、地域経済への波及効果を高めるため、レース翌日に関連イベントを実施することとしております。現在、その運營業務の受託事業者の選定に向けた準備を進めており、イベント内容など詳細は調整中でございます。

翌日イベントの具体的な内容については、現時点で契約の締結に至っていないため、お示しすることはできませんが、昨年の実績を踏まえながら、より多くの方々に長く滞在していただける内容となりますよう、佐世保市や関係団体等と緊密に連携しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】 分かりました。ぜひ翌日もイベントを開いていただいて、やはり宿泊客ができるだけ多くできるようにしていただきたいと思います。ただ、この大会が一応予定日としてはどのようになっているのか、そしてまた、予定日が決まれば、今の話のように前日、また次の日ということになれば、宿泊施設の方々の調整もいると思いますけれども、その辺の調整についてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 このツール・ド・九州というイベントが、毎年10月中旬の3連休に開催することとしております。ロードレースを開

催する県につきましては、この3連休、土・日・祝日の月曜日を使つての開催、クリテリウムについては、その3連休の前日の金曜日開催ということで枠組みが決まっておりますので、10月9日の金曜日に佐世保市で開催するところでございます。

また、宿泊の調整につきましては、県、地元佐世保市、関係団体において推進委員会を設置しておりまして、その推進委員会に佐世保観光コンベンション協会にも入っていただいておりますので、協会を中心に宿泊施設等との調整、連絡等はしっかり行つてまいります。

【溝口委員】 分かりました。ぜひ宿泊できるように施設を持つての方々に調整をしていただいて、できるだけその日を空けるようにしていただければと思っております。

それから、先ほど来年の2027大会に向けて、佐世保市といろいろと話し合いながらやっているということでございますけれども、その辺について、可能性としてはどのように進めていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 長崎県の道路事情は他県と比較して、良いという状況ではないと思っております。迂回路の少なさであったり、道路の幅の短さ、そういった点がございますので、我々としては、ロードレースの開催ということに関しては心配をしてきたところでございます。しかしながら、佐世保市長を中心とした佐世保市の方々の強い思いがあつて、佐世保市としても県に丸任せをするのではなくて、地元調整、警察協議等是一緒になってやると。ある意味自分たちが引っ張っていきながら実施をしたいと、そういった話もございましたので、我々としては佐世保市と一緒に、また、現在佐世保市が進めている近隣市町の巻き込み、そういった状況

も見ながら佐世保市、関係市町、関係団体と一緒に実現に向けてしっかり調整を進めてまいります。

【溝口委員】 年度内に一応調整していかなければいけないと思うんですけども、大体その年度内はどのくらいの期間、いつ頃までにという計画を持つてたらお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 レース開催年度については大きな予算が発生するんですけども、前年度についても、準備経費として実行委員会に負担金等を拠出する必要があります。2027大会に向けた前年度分の予算については、当初予算でも6月補正でも要求はさせていただいていないところでございます。ですから、9月補正予算に向けてしっかり準備を進めて、ある程度めどがつく状態にしていきたいと佐世保市とは話をしているところでございます。しっかり関係市町を巻き込んで、ある程度のコースが組めることを年度内の目標としているところでございます。

【溝口委員】 分かりました。ただ、今回の2027大会については、今までのクリテリウム形式と違って、物すごく長距離になると思うんですよね。それで、人も増えるし経費もいろいろとかかるんじゃないかと思っております。ただ、やはり大会に向けて、今言うように努力しているということでございますけれども、このロードレースは関係する市がどこことどことなってくるか分かりませんが、開催する費用はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 委員ご指摘のとおり、開催経費と人的負担については、走行距離の延伸に伴い、交通規制や安全対策に係る業務が大変増加することから、全体として増加が見込まれるところでございます。一方で、こうした負

担が増加する中であっても、ロードレースを開催する意義は一定程度あるものというふうに思っております。

昨年、今年度と2年連続で開催するクリテリウムは、選手にポイントが付与されないエキシビジョンレースに位置づけられておりますが、来年正式種目であるロードレースを開催することになれば、レースのステイタス向上を図ることができるとともに、本県として大会の本格実施に踏み出すこととなり、より責任ある参画を担うこととなります。また、ロードレースが100キロメートルを超えるコース設定となることから、選手が駆け抜ける沿道の風景や地域の暮らし、歴史ある町並み、美しい海岸線など、広域にわたる多様な魅力を国内外に映像を通じて発信することが可能となります。

現地観戦者のリピート来訪に加え、映像配信を契機として、国内外のサイクリストや観光客の来訪を促進することで、交流人口の拡大や地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

【溝口委員】 ちょっと先ほども言ったんですけども、佐世保市と平戸市には関係するのか、松浦市が関係してくるのか、その辺をところについてはどう考えておるんですか。

【川瀬スポーツ振興課長】 佐世保市の方から大体の市町の意向は聞いてはいるんですけども、今のところまだ正式な回答ではないので、控えさせていただきたいと思っております。ただ、複数の市町が手を挙げる見込みであると聞いております。

【溝口委員】 分かりました。テイストが変わってくるわけですから、ある程度早めに参加する市町等については決めていただいて、そして、やっぱりせっかくですからロードレースができ

るような形を取っていただきたいなと思っております。ただ、これについては、先ほど言いますように、交通関係もいろいろ関係してくるわけですから、警察との関係はどういうふうになっていくんですか。

【川瀬スポーツ振興課長】 現時点で県警本部とはお話をさせていただいているところでございます。しかしながら、実際のコースを所轄する警察署との協議はまだまだですので、実行委員会のアドバイザーの視察とかも踏まえて、協議を進めていきたいと考えております。

【溝口委員】 分かりました。やはり事故がないようにしていかないといけないのが一番ですけども、やはり経費もかかるということで、早めに実行していくかいかないかを決めていかないと、先ほど9月の補正とかなんともできないんじゃないかと思うんで、やっぱりこの9月議会に間に合うように、どうするかをはっきり決めていただきたいなというふうに思っておりますけれども、このことについていま一度お尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 委員ご指摘のとおり、ロードレースの開催の実現に向けてしっかり準備を進めてまいりたいと思っております。今回の6月議会の開会でも、知事からそういった前向きなご説明をいただいております。佐世保市とともに、2027年のロードレース開催の実現に向けて、しっかり取り組んでまいります。

【溝口委員】 分かりました。ぜひこの大会を開いて、経済波及効果をできるだけ多くの市町に行き渡るように努力していただきたいと思っております。頑張ってください。ありがとうございます。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【小林委員】 国際航空路線の誘致に伴う現状、

それから課題についてお尋ねをしたいと思います。

最近の新聞報道でありますけれども、長崎空港の乗降客数が過去2番目に多い326万5,803名と。この数字は昨年の実績なんですね。それから見ると、コロナウイルス以降、やっと戻ったかというふうな感じで、復調を大変うれしく思っているわけであります。ただ、国内線は順調であるけれども、外国人入国者数はかなり落ち込んでるんじゃないかと、こういうふうに思うわけであります。まずお尋ねしたいことは、令和6年、令和7年、長崎空港の外国人の入国者数はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】国土交通省九州運輸局の調査によりますと、長崎空港の外国人入国者数は、令和6年が1万775人、約1万人でございます。令和7年が2万7,182人、約2万7,000人ということで把握をいたしております。

【小林委員】今の答弁で令和6年が約1万人と、それから令和7年が2万7,000人と、こういうところで、1万と2万7,000人ですから、そういうことで約2.5倍の増加をしていると。そういう意味では、県当局の皆さん方の頑張りは率直に評価しなければならないと、こういうふうに思いますが、ただ、九州各県と比べて比較をいたしますと、残念ながら2万7,000人といえども、褒められた数字ではないんじゃないかと思えます。一番大事な総合計画とか、あるいは観光振興計画、この中に、5年後ですから、令和12年度に、目標値が何名ぐらいになってるのか、ここはどうですか。

【小宮インバウンド推進課長】長崎空港国際航空路線の利用者数の令和12年度の成果目標といたしましては、15万人を目標として掲げておる

ところでございます。

【小林委員】そうすると、15万人ということは、2万7,000名という状況で、これは去年だけでも、この5年間で15万人のそういうこの国際線の利用客、これをどうやって15万人にしようと考えているのか。この点はいかがですか。

【小宮インバウンド推進課長】現在、長崎空港の直行便としましては、ソウルのインチョン国際空港の大韓航空が週3便で就航をいたしております。3月の経済対策補正予算、それから、今年度当初予算、また、今議会に提案いたしております6月の肉づけ補正予算、こういった予算を有効に活用いたしまして、インバウンド・アウトバウンド双方の取組を強化いたしまして、できるだけ早期にデイリー化での就航を実施できるように、空港事業者、大韓航空とも協議を進めてまいりたいと考えております。

また、エアプサンが今運航をお休み中でございますけれども、こちらでも早期の再開に向けて継続して取り組んでまいりたいと思っております。

また、経済界、県議会からも要望がございます台湾線、香港線、からのチャーター便の実現に向けても粘り強く航空会社等と協議を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】今釜山線がこれが休便になっていると。かなり評判がよかったですだけに、率直に言って残念に思ってるわけですね。台湾、香港とかまだまだ、東アジアとか東南アジアとか、そういう主要な国地域とまだまだやっぱり路線は、やっぱり締結するようなそういう動きもまた必要になってくるわけです。今こうして2万7,000ぐらいしかないという、極めて低迷していると、こういうことを言わざるを得ないけれども、この低迷をいかにやっぱり乗り越えるかということ

を考えれば、お互いに考え方はもうはっきりしてるわけで、いわゆるこの長崎空港のやっぱり優位性、この優位性をもっと生かしていかなければいかんじゃないかと。これはもう要するに、まず第一に騒音が少ない。それから就航率が高いと。これだけ持っても、やっぱり24時間空港をもう実現する以外にはないんじゃないかと、こういうような形で、私はもう今まで常に24時間空港の実現を目指してかなり訴えてきたけども、大変失礼けども、県はなかなか、言うは易し動かない、まだ結論が出ない。結局24時間空港の実現からは、あえて言えば遠ざかってしまっていると、こういう感じがするわけですね。ここで、やっぱり国交省出身の平田知事も誕生したことでありますので、戦略的に、やっぱりプロモーションなどをかけて、もっと真剣に取り組んでいただければならんと思いますが、この24時間空港化、これについてはどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】小林委員ご指摘のとおり、長崎空港の持つ優位性として海上空港であるということ、それから、3,000メートルの滑走路を有しているということ、それから、今触れていただきましたように、高い就航率がございます。海上空港ということもありまして、騒音の問題等もございません。一方で、九州の玄関口であります福岡空港は街なかに近接しているという状況もありますので、今現在、福岡空港には東南アジア諸国から現地の夜中に出発をして、福岡空港に7時過ぎに到着するというフライト便が多くございますので、長崎空港もそういった可能性があるのではないかとということで、ベトナムをはじめ東南アジア諸国とも継続して協議を進めているところでございます。空港を所管します地域振興部とも連携を図りな

がら、また、空港到着後の2次交通対策等々もありますので、バス事業者等も協議を進めながらこういった形で実現が可能かというところを、今後とも継続して検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】地域振興部がいわゆる本体の所管であるということは承知をいたしてますが、なかなか地域振興部は、24時間空港については残念ながらあんまり積極的じゃないようだよ。もうできないものと決め込んでいるような、そんな感じで受け止めているわけですね。しかし、今言うように、やっぱり長崎空港の優位性、3,000メートルの滑走路、これ福岡の板付空港よりも長いわけですよ。もう一本、3,000メートルの滑走路も造ろうと思えば造れるだけの敷地面積があるわけですね。そういう点から考えれば、もうちょっと大胆な発想を持って、やっぱり基本的な考え方を現実的に戻して、もう少しするために何をしなければいけないかと、こんなことをやっぱり県当局には考えていただかなければいかんじゃないかと、こういうふうに考えるわけですね。だから、そういう点から、やっぱりこの外国人の、いわゆる利用客数が各県と比べたときに、これはいろいろ比較してやっぱり遅れているということを指摘せざるを得ないという状況になっているわけでありまして。

それで、やっぱりさっきも言ったのは、東アジア、東南アジアの主要都市から、いいですか、福岡ではなく長崎へと知名度が同じぐらい高いわけだから。そういう点で直接誘致、これをやっばりもっともっと誘致戦略を必要不可欠と、そういうことを考えていかなければいけない。もうこれが必要不可欠。こういうことを考えるわけですね。また、同時に、この国際空港路線の誘致を勝ち取るためには、これは言うまでも

なく受入れ側である長崎空港の体制が万全でなければならんということは議論のないことであります。まずはやっぱりC I Qと、この体制、C I Qの体制をやっぱり整備すること。それからグランドハンドリング、こういうようなことも言われておって、この人員確保はその後どうなっていますかと、こういうことですね。だから、各航空会社から、長崎空港は選ばれる空港として国際線ターミナルのもうこれは老朽化してる、非常に狭隘、非常に古い老朽化していると、そういう点から施設整備、環境整備を、こういうことを考えて、どのようにそういうことを考えているかお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】私どもインバウンド推進課としましては、この間、国際航空路線の誘致に取り組んでまいっておりますけれども、やはり新規の路線誘致、それから、既存路線の増便等を進めることによって、インバウンドを直接県内に獲得するというのを大きな柱として据えておりまして、直接インバウンドを獲得することで宿泊日数が伸びて観光消費額が増額するというのでございますので、やはり長崎空港が選ばれる空港でなければならないということは私どもも認識をいたしております。こうした中で検疫、それから出入国、税関のC I Q体制については国にお願いをしておりますし、グランドハンドリングと言われます地上の支援業務、それから保安検査の対応等も空港ビルディング等々にも人員を確保していただいて、万全を期してインバウンドのお客様をお迎えできる体制を構築しているところでございます。

もう一点、国際線ターミナルの老朽化、狭隘化のご指摘もございました。こちらは昨年一昨年ともう継続してご指摘をいただいている点でございます。こちらでも空港ビルディング、NA

B I C、それから国とも協議を進めながら、こういったことが検討できるかということで、所管の地域振興部を中心に議論を進めておりますので、私どもインバウンド推進課、文化観光国際部としても、様々な提案、意見も据えながら継続して協議を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】大体一生懸命答弁していただいて大変ありがたいと思いますけれども、なかなか現実には厳しいというような感じが率直に伝わってきますね。そういう点から考えてみますときに、今まで国際線の外国人の方々の利用者数が少ないと、こういう指摘をやってきたわけがありますけれども、ただ一つ、データを見てみますと、長崎県における外国人の延べ宿泊者、これはあんまり落ち込んでなくて、福岡、熊本、大分、それから長崎と、こういうようなことで、かなりいい線で頑張ってくださってるというような受け止め方をいたしております。だから、そういう外国人の方々の国際線の利用が少ないが、延べ宿泊数は結構頑張っているというところから考えてみると、どういうふうに各県と比べて、今長崎県はどういうふうな数になっているか、そのところは分かりますか。ご答弁ができますか。

【小宮インバウンド推進課長】令和7年の1月から12月の観光庁の宿泊旅行統計調査、これは速報値でございますけれども、本県が76万人泊ということで、九州各県と比較いたしますと、中位、第四位の位置にございます。1位は福岡県でございまして約790万人泊、次いで熊本県が第二位で約176万人泊、3位が大分県で約150万人泊、その次が長崎県で76万人泊となつてございます。5位まで申し上げますと、5位が鹿児島県の約70万人泊となつてございます。

【小林委員】 だから今具体的に、福岡、熊本、大分、そして次が長崎県と、その後に鹿児島が来ると。ちょっと今のところあえて言えば、鹿児島に勝つてというようなことは若干優位性を感じますけども、数がまだまだうちは76万人泊と、そういう大分が150万人とか、あるいは熊本が176万人泊と。こういう状況から数を考えていけば、まだまだ努力をしていただかなければいかんじゃないかと、こういうふうに思いますが、ただ、外国人の延べ宿泊数については、頑張っていたいてるということは率直に評価をしておきたいと思います。

最後に申し上げたいことは、長崎県は、この空港はやっぱり外国とは直行便が少ないわけです。だから直行便が少ないということは、他の空港に来てるところも、いわゆるこのゴールデンルート、やっぱり関東、関西の方に外国の方々が集まってきてるわけですね。もちろん日本人の方々もそこに旅行客として大分行ってると思うんです。このゴールデンルートからいかに長崎県にやっぱり誘客を進めていくかと、こういう具体的な対策をやっぱり講じていかなければいかんと。この取組を積極的にやっていただきたいと。このゴールデンルートからいかに長崎県に誘致・誘客するかと。これについての取組は、具体的に考えていただいているかどうかお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 委員ご指摘のとおり、ゴールデンルートには欧米豪多くのインバウンド客がいらっしゃるということで、法務省の入国管理の統計データを拝見しますと、成田空港、それから羽田空港の入国が78%ということで約8割を占めてございます。こうしたところに着目しまして、3月の経済対策補正予算を活用して、東京駅周辺に観光案内所と連携した本

県のプロモーションを実施いたしております。また、京都を含め関西エリアも多くのインバウンド客が訪問しているということもありますので、大阪においては難波駅の観光案内所と連携をして本県のプロモーションを展開するように、取組を開始したところでございます。また、関東、関西も含めて、広島県まではインバウンドのお客様がお見えになっているという統計データもございますので、広島県からいかに九州・長崎へ旅行先として選んでもらえるかということで、一つ、例えばですけど、平和をテーマとした取組を推進していくとか、あとは、JR西日本、JR九州と連携した新幹線を活用したプロモーションであるとか、そういった福岡や熊本、九州内の各県と連携した取組も今後注力してまいりたいと考えております。

【小林委員】 佐古政策監、久しぶりです。全然お変わりなく。そういうような形で、もうあなたは観光振興課長として、確かコロナ禍の前ぐらいか。非常に業績、また成果を上げておられて、いろんな対策をあなたはやっておられて、やっていただいて、私はあなたを高く評価した。本当にいろんなことをやっていただいたと思う。なぜかそれから水産の方に回って、観光と全然関係がないところに行ってさ、何でこんな人事をやるのかなと、率直に私は残念でならないわけですよ。そんな状況の中で、いろいろ回り回ってやっとこの大事な観光振興を考えていただく、そういうポストに戻ってきていただいたということで、大変力強く思ってるわけですね。今小宮課長とやっぱりこの空港の国際線、また空港の活用の仕方、24時間とか、あるいはこれから世界はアジアの時代でしょう。アジアで最も近隣、近い距離にあるのがこの長崎空港じゃありませんか。そういう点から考えた

ときに、先ほどからも言ってるように、この長崎空港の持つ優位性、これは24時間にもぴたっと呼応するわけで、やっぱりこうして、アジアとこういう国々との関係をやっぱり構築していかなければいけないと。もっともここはやっぱり何ていうか、そういう国際航空路線をしっかりと私は定期的に、まずやっぱりチャーターから飛ばして定期便に昇格をしていくと、こういう当たり前のやり方で何とか一つ取り組んでもらいたいと、こう思っておりますが、久しぶりになったね。佐古政策監のちょっとお気持ちとか考え方を述べてください。

【佐古文化観光国際部政策監】まずもって過分のお言葉をいただきまして大変恐縮しております。深く感謝を申し上げます。

インバウンド推進課長の答弁と少し重複するかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

午前中の分科会におきましても、観光消費額もご議論いただきましたけれども、やはり国際航空路線を誘致するというのは、当たり前の話にはなるんですけども、よその空港から長崎県に回って来ていただくよりも、直接来ていただければ、県内での滞在時間が延びますので、消費の単価も伸びると。そしてまた、少し古いデータにはなりますけど、また、他県の事例でもあるんですけども、国際航空路線を誘致すると、その県内の外国人宿泊者数がかなり大きく伸びるというデータも示されております。そういう意味で、私今の立場として、長崎空港への国際航空路線の誘致にとにかく力を尽くしたいという思いでおるんですけども、今日のご議論もありますように、長崎空港の狭隘化、国際航空路線のハンドリングするエリアの狭隘化ですとか老朽化ということもございます。

私も4月以降、長崎空港ビルディングの社長をはじめ幹部職員の皆様、それから職員の皆さんとも何度かお話しさせていただきまして、ターミナルを運営している立場として、国際航空路線を拡大していくためにご自分たちが何ができるのかという、非常に真剣にご議論いただいているという実感をしております。いい意味で私自身大きなプレッシャーを感じておりますので、そういった意味で、関係者の皆さんの思いを無にしないように、引き続き、4月にも大韓航空をお尋ねしていろんなお願いも申し上げました。5月には、これは福岡でしたけど、エアプサンの支店長さんとも少しお話しをさせていただいて、また近々、韓国に出向きまして、また改めてお願いをする予定にもしております。

それから、24時間化のお話も、私思い出しますと、アジア国際戦略というのが以前長崎県が平成23年度から策定をしておったんですけども、その中で、長崎空港の24時間化というのを初めて打ち出したという経過も承知しております。インバウンド推進課長が申し上げましたように、ベトナムを中心に、東南アジアからの誘客を図る上での24時間化のメリットというのを我々としてもしっかり感じておりますので、いろんな近場の路線の誘致を広げていくこと、それから、その先の東南アジアからもチャーター、それから定期便化、そこを目指して、長崎空港24時間化というのも当然ハードルが高い取組ではございますけども、頭にしっかり置いて、職責として果たしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

【小林委員】佐古政策監のいわゆるご意見を賜って、大変力強く思っているところであります。ここは本当に伊達部長が思った以上に頑張っておると言えばちょっと失礼ですけども、この人は

秘書課長時代からずっと頑張っておられるかと思うんです。本当に今すばらしい論理展開で我々も力強さを感じてるわけです。また、観光振興に皆さん方が全部取り組んでいただいと。やっぱりもう何か観光立県長崎、この収益というか、ここの売上げは、長崎県全体のやっぱり底上げにつながると、こう思うわけです。ですから、皆さん方のこの部の動きはとっても大事だと思います。どうぞ伊達部長を中心に、また改めてお見えになった佐古さんとか皆さん方みんなで力を合わせてぜひとも頑張ってくださいことをお願いして終わりたいと思います。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【坂口副委員長】 私から何点かご質問をさせていただきたいと思います。

まず、午前中も審査がありましたけれども、長崎ミュージックフェスマラソンについてですが、本県初の日本陸連の公認のフルマラソンのコースということで、3,000万円の補助金、予算を計上していただきまして本当にありがとうございます。県の立場としては、あくまでも特別後援ということでありまして、今この事務局、諫早市、雲仙市、陸協と10名弱ぐらいですかね、10名ぐらいで確か活動されていると思うんですが、午前中小林委員からもお話がありましたように、どう経済波及効果を高めていくかとか、あるいはコースも午前中少しお話がありましたけれども、諫早市内出て雲仙市の愛野町、吾妻町を經由して堤防道路を渡って諫早市東部を抜けるという中で、当然佐賀県と207の沿線上の鹿島市とか太良町とか、あるいは佐賀県警といったところとのいろんな協議も必要になってこようかと思うんですが、そういったことを考えると、やはり共催とは言わないまでも、共催できれば一番いいでしょうが、まずは、人的な支援、

人の派遣とかそういったことも必要じゃないのかなというふうに考えますが、そのあたりについて認識を伺いたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 今委員からお話がありました実行委員会の事務局の体制についてでございます。

委員からのお話がありましたように、昨年度までは10名程度の事務局であったと認識しております。しかしながら、今年度、諫早市、雲仙市を中心に体制を強化されまして、現在のところ20名体制で事務局を運用されていると聞いております。

県としましては、午前中にもお話ししましたように、補助金を出してそれで終わりではなく、また特別後援として後援の立場で動くだけではなく、実行委員会の事務局がスムーズに大会運営できるようにしっかり助言であったりお手伝いをさせていただきたいと思っております。

具体的には、参加者がたくさん集まるような情報発信についても、県のSNSや、県が関与するイベント等でチラシを配りながら情報発信に取り組んでいるところがございますし、今後協賛金集めであったりとか、ボランティアの動員、ボランティアの募集であったり、そういったところについては我々一緒になって取り組んでいきたいということで、諫早市、雲仙市、陸協とも話をしているところでございます。

職員の派遣については、具体的に諫早市、雲仙市から要請は現在のところないですけれども、事務局に派遣という形で行かなくても、我々スポーツ振興課の職員でしっかりお手伝いをしていきたいということで、諫早市とか雲仙市の担当課長とか、事務局の担当者とはよく緊密にお話をしているところでございます。

【坂口副委員長】 承知いたしました。実質的に

そういう人の派遣とかはなくても、実質的に県のスポーツ振興課としてお手伝いをしてくださるというふうに認識をいたしました。よろしくお願いをいたします。

次に、これも午前中審査がありましたところの関連ですけど、潜伏キリシタン関連遺産の予算の中で、プロモーション映像の作成とかあったんですが、予算とは直接関係ないんですけれども、そしてまた前回の委員会でも少しお話しさせていただきましたが、千々石ミゲルの2033年度の大河ドラマ誘致に向けた民間の活動が今活動されております。やはり大河ドラマという、やはり国民的なテレビドラマでありますので、これに採用されれば一番のPR効果があるというふうに考えますし、民間のそういった活動が実際ありますので、そういったところと県とどういった連携ができるのか、その辺前回は伺ったと思うんですが、改めてその後、こういった関連の予算を計上される中で、こういった県としての取組が可能なのかについて伺いたいと思います。

【村山歴史文化遺産課長】ただいまご紹介がありました千々石ミゲルのNHKの大河ドラマの誘致の件につきましては、3月議会の委員会の中でもご質問があったところでございます。地元関係自治体も後押ししています地元の実行委員会のこの誘致の取組につきましては、県としましても広報面の方で支援し、機運の醸成につなげていきたいと思っております。今回6月補正の中で計上させていただきました事業の中で、モデルコースであったり、あるいは映像の制作といった取組をさせていただきたいと考えております。その中で、関係自治体等の皆様方から地域資源の抽出についてもご意見いただく中で、千々石ミゲルの墓所など、モデルコースの中に

含められないか検討を進めてまいりたいと考えております。

【坂口副委員長】ご答弁ありがとうございます。大河ドラマの誘致ということについて、民間で実際に活動が今なされているわけですが、県としてどういったことができるかということをお伺いしたつもりではあるんですが、その辺りもう一度答弁いただければと思います。

【村山歴史文化遺産課長】今後、地元の実行委員会の皆様方が、例えば具体的にチラシあるいはポスター配布のご依頼がありましたら、積極的に広報面での支援をさせていただければと思っております。

【坂口副委員長】ありがとうございます。大河ドラマ今現在で65作目ですかね、あるわけですが、長崎が舞台になったというのは多分龍馬伝ぐらいで、少しというか何割か出てきたぐらいかなと思いますので、これ天正遣欧使節団千々石ミゲルですね、主人公ということになると、かなりのウェイトを長崎県舞台で占めるのかなというふうに思いますので、ぜひ実現に向けた協力をしていただければというふうに思います。

次に、地域産業成長プランについて伺いたいと思います。

観光関連、そして食の関連ということで、それぞれこのプラン、策定をされているわけですが、この財源ですが、地域未来基金費ということで、交付税の費用項目で算定をされるということですが、本県の割当てとして試算ですけれども、60億程度という見積りが立てられております。本県のこの60億のうち、旅行関連、観光関連、食関連で大体幾らぐらい予算というか、60億に対するどれぐらいこの二つの分野で想定をされているのか、もし分かれば教えてい

ただければと思います。

【小柳観光振興課長】全体で60億ということですので、単年度でいうと恐らく10億程度の数字なのかなと思っています。いろんな事業がございますので、それぞれの事業の中でどれだけの割り振りがあるかというところはまだ聞いておりませんが、複数あるものですから、単純に割ると1事業当たり1億とか多いもので2億とかそれぐらいと思いますが、これはまたBとCというプランが2種類あり、その割合もあるため、我々もまだはっきりとはしてないのが正直なところでございます。

【坂口副委員長】ありがとうございます。これからということで頑張ってくださいと思いますが、このプランのうち、食の関連、少し拝見をさせていただきましたけれども、政策手段として政策のパッケージが幾らか上げあるわけですが、これ見てますと、ちょっと商品開発の支援がないのかなというのが感想ですね。商品開発は農水産部門で所管課の方でもうこれプランありますので、そこでなされるのかなというふうにも思いますけれども。流通の方面から、いわゆるそのマーケットインとかいう発想の下で商品の開発とか、あるいは既存の商品の改良とか、そういった政策の支援のパッケージがあってもいいのかなというふうに考えますが、その点について見解を伺います。

【江口物産ブランド推進課長】現時点では、政策パッケージの中に具体的に明記はしておりませんが、各事業者との意見交換等を行った上で、必要であれば商品開発についても検討をさせていただきたいと考えております。

【坂口副委員長】このプランに記載がないと多分60億の財源というのもなかなか活用が難しいのかなというふうにも思いますので、その辺は

なるべく広く、多分これ記載するのはただだと思いますので、ぜひ記載を含めて検討いただければと思います。よろしくお願いします。

最後ですけれども、国際航空路線についてですが、台湾の直行便が現在九州では本県だけ就航がないような状況でありますけれども、台湾側の課題認識としては、台湾側から行く、その復路、戻って来るときのお客が少ないと。すなわち日本・長崎から台湾へ行く方が少ないということが課題なんだと、そういう課題認識を持っているということだったんですが、それに対する対策というか、県の取組などあれば教えていただければと思います。

【小宮インバウンド推進課長】副委員長ご指摘のとおり、台湾から長崎を訪問するお客様は、今現在福岡便、それから熊本便を利用して九州にお見えになられてまして、そういった方々が陸路、または島原半島の海上交通を使って本県にお越しになっているということで、昨年の国・地域別の宿泊者数を見ますと、韓国に次いで第二位が台湾からでございます。私も台湾は非常に重点的な市場と認識をしておりますけれども、チャーター便の運航等について、航空会社、旅行会社等々と協議を進めておりますけれども、やはり今現在の中東情勢、価格の高騰等、社会経済情勢を踏まえると、なかなかチャーター便の運航実施についてはちょっと慎重にならざるを得ないというご意見もいただいております。一方で、やはり台北からのお客様をお迎えするだけではなくて、長崎のお客様も台北に行く、要するに、ツーウェイのチャーター実施を強く求められておりますので、私も県内の旅行会社、県民の皆様が台北の方に訪問しやすいカレンダーの曜日の組合せでありますとか、二泊三日、または三泊四日、こういった

旅行商品が売れ筋なのか。そういうところも旅行会社とも研究をしながら、意見交換をしながらチャーター実現に向けて継続して協議を進めているところでございます。

【坂口副委員長】現実としては、九州で長崎だけが今直行便がないという状況ですので、早急に就航ができますようにご尽力をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

【山村委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかにないようですので、次に、自由民主党会派より、「非核三原則の堅持を求める意見書（案）」の提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書案配付〕

それでは、鵜瀬委員より、意見書提出についての提案趣旨説明をお願いいたします。

【鵜瀬委員】自民党会派を代表して、私の方から非核三原則の堅持を求める意見書（案）の説明をさせていただきます。

朗読し、説明に代えさせていただきます。

1967年（昭和42年）の12月11日、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則が当時の国会で表明され、これまでもこの原則を国是として、国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれをひたすら堅持してきました。また、我が国は被爆国として核兵器のない世界を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに、国際の場においても、非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。しかしながら、現在、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備

計画のいわゆる安保3文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声があります。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。とりわけ、広島と長崎にもたらされた悲劇を二度と繰り返さないためにも、憲法の平和理念とともに、非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の指導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが重要不可欠です。

よって、国におかれましては、地球上で唯一の戦争被爆国として核兵器の脅威と被爆の実相を全世界に伝え、恒久平和の実現に向けて世界の範となり、非核三原則を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。長崎県議会。

今議会中、委員の皆様におかれましても、被爆体験者の方から長崎を最後の被爆地への恒久平和の願いが込められたお手紙をお受け取りになったと思います。どうか意見書の趣旨をご理解いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【山村委員長】ただいま説明がありました、非核三原則の堅持を求める意見書（案）についてご意見はありませんか。

【宮本委員】ただいまの提出ありました非核三原則の堅持を求める意見書（案）につきまして、会派を代表いたしまして、意見を申し述べさせていただきます。

核兵器を持たず、作らず、そして持ち込ませずの非核三原則につきましては、私たち公明党

といたしましても非常に高く評価をしております。同時に、結党以来、強く堅持を求めている姿勢を貫き通してまいりました。しかしながら、先ほどの意見書の中にもありましたとおり、現在安保3文書につきまして、改定に向けた議論がなされているという状況であり、これに伴って非核三原則も見直そうという動きも出ているのが現状であります。しかしながら、核兵器を取り巻く状況は、世界で見ても一層厳しさを増している中、非核三原則は一層堅持していかなければならないと考えております。

この非核三原則の堅持を求める意見書（案）につきましては、6月8日時点で、少なくとも24都道府県73地方議会から国に対して提出をされています。長崎県からこそ真っ先に提出しなければならない意見書であるとも考えております。

先ほどもありましたとおり、長崎を最後の被爆地に、そして世界恒久平和、この祈りは長崎から発信していかなければならないという思いが強くあります。よって、私たち公明党会派といたしましても、この意見書（案）につきましては強く賛同するものであります。

【山村委員長】ほかにご質問、ご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

―― 午後3時50分 休憩 ―

―― 午後3時50分 再開 ―

【山村委員長】再開します。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）を提出することにご意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、非核三原則の堅持を求める意見書（案）については提出することに決定されました。

なお、体裁等の修正についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査が終了しましたので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

―― 午後3時51分 休憩 ―

―― 午後3時51分 再開 ―

【山村委員長】再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

―― 午後3時51分 散会 ―

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年7月1日

自 午前10時 0分
至 午後 1時52分
於 委員会室 3

谷村 重則	統 計 課 長
渡邊 渡	生 活 衛 生 課 長
荒木雄一郎	生活衛生課企画監 (動物愛護管理センター整備担当)
市瀬 良一	食品安全・消費生活課長
佐藤 貞夫	水環境対策課長
山内 康生	資源循環推進課長
渡邊 春隆	自 然 環 境 課 長

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長(分科会長)
坂口 慎一	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
小林 克敏	〃
溝口芙美雄	〃
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鵜瀬 和博	〃

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【山村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中尾県民生活環境部長】4月の人事異動により新たに就任した県民生活環境部の幹部職員で、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山村委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【中尾県民生活環境部長】それでは、県民生活環境部関係の議案について、令和8年6月定例会

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

中尾美恵子	県民生活環境部長
下野 明博	県民生活環境部次長
赤澤 貴光	県民生活環境部次長 兼 地域環境課長
岩永 俊一	県民生活環境課長
本多 千穂	男女参画・女性活躍推進室長
石田 祐子	人権・同和対策課長
新田 正宏	交通・地域安全課長

議会県民生活環境部の予算決算委員会、観光生活建設分科会関係議案説明資料及び予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料（追加1）によりご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分、第84号議案令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第15号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」であります。

関係議案説明資料の2ページ中段をご覧ください。

初めに、第70号議案 令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算及び国の内示に伴う予算を計上しようとするものであります。

歳入予算については、国庫支出金1,750万円の増、繰入金3,283万2,000円の増、計5,033万2,000円の増。

歳出予算については、環境保全費2億3,013万2,000円の増、計2億3,013万2,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

にやがさきワンTEAMプロジェクト事業費について。

動物の適正な飼養・管理に関する県民の理解

が深まるよう、ボランティア団体等と連携した取組を強化するとともに、頻発する多頭飼育問題に速やかに対応するため、ボランティア団体や地域と連携し、不妊化対策等を実施することとしており、これらに要する経費として1,290万3,000円の増。

浄化槽設置整備費について。

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業への助成に要する経費として1億5,201万3,000円の増。

持続可能な地域循環型社会づくり推進事業について。

循環型社会構築のため、生ごみや紙類等を中心に実践型4Rの啓発を推進するとともに、自然災害を想定した災害廃棄物の仮置場訓練を行うこととしており、これらに要する経費として、3,021万6,000円の増。

国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費について。

令和3年8月豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄地区における復旧工事に要する経費として3,500万円の増を計上いたしております。

次に、関係議案説明資料（追加1）の2ページ中段をご覧ください。

第84号議案 令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算について、環境保全費15万4,000円の増、計15万4,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

公衆浴場対策費について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要する経費であります。

以上が令和8年度補正予算に関する説明でございます。

次に、関係議案説明資料の3ページ下段をご覧ください。

先の3月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、合計で4,566万3,000円の減、歳出予算については合計で2億2,589万9,000円の減を計上いたしております。

歳入予算及び歳出予算の主なものにつきましては、5ページに記載のとおりであります。

6ページをご覧ください。

報告第15号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」につきましましては記載のとおりであります。

このほか、令和7年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告については6ページ下段から7ページ上段に、令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算繰越計算書報告及び事故繰越し繰越計算書報告については7ページにそれぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【渡邊生活衛生課長】にやがさきワンTEAMプロジェクトについてご説明いたします。

令和8年6月定例会県議会観光生活建設分科会補足説明資料3ページをお開きください。

にやがさきワンTEAMプロジェクトについてでございますが、まず、事業の概要についてご説明いたします。

殺処分ゼロの達成に向けては、これまでの野良猫の不妊化推進による収容数の削減、それから、幼若動物の飼養による譲渡推進などの結果、病気などで治療の見込みがない動物や収容後に死亡した動物を除いた殺処分数は、令和7年度の速報値でございますが、40頭まで減少しております。

今後、殺処分ゼロの達成を目指すため、ボランティア団体や地域関係者との連携をより強化し、頻発する多頭飼育問題を迅速に対応するとともに、動物の適正な飼養・管理に対する理解の醸成を推進することが必要な取組であると考えております。

次に、事業の内容といたしまして、まず1つ目は、にやがさきワンTEAM体制の構築でございます。

具体的には、経験豊富な団体と地域で活動する個人をつなぐため、地域課題の解決に向けた相談会を開催し、複数のボランティアが連携して多頭飼育問題など、多様な案件に対応できる体制を整備いたします。

また、動物愛護センターにおいて、供用開始時から効果的な活動が行えるよう、ボランティア

アと連携し、設計段階から活動内容の検討を進めてまいります。

2つ目は、多頭飼育問題の解決に向けた関係者との連携強化でございます。

まず、対象動物に対する飼養管理支援として、必要な資材の提供を行うとともに、健康維持に必要な検査や治療費用の負担を実施いたします。

また、多頭飼育の現場においては不妊化のための捕獲、病院への輸送が困難な場合があることから、移動式手術車いわゆるスペイカーを派遣し、効率的に手術を実施してまいります。

さらに、多頭飼育案件に対応するため、管理施設における手術設備の高度化も図り、吸入麻酔器の導入などにより、安全性と処置の迅速化を確保してまいります。

最後に、予算についてご説明いたします。

本事業の予算額は総額で1,290万3,000円であり、その内訳といたしまして、一般財源は90万3,000円、ふるさと納税による特定財源が1,200万円となっております。

以上で、にゃがさきワンTEAMプロジェクトの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金についてご説明いたします。

令和8年6月定例県議会観光生活建設分科会補足説明資料4ページ、長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金をお開きください。

事業の概要をご説明いたします。

一般公衆浴場、いわゆる銭湯につきましては、物価の安定を確保し、国民生活の安定を図ることを目的として制定された物価統制令の適用を受ける唯一の業種であり、独自の価格転嫁が困難となっております。

エネルギー等物価高騰によるボイラー燃料等

による燃油や電気代の高騰が経営を圧迫することから、一般公衆浴場の経営の健全化、衛生水準の維持・向上を図るため、対象となる全施設に対し、自らの事業に必要な燃油や光熱費等の価格高騰分に相当する経費を支援するものでございます。

次に、事業内容といたしまして対象施設でございますが、県内で公衆浴場法の許可を受け、入浴料金について物価統制令による統制額の指定を受ける民営の9施設が対象となっております。

支援単価の積算根拠につきましては、まず、燃油代は、令和3年度の燃油実績に燃油価格の高騰率及び補助率16分の1を乗じて算出しております。

また、電気代は令和3年の月額電気料金実績に消費者物価指数の上昇率を乗じ、これを年額換算するため、12か月分とした上で、同様に補助率16分の1を乗じて積算しております。

この補助率16分の1につきましては、年間経費のうち、7月から9月までの夏季3か月分を対象とし、その4分の1相当額を支援する考え方に基づくものでございます。

また、補助率の設定に当たりましては、電気料金に係る国の支援単価が前年度から拡充されていることに加え、特に重油を含む燃料費につきましても、国において価格高騰対策として補助制度が継続されている状況を踏まえ、従来の2分の1から4分の1に見直したものであり、県庁内で統一した取扱いとしております。

これらを踏まえまして、ボイラー等燃料使用施設につきましては、1施設当たり3万6,000円を4施設、また、燃料不使用施設につきましては、1施設当たり2,000円を5施設に支援することとしており、事業費といたしまして、合計15万

4,000円を計上しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【山内資源循環推進課長】それでは、当課から持続可能な地域循環型社会づくり推進事業についてご説明いたします。

補足説明資料5ページをご覧ください。

こちらは大きく2つの内容になっております。

まず、1つ目の実践型4Rの推進についてご説明いたします。

事業の背景としましては、本県の焼却されるごみのうち、生ごみと紙類の割合が約6割と多くを占めております。さらに、家庭から出る食品ロスが全国平均を上回っている状況でもありますので、家庭における4Rの取組、具体的には、ごみを減らす（リデュース）、再利用する（リユース）、再資源化する（リサイクル）、使い捨てのものを断る（リフューズ）をより一層促進し、ごみの発生抑制や再資源化を図る必要がございます。

次に目的ですけれども、4Rの啓発事業につきましては、これまで広く浅くテレビスポットや新聞等で啓発を行ってきたところですが、今回の事業では重点的に取り組む啓発テーマを次の3つに決めまして、市町と連携し実証実験やモニターを募り、各テーマに沿った活動の体験を通じて、4Rの取組のきっかけづくりとし、継続的な4Rの取組の定着、拡大を図るべく、県民や事業者の行動変容を促すことを目的としております。

具体的には、1つ目のテーマとして、生ごみの水切りです。

生ごみを一度しっかり絞って水を切ることで水分を減らし、生ごみの減量化につなげる取組となります。

2つ目は、紙類のリサイクル推進です。

紙類の中でも特にお菓子の箱や包装紙などの雑がみの分別回収を体験することで、雑がみは資源物であることの認知度を高め、分別行動の習慣のきっかけを住民の方に提供する方策でございます。

3つ目は、冷蔵庫在庫使い切りによる食品ロス削減です。

週に一度は冷蔵庫の中を整理し、余っている食材を使い切るなど、食品ロスゼロの行動習慣を身につけてもらおうというものです。

以上、3つの重点テーマに沿った4Rの実践を通して、県民意識の向上を図るものでございます。

また、アンケート等、効果検証結果につきましては、市町へ還元し、横展開につなげていくとともに、県民の皆様へSNS等を利用し地元インフルエンサーの活用やモニターの声をお届けすることなど、効果的な普及啓発を行ってまいります。

次に、6ページをお開きください。

2つ目の災害廃棄物仮置場訓練の実施についてご説明いたします。

近年、豪雨や地震など自然災害が頻発しており、その際、多量に生じる災害廃棄物を迅速に処理することは、生活環境の保全や公衆衛生確保の観点から非常に重要であり、その中でも仮置場は初動対応の重要な拠点となるものでもあり、市町職員の仮置場設置運営に係る実務対応能力の強化が課題となっております。

今回の仮置場の訓練は図上訓練となりますが、市町の職員が仮置場を安全かつ効率的に設置・

運営ができるよう、判断力や連携力を養う訓練を実施いたします。

また、県や市町、災害廃棄物の処理に係る協定を締結している業界団体とも連携しまして、それぞれの役割分担の理解を深め、体制強化を図っていきます。

訓練の結果につきましては、現行の災害廃棄物処理計画の実行性の検証や課題の把握に活用し、今後の計画見直しにつなげてまいります。

以上、2つの事業を合わせました総事業費として3,021万6,000円を計上させていただいております。その財源の内訳は資料に記載のとおりでございます。

以上、持続可能な地域循環型社会づくり推進事業について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村分科会長】次に、提出があった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業について説明を求めます。

【岩永県民生活環境課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本分科会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

資料の2ページをお開きください。

県民生活環境部では、にゃがさきワンTEAMプロジェクト事業費を計上しており、事業概要等については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。

それでは、私の方から1点だけ確認の意味も踏まえて質問をさせていただきます。

今ご説明ありましたにゃがさきワンTEAMプロジェクトについて質問をさせていただきます。

補足説明資料の3ページにありまして、事業概要、内容、そして予算額を把握させていただきました。もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

まず、事業概要のところですが、殺処分ゼロを目的として今回、プロジェクトを構築したというお話で、事業内容を見たところですね、ボランティア団体の方の活動が中心になってくるように感じます。この方たちへのご尽力がなければこのプロジェクトはなかなか発揮できないと考えておりますが、3月議会の概要説明でもあったかもしれませんが、いま一度、このボランティア団体の方々について、県内どのくらいあるのか教えていただければと思います。

【渡邊生活衛生課長】ボランティアの県内の数ということでのお尋ねですが、県に収容された動物の一時預かりや地域猫活動における技術的支援、あと啓発活動の協力、災害時の被災動物の一時預かりといった県の活動にご協力いただける動物愛護ボランティアの登録数といたしまして、令和6年度、個人、団体合わせまして57となっております。

【宮本委員】ありがとうございます。

登録されているのが57団体と。活動内容についてちょっとだけ教えていただきたいんですけど、57団体の方々が全て活動を熱心にされているということがちょっと分かればと思うんですが、この中でどのくらいの団体の方々がすみま

せん、ご熱心と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、されているのかちょっとその活動内容についても分かれば教えてください。

【渡邊生活衛生課長】この57団体のうちの何団体が熱心に活動しているかというご質問ですが、例えば、ミルクボランティアであるとか、あと、一時預かりであるとか、そういった県の活動にご協力いただいているボランティアさんもいるんですが、独自でご活動されていて県が把握できていない中で活動されているボランティアさんもございますので、57団体のうち何団体が熱心に活動しているかという数についてまではちょっと把握をしております。申し訳ありません。

【宮本委員】 ありがとうございます。

そうすれば、事業内容のところで複数のボランティア団体が協力して説明会をしますよと、呼びかけはどうされるんですか。

呼びかけたところ、どれくらいの団体、57団体のうちゼロかもしれません、1かもしれません、2かもしれませんが、どのような形で結びつけていけるのかもちょっと確認をさせてください。

【渡邊生活衛生課長】相談会への呼びかけですが、現在、長崎県の10の保健所の方で協議会を開催しております。その協議会に複数のボランティアがご参加いただいておりますが、まずはそのボランティアさんに横連携での呼びかけをお願いしたいと思っております。

あと、ながさき犬猫ネットや動物愛護のイベントでもそういった相談会については啓発してまいりたいと思います。

委員がおっしゃられました57団体のうちどのくらい集まるかというご質問がありましたが、57団体以外のボランティアの方もぜひお越しいただいて、独自の活動での課題解決などに相談

会を活用していただければと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

できるだけ先ほどおっしゃったとおり横のつながりで広く団体を募っていただきたいというふうに思っております。

その次に、事業内容ですけれども、多頭飼育の問題、これ非常に重要でよく相談を受けるんですけど、把握するのが難しいと思うんですよね。どのようにこれを結びつけていくのか。多頭飼育が、これもどのくらいあって、どれくらいの方々が問題になってるというのがちょっと分かれば教えていただければと思います。

【渡邊生活衛生課長】地域住民やボランティアそれから市町、保健所に寄せられた情報を基に多頭飼育案件がどのくらいあるか確認したところ、県立保健所管内において32地区を把握しました。そのうち不妊手術の対象となる動物は380頭でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。把握できていらっしゃるんですね、ありがとうございます。32地区で380頭ということです。

対象になるんだろうと思うんですが、多頭飼育の問題を考えたときに、よく当たるのが福祉の結びつき、ちょっと申し訳ありませんが、結構、生活保護の方が多いかなという印象があるんですね。なので、にやがさきワンTEAMプロジェクトにおいて多頭飼育問題を解決していくためには、福祉の分野と結びついていくことが重要かと考えますけども、このプロジェクトでということではありませんけど、多頭飼育と福祉の結びつきについて、そこからの解決の糸口があるんじゃないかと考えますが、その点についてもこのプロジェクトに関連して教えていただければと思います。

【渡邊生活衛生課長】現在行っている取組とい

たしましては、動物愛護ボランティア推進員、あと行政関係者により構成される動物愛護推進協議会が県内10地区ございます。

協議会にて地域で抱える課題や情報を共有しておりまして、こういう場に社会福祉関係者をお招きしたり、個別案件について情報を共有しながら課題の解決を図っておるところでございます。

それから福祉関係者の会議体に県の方から出向きまして、動物に関する課題について講演を行うなど、連携のため、体制構築の足がかりを築き始めているところでございます。

今回の事業においての福祉関係者とのつながりですが、多頭飼育問題で不妊化であったりボランティアさんへの支援というところを行っていくところなんですけども、こういった今までの協議会なども活用して、福祉関係者からの情報をしっかりといただき、対応についても福祉関係者と協議しながら、今度の新しい事業での取組を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

やっぱりどうしても生活の中で寂しいからということもあるのかもしれませんが、やはりそういったものも多頭飼育の問題につながっていくかとも考えているところなので、ぜひとも福祉の方とも結びつきをしていただいて、多頭飼育の問題が今後広がらないような取組をしていただければと思います。

先ほど例で生活保護の方というふうに私の方は言いましたが、もちろんそれには限らずなので、そういったものも問題把握として持っていただければというふうに考えております。

ぜひとも、やはりここが根源的なものにもなっているかもしれませんので、対応の方をお願いしたいと思います。

それとあと、予算のところでもちょっとお聞きしたいのが、これ約1,290万円でありまして、ふるさと寄附金基金を繰り入れて1,200万円です。これ長崎のふるさと納税の中の動物愛護長崎犬猫殺処分ゼロという分野での基金を活用してだと思っているんですけど、ふるさと基金で4つほど大きな部類がありましたですね。これは特に動物愛護、長崎に殺処分ゼロのところのふるさと納税の寄附金を使っているということだろうと思うんですが、これ1,200万はその基金を全て使っているのか、初歩的な質問になるかもしれませんが、その内容についても教えていただければと思います。

【渡邊生活衛生課長】 殺処分ゼロプロジェクトに基づいたふるさと納税の寄附金ですが、令和7年度は4,005件、合計1億708万8,080円の寄附がございました。そのうち、2月議会で承認をいただきました骨格予算であります。殺処分ゼロプロジェクトに1,984万円。それから今回の肉づけのにやがさきワンTEAMプロジェクトに1,200万円充当させていただいております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

そうすれば、あと残り幾らあって、それも今年度で使うのか、また使わなければ来年度に繰越しになるのか。ちょっと聞き方が悪いかもしれませんが、残りの額についてはどのようにされるのかもちょっと教えてください。

【渡邊生活衛生課長】 残りの額につきましては、今後の動物殺処分ゼロの取組の中で充当していくと考えております。

【山村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】 おはようございます。

持続可能な地域循環型社会づくり推進事業の実践型4Rの推進のところで質問をします。

生ゴミと紙類のごみの削減ということを掲げ

てありますけれども、私も実際、生活する中で本当にこのところのごみを削減することがごみを減らすことにつながるんだということを実感しています。

実は個人的な取組ですけど、ステンレスのボールをこのくらいの大きさのボール、これに合わせたステンレスのざるを重ねて野菜を切るときに、例えばジャガイモの皮をむいたら直接そこに入れるとか、いろんなごみを入れて、それをまとめて次のところに移すというか、そういうことをしてます。自分では生ごみ乾燥機を使ってるのでそっちを使うんですけども、本当に流し台の水切りカゴありますけれども、あそこにごみがたまるようでは全部濡れてしまいますし、そして濡れると臭いがついたり、腐ったり、虫が寄ってきたり様々な問題が出てきます。

乾燥したままだとごみも膨らまないし、そしていろいろな嫌な問題も発生しないということで、これはもう本当に実践していけば生ごみ削減につながるし、焼却するときの経費の削減にもつながるかと思います。

それから紙ごみもごみ袋とか見ると箱がそのままどんと入っていたりして、かさばってあんまりたくさんごみが入れられないんですよ。毎日生活していると本当に紙ごみがどんどんありますから、それを分解して平らにして重ねて、資源ごみ回収のときに出すということ、ちょっと面倒ではあるんですけど、でもやっぱりごみを減らすためには大事なことだなと思っています。そういういろいろな工夫というか、そういったところも発信していついていただきたいなということを思っています。

この事業の中で実証実験やモニター事業を通じてきっかけをつくっていくということが書かれていますけれども、具体的にどういうふうに

されるのかお尋ねします。

【山内資源循環推進課長】 実践型4Rの推進ということで、どのようなやり方でやっていくのかということでございますけども、やり方としては、市町と連携いたしまして住民の方にモニターとなっていていただきまして、実際に家庭でできる取組を体験していただくというものでございます。

この4Rの取組のきっかけをモニター事業を通じて住民の方へ提供する方策であると考えておりますので、体験を通じてごみの減量化やりサイクルに対する意識が芽生えて、意識が向上し行動変容につながっていくものと考えております。

予算を承認いただければの話になりますけども、次のようなスケジュールで行っていきたいと思っております。

7月から9月にかけては、市町広報誌等を通じてモニターを募集します。

その後、10月は4R推進月間であったり、食品ロス削減月間でもございますので、10月の1か月間、実証実験として、モニターの方々に実際に取り組んでいただきます。11月にはそのモニターの方々からアンケート等で取り組んだ結果について感想等をいただくということにしております。12月から1月にかけては、アンケートを集計しまして分析をしていく予定としています。

結果等は今後の事業の見直し等にまた活用させていただきたいと思っております。

【堤委員】 7月から9月にそれぞれの自治体の広報誌で募集を呼びかけるということですが、そうしますと募集を呼びかける人数とか規模は、それぞれの市町に任せてされるということなんでしょうか。

【山内資源循環推進課長】委員のおっしゃるとおり市町と連携してやっていくわけですが、市町の方から各市町の住民の方に声かけ(募集)をしていただきまして、参加していただくモニターの方を選んで実施していくということになります。

規模につきましては、現時点で今回何名になるかというのは分かりませんが、これまでに2回、令和6年と令和7年、実証試験等を実施した際のアンケート調査への回答者の数として2年間の平均で約100世帯を超える住民の方に参加していただいておりますので、それよりも少し多い規模の人数になろうかと思います。

【堤委員】 ありがとうございます。

それぞれの市町でやはり関心を持っていただいて、モニターに参加をしていただいて、取組が広がっていつてもらいたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、いろいろなごみ削減のためのヒントとか、そういうのをこういふことでごみを減らせますというような情報提供もあつたらいいなと思うんですけども、そういったことをされるお考えはありませんか。

【山内資源循環推進課長】 基本的には今回の事業はモニター事業といたしまして実際に県民の皆様モニターとして体験をしていただくということでございます。

ヒントといいますか啓発に向けた様々なやり方ということで、取り組める内容のものというのは今のところ考えておりませんが、実証実験等でのモニター事業によりしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【堤委員】今のところはそういうことは考えていないということですが、ここに生ごみひとしぼり、紙類のリサイクル推進、冷蔵庫在

庫使い切りとあるわけですが、私もまだまだ不十分ではあるんですが、やっぱり食品を買って、例えば安売りのときにたくさん買って使い切らないとか、あるいはまだ買わなくても今使っているのがあるのに新たに購入して、そしていろいろ買うとどこ行ったか分からなくてまた新しく買ってしまったりとか、ここにあつたんだと思ったらもう消費期限、賞味期限が切れてたりとか、そういうことは日常よくあることじゃないかなと思うんです。

だからやっぱり今利用しているものが少なくなつたときに、そのときに新しく買うとか不要なものを買わないように必要なものだけちゃんと調べて買うとか、災害に備えた食品の備蓄などは一定必要かもしれませんが、本当にいろいろ買い込まない。そういう習慣づけも大事ではないかなと思うので、様々なごみを減らすためのヒントというのは私たちいろいろ学んで賢く行動できるような、そういう啓発とか周知というものにも今後取り組んでいただきたいなと思っています。

本当にごみを減らすことで環境に優しい地域づくりというものにつないでいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上で終わります。

【山村分科会長】ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、第84号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分及び報告第15号については原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山村委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より所管事項の説明を求めます。

【中尾県民生活環境部長】 県民生活環境部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係説明資料、県民生活環境部の2ページをご覧ください。

原油価格の高騰対策について。

中東情勢の不安定化による石油関連製品などの価格高騰や供給不安により、県民生活や経済活動に幅広い影響が生じております。

こうした中、県では、関係部局が連携して適切な対策を推進するため、長崎県原油価格高騰対策本部幹事会を毎週開催し、事業者や関係団体の皆様からの声や現場の実情を迅速かつ丁寧に把握しながら、強い危機感を持って対応しているところであります。

国に対しては、九州地方知事会や全国知事会

と連携した要望を行うとともに、6月に実施した政府施策要望において、新たに原油価格・物価高騰等対策を最重点項目として掲げ、石油及び関連製品等の安定供給や原油価格・物価高騰の抑制のために必要な対策について万全を期すよう、関係省庁等に強く要望を行ったところであります。

今後とも、関係部局及び関係機関とも連携し、原油価格高騰対策に取り組んでまいります。

また、県民生活に欠かせないガソリンについては、国の補助が継続されており、資源エネルギー庁の週次調査によると、6月22日現在の全国平均価格は1リットル当たり169.8円に対し、本県は178.7円と全国の中でも高い状況にあります。

さらに、県独自調査による6月の離島の平均価格は198円となっており、同月の本土の平均価格である1リットル当たり178円と比較すると依然として価格差が生じております。

このため、政府施策要望において、本土と離島とのガソリン価格差の縮小を目指し、離島地域に係る燃油価格の格差是正を重点項目として要望したところであります。

公共交通機関の脆弱な離島地域において、ガソリン等の燃料は生活に不可欠なものであり、離島に住む県民の皆様が安心して生活できるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

人権尊重の社会づくりの推進について。

県では、長崎県人権教育・啓発基本計画に基づき、様々な人権施策を推進しているところであり、近年、人権問題が複雑化・多様化している中で、人権尊重の理念を県民等と共有し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すため、条例の制定に向けて取り組んでおります。

条例では、何人も、不当な差別、いじめ、プ

ライバシーの侵害等の人権侵害行為をしてはならないという基本理念の下、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることとしており、有識者会議や市町、関係団体等のご意見を伺いながら、条例案の検討を進めているところであります。

また、性的指向は自分で選択できるものではないにもかかわらず、同性婚が法律上認められていない中で、生きづらさや困難を抱えている当事者の不安や生活上の不便を軽減するとともに、性の多様性に関する県民の理解増進につなげ、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すため、長崎県パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて、県内市町と協議・調整を進めております。

本制度は、当事者がパートナー関係にあることを県に宣誓し、県が宣誓の事実を証明する宣誓書受領証を交付する制度であり、これによってパートナー関係の説明が容易になるとともに、市町等との連携により、当事者が一部の行政サービス等の提供を受けることが可能となるものであります。

今定例会において、条例及びパートナーシップ宣誓制度の素案をお示しし、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様のご意見をお聞きしながら、令和9年4月の条例施行及び制度導入を目指してまいります。

このほか、人権尊重の社会づくりに向け、地域の人権教育、啓発を担う人材を確保し、個々の指導者のスキルアップを図るため、県内各地区で研修会を開催するとともに、市町と連携して指導者の実践の場を提供することとしております。

また、企業における人権尊重の気風を高める

ための人権啓発セミナー等を行うほか、V・ファーレン長崎と連携協力した人権啓発活動などに取り組んでまいります。

第12次長崎県交通安全計画の策定について。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会を目指し策定する第12次長崎県交通安全計画については、これまで関係機関と協議を重ねながら、3月定例県議会において素案をお示しし、ご意見をお伺いしてまいりました。

その後、3月から4月に実施したパブリックコメントの結果や3月末に確定した国の基本計画を踏まえて、最終的な計画案として取りまとめたところであります。

今後、交通安全対策基本法の規定に基づき、長崎県交通安全対策会議での審議を経て、本年7月に策定する予定であり、新たな計画の下、県警察や関係部局はもとより、市町や関係機関・団体等と連携を図りながら、交通安全に関する施策を推進してまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、4ページ下段から地球温暖化対策の推進について、国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【岩永県民生活環境課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたし

ました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年3月から5月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し、内示を行った補助金であります。

直接補助金の実績については、2ページから3ページに記載のとおり生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金など計19件となっております。

間接補助金の実績については、4ページから6ページに記載のとおり地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金など計39件となっております。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり計10件となっております。

なお、9ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、15ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

私的諮問機関等につきましては、下段に記載のとおり長崎県製菓衛生師試験委員会など2件を開催しており、会議の概要等については16ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、去る6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、県民生活環境部関係の要望結果をご説明いたします。

補足説明資料令和9年度政府施策に関する提案・要望についてをご覧ください。

県民生活環境部関係におきましては、原油価格・物価高騰等対策、強靱な県土づくり、諫早湾干拓調整池の水質改善、インフラ老朽化対策

の4つの最重点項目について、経済産業省の井野副大臣、農林水産省の鈴木大臣、国土交通省の加藤国土交通大臣政務官に対し、知事、副議長、県民生活環境部長により要望を行いました。

このうち、原油価格・物価高騰等対策の項目においては、石油及び関連製品等の安定供給や原油価格・物価高騰の抑制のための必要な対策に万全を期すこと、影響を受ける事業者の資金繰り支援やセーフティーネットの拡充など、経営安定対策を講じることについて、井野経済産業副大臣、鈴木農林水産大臣に対し強く要望を行いました。

これに対し、井野経済産業副大臣からは、今後とも石油関連製品の安定供給に努めたい。物価高騰対策については、皆様からのお声をいただきながら、きめ細やかに実施したいとの意見をいただきました。

加えまして、強靱な県土づくりの項目においては、今年度から始まった第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、その実現に必要な予算・財源を、資材価格や人件費の高騰などを適切に反映させた上で、通常予算とは別枠で満額確保することについて、加藤国土交通大臣政務官に対し強く要望を行いました。

これに対し、加藤国土交通大臣政務官からは、国土強靱化については、公共事業予算が初めて2兆円を超えており、今後も必要な予算の確保に努めたいとのご意見をいただきました。

このほか、離島地域に係る燃油価格の格差是正など10項目について、経済産業省をはじめ、環境省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省に対し、県民生活環境部長、県民生活環境部次長及び担当課長により要望を行いました。

以上が県民生活環境部関係の要望結果であります。

今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き必要な取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】 次に、人権・同和対策課長より補足説明を求めます。

【石田人権・同和対策課長】 人権・同和対策課より、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）素案について及び長崎県パートナーシップ宣誓制度素案について補足して説明させていただきます。

観光生活建設委員会補足説明資料の3ページをご覧ください。

初めに、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）素案につきましてご説明いたします。

本条例につきましては、令和6年2月に県議会から人権尊重に関する条例の制定を求める意見をいただき、また、令和6年度に設置しました有識者による人権施策のあり方に関する検討委員会からも様々なご意見をいただきました。

これらを踏まえ、これまで関係団体や市町に意見を聴きながら、有識者による会議を重ね、検討を進めてまいりました。

初めに、「1条例制定の背景及び必要性」ですが、近年、インターネット上の誹謗中傷をはじめとする様々な人権問題が生じるなど、人権をめぐる状況は複雑、多様化しております。

このような中であって、県民一人ひとりが人権に対する関心と理解を深め、互いの人権を尊重することが重要であることから、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、人権全般を網羅した条例を制定するものでございます。

次に、「2条例素案のポイント」でございます。

条例前文では、人権の根本原理を明示するとともに、本県の歴史や人権をめぐる現状を踏まえ、人権尊重社会の実現に向けた決意を示して

おります。

4ページをご覧ください。

第1条では、本条例の目的として、人権尊重の基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにし、人権施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重社会の実現を図ることを記載しております。

第2条では、基本理念として、人権侵害行為をしてはならないことを明示するとともに、「自己実現」「人権侵害の防止」「多様な価値観等を認め合う」社会の実現に寄与することを記載しております。

第3条から第5条では、県、県民、事業者の責務として、県は人権施策を総合的・積極的に推進すること、県民、事業者には人権尊重の理念に対する理解を深めるよう努めていただくことなどを記載しております。

第6条では、人権施策を総合的に推進するため、基本計画を策定し、これに基づく施策を実施するとともに、その実施状況を毎年度公表することを記載しております。

5ページをご覧ください。

第7条から第9条では、県は人権侵害の防止に向けた取組として、人権教育・啓発や相談支援体制の整備を行い、特にインターネット上の人権侵害防止のため、インターネットリテラシーの向上を図る教育・啓発を実施することを記載しております。

第10条では、県は意見聴取や県民意識調査を実施し、施策への反映に努めることを記載しております。

第11条から第12条では、有識者による審議会を設置し、基本計画に関する意見聴取等を行うことを記載しております。

「3今後の予定」ですが、7月から1か月程度パ

ブリックコメントを実施し、その結果を9月の本委員会でご報告後、法令審議委員会などの手続を経て、令和9年2月議会に議案上程、令和9年4月施行を目指しております。

以上で、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）素案についてのご説明を終わります。

引き続きまして、長崎県パートナーシップ宣誓制度素案につきましてご説明をいたします。

同じ資料の11ページをご覧ください。

県では、県の人権施策の方向性についてご意見を伺うため、令和6年度に有識者による検討委員会を設置し、本制度を含めた性の多様性をテーマの一つとしてご議論いただきました。

また、市町との協議・調整や関係団体との意見交換なども行いながら、制度導入に向け検討を進めてまいりました。

初めに、「1制度導入の背景及び必要性」についてです。

近年、多様な性のあり方に関する理解や認識が広がってきておりますが、同性カップルは法律上の婚姻が認められておらず、それにより生じる不安や生活上の不便の軽減につなげるとともに、県民の性の多様性への理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指すため、本制度を導入するものでございます。

「2制度の概要」についてですが、本制度は、性的少数者であるカップルが互いにパートナーであることを県に宣誓し、県がその宣誓したという事実を証明する受領証を交付する制度です。

制度を導入することにより、婚姻制度に基づかない関係にある当事者が、一部の行政サービスを利用可能となるものでございます。

対象者は、性的少数者であるカップルのうち、双方とも成人で、県内在住など一定の居住要件

を満たし、他にパートナーや配偶者がなく、近親関係にも当たらないなどの条件を満たす方となります。

12ページをご覧ください。

他の自治体との連携につきましては、制度を独自に導入しております県内市町が交付する受領証を、県と当該市町との2者間において、互いに利用できるよう調整するとともに、本県と連携する県外自治体の受領証を所持する方が本県に転入する場合は、手続を一部省略することで当事者の負担の軽減を図ることとしております。

その他、パートナーシップが解消された場合や県外転出、または、お亡くなりになられた場合は受領証を返還していただくこととしておりますが、パートナーの方がお亡くなりになられた場合で、受領証を手元に残しておきたいと希望される場合は、使用停止処理を行ったうえで、当事者の方に返却することとしております。

最後に、「3今後の予定」ですが、人権尊重を促す条例と同じく、7月から1か月程度パブリックコメントを実施し、その結果を9月の本委員会でご報告させていただきます。その後、一定の周知期間を経て、令和9年4月の施行を目指したいと考えております。

以上で、長崎県パートナーシップ宣誓制度についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】 次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【新田交通・地域安全課長】 交通・地域安全課から第12次長崎県交通安全計画案の補足説明を行います。

補足説明資料として2種類ございますが、資料3-1の概要と書いた資料に沿ってご説明いたします。

本計画につきましては、素案を3月の委員会において説明させていただきました。

その後、3月末には国の第12次交通安全基本計画が策定され、パブリックコメントを終了し、それらを踏まえ、取りまとめた最終案を今回説明させていただくものです。

資料の1ページから3ページまでは、素案の際の説明資料と同じものとなっております。

1ページをご覧ください。

改めてのご説明になりますが、本計画は、国の基本計画に基づき、都道府県でも作成することが義務づけられているもので、策定の背景、役割、期間は記載のとおりであり、令和8年度から令和12年度までの5か年計画となっております。

次に、ページが前後しますが、3ページをご覧ください。

施策体系図をお示ししております。

本計画はまず3つの分野、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道における交通の安全から成り立っており、前計画を継承しつつ、近年の交通情勢を踏まえた内容となっております。

それでは、2ページにお戻りください。

本計画の目指す姿は、交通事故のない交通安全社会の実現で、3つの分野のうち大部分を占めるのは、道路交通の安全についてです。

前計画からの主な変更点は朱書きの部分であり、目標は国の基本計画における目標数値算定方法を基に、県警と協議し、年間の24時間死者数を23人以下にする。年間の重傷者数を235人以下にすると設定しております。

本計画における重視すべき視点は10の視点となっており、講じようとする施策は8つの柱で推進することとしております。

次に4ページはパブリックコメントの結果で

す。

いただいたご意見は2件で、4ページ下段の記載のとおり自転車に関するもので、いずれもご提案・ご意見として承っております。

最後に5ページをご覧ください。

素案からの変更は、3月末に確定した国の基本計画に沿ったものです。

その主な内容は表に記載してあるとおりであり、そのほか、統計資料の挿入や体裁の調整等を行い、最終の計画案として取りまとめました。

それが、もう一つの補足説明資料3—2であります。

今後、7月に開催する長崎県交通安全対策会議の審議を経て決定することとしております。

簡単ではありますが、以上で、第12次長崎県交通安全計画案についての説明を終わります。

【山村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号7番、11番、16番です。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 質問がないようですので、陳情については、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【宮本委員】 政策等決議資料の中から1点だけ確認をさせていただきます。

3ページになります。

補助金内示一覧表の直接補助金の中で産業廃棄物の適正処理推進等を目的とした監視事業の

必要経費に対する補助、これは佐世保市と長崎市に対する400万円の内示です。

まずは事業概要、具体的にどういった内容なのかについて教えていただければと思います。

【山内資源循環推進課長】委員ご質問の政令市適正処理支援事業補助金についてでございます。

まず、この補助の対象としましては、廃棄物処理法に基づく許認可権限を有している、長崎市と佐世保市を対象としておりまして、両市の廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業などの必要経費を支援するための補助でございます。

主な経費内容につきましては、両市にそれぞれ1名ずつ配置されております監視パトロール指導員の人件費や公用車の燃料代等になっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

監視パトロールの方の費用と公用車の燃料ということですが、これ監視事業というふうに書いてありますけど、これ大体年にどのくらいその方々がパトロールされるのかについても教えてください。

【山内資源循環推進課長】県の場合における実績としてご説明させていただきます。

県におきましては8保健所ございまして、その8保健所に適正処理推進指導員を15名配置しているところでございます。

業務内容としましては、事業所への立入とか不法投棄のパトロール等でございますが、日々活動をしておるわけですが、各保健所の廃棄物適正処理指導員につきましては、警察OBの方を主として配置しております。廃棄物の不適正処理の未然防止、早期改善に努めているところでございます。

立入件数につきましては、年間に5,000件以上

立入を実施しておりまして、今のところ大きな不適正事案というのがなくなっているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

最後ちょっと触れていただきましたが、これによって最終処分場と中間処分場という言い方が正しいんですかね、それらの違反みたいなものはないという理解でいいのか教えてください。

【山内資源循環推進課長】現在におきましては、廃棄物適正処理指導員のご尽力の下、5,000件以上の立入等を行いまして、大きな事案というものはございません。

実際は、廃棄物の保管基準の違反などが確認されておりますけども、それらにつきましても処理基準の一時的な逸脱ということで、すぐに改善できるような内容のものでございまして、ここ3年間ににおきましても処理基準の適合率としましては97%以上達成しておりまして、違反につきましては1.5%や2.5%など、3%を下回っているという状態でございますので、今のところは十分に指導が行き届いていると考えております。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ほかに質問がないようですので、次に議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【堤委員】 長崎県人権尊重を促す条例（仮称）素案についてお尋ねします。

この間いろいろな県民の方から、また県議会でも人権条例制定に向けたご意見というのは要請があつてきていると思うんですけれども、今

回、人権条例の素案を提出されたということで、この間のご努力に対しては敬意を表し、高く評価したいと思います。

今、人権状況を考えるときに、一番求められているのは、インターネット上の誹謗中傷とか、人権問題の多様化・複雑化、そういうことに伴って起こる人権侵害で、差別の防止や救済のための制度的な仕組みを整備することではないかと思います。

今回、本県において制定される条例については、長崎県の実情を踏まえつつも、各都府県の条例の先進的な内容を積極的に取り入れて、人権が尊重される長崎県づくりを実現するためのより実効性のある条例とされることが必要ではないかと思います。

それで、幾つか質問をしたいと思いますが、まず、条例の名称ですね。仮称とはなっていますが、長崎県人権尊重を促す条例ということで、この「促す」という言葉にちょっと違和感があるんですけれども、他の県では使われていない表現だと思います。「人権尊重の社会づくり条例」とか、何か違う言い方の方がいいのではないかと思います。まずこの点をお尋ねします。

【石田人権・同和対策課長】 今回の条例につきましては、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解していただいて、自らの行動につなげていただくことを目的としておりますので、現時点では「人権尊重を促す条例」という仮称を用いております。

しかしながら、促すという表現につきましては様々な受け止めがありますことも承知しております。この名称はあくまでも検討段階における仮称でありまして、確定したものではございません。

名称につきましては、これまでも有識者会議をはじめ様々な方々からご意見をいただいているところでございまして、例えば、有識者会議では、条例の名称は内容を端的に表すものであるため、まずは条例の内容を十分に議論し、その上でふさわしい名称を検討すべきとのご意見をいただいているところでございます。

県といたしましては、県議会でのご議論や今後実施しますパブリックコメントも踏まえながら、条例の目的や内容を適切に表現できる名称となるよう、条例案の最終的な取りまとめの段階で検討してまいりたいと考えているところで

【堤委員】 今後、様々なご意見をもとに再考されるということで、意見を踏まえた納得のいくというか、皆さんがすっと落ちるような条例案の名称をつくっていただきたいと思います。

それで、まず目的があるんですけれども、第1条、目的となっていますが、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定め、全ての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする、これはいいんですけれども、差別を許さないということを基本に様々な人権問題の解消を推進して、差別、その他人権問題のない全ての県民の人権が尊重される、そういう社会の実現を目指すということ、差別を許さない、様々な人権問題の解消を目指す社会を推進すると、そういったことを明記した方がいいのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】 ありがとうございます。

県といたしましても、差別は決してあってはならないものと認識しているところでございます。このことにつきまして、差別を含むあらゆる

る人権侵害行為をしてはならないということを第2条の基本理念のところでも明示させていただいているところございます。

【堤委員】 第2条のところでも示しているというご答弁でした。

この条例素案が目的、基本理念、県の責務、県民の責務、事業者の責務、そして基本計画の策定、それから人権侵害行為の防止に向けた取組とあるんですけれども、例えば、他県の例で言いますと佐賀県が令和5年に制定されていますけれども、県、市町、県民、事業者と責務があつて、基本方針がありまして、その次に人権侵害行為の禁止等ということで、第7条が掲げてあります。そして、相談体制、助言、説示があつてと続いているんですが、この素案の中では、県は国及び市町と連携協力しながら人権教育及び人権啓発並びに相談支援体制の整備を行うと第7条で規定して、そして人権教育や人権啓発を行う第8条を規定、なんか県のすることが少し相談支援体制にしてもちょっと弱いのではないかな。相談に応じる体制を整備するとか、それから必要な情報の提供、助言、国・県・市町が設置する専門的な相談機関の紹介等の支援とあるんですね。

それがお隣の佐賀県の方は、県はもちろん相談体制を整備して助言を行うとかあるんですが、知事は、人権侵害行為を受けた者その他関係者から、解決するための助言、説示またはあつせんを行うべき旨の申出があつた場合は、必要があると認めるときは人権侵害行為をしたと認められる者を指導し、または監督する相談関係者に対して、侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示、あつせんを行う、知事が行う。

それから、それ以降も知事はということで、県が積極的に人権問題の解消に乗り出すという

ようなことが示されているんですけれども、相談機関につなぐというような県の役割ではちょっと弱いのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】 何故人権侵害に当たるかということにつきましては、専門的な知見からの判断が必要となります。

今、委員がおっしゃいました説示とかあつせんとか、そういった人権救済につきましては、調査や救済機能と専門的な体制を有します法務省の人権擁護機関が全国的に統一した基準の下、対応しているところがございます。

そのため、個別の人権侵害事案への対応につきましては、法務省の人権擁護機関において対応されることが専門性や実効性の観点から適切であると考えているところがございます。

【堤委員】 他県に比べて、県の示してある内容は、やっぱり何が差別であるのかなんとかって何でもかんでも取り上げて、それに県が乗り出すということにはならないと思いますが、やはり様々な人権問題について県が積極的にあつせんをしたり具体的な対策、措置を行うということを明示すべきではないかと思うように考えます。ちょっと県が引いているような、そういう印象を受けるんですけれども、いかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】 県といたしましては、人権侵害の救済が必要となる事案を含めた相談に適切に対応したいと考えており、関係機関と緊密な連携や相談しやすい環境づくりを進めていくことが重要であると考えているところでございます。

なお、令和6年度に設置しました人権施策のあり方に関する検討委員会におきましても、県は県民がより相談しやすい環境を整え、周知を強

化すべきといったご意見や、県は県以外の各種専門相談窓口との連携を強化すべきといったご意見をいただいているところでございます。

ですので、県といたしましては人権相談への対応につきましては、いろいろな機関と適切な役割分担を踏まえて、相互に連携しながら実効性のある対応に努めていきたいと考えているところでございます。

【堤委員】そのところは意見がちょっと合わないんですけれども、県が人権侵害を受けたという訴えに対して、やはり真摯に寄り添って対応すると、そういう体制を取れるような、そういう長崎県づくりを進めていただきたいというふうに思っております。

それから、条例施行後の見直し規定について盛り込むべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】今回制定しようとしております条例は人権尊重の社会づくりに関する県の基本理念を定めるものでございまして、基本理念として一定の安定性が必要であると考えているところです。

そのため、あえて見直し規定は設けず、社会情勢の変化に応じて見直しが必要となる場合については、条例改正が必要か、また、基本計画の見直しで対応するのかといったところを適切に判断していきたいと考えているところです。

【堤委員】基本理念を定めた条例にするということですね。分かりました。まだ時間ありますか。

【山村委員長】大丈夫です。

【堤委員】もう一点、パートナーシップ宣誓制度の素案についてお尋ねをします。

こちらもずっと要望が出されてありましたけれども、ほかの市町との関係とか、何かそうい

う調整とかということで、随分長くかかってましたけれども、来年4月から制度を施行するというような見通しを持った素案が出されてきたことでこれは評価したいと思います。ここに書かれている制度の概要のところですが、対象者が例えば通称名を使用している場合、そういった通称名でのいろいろな登録、そういったところも使用を認めるべきではないかと思いますがいかがですか。

【石田人権・同和対策課長】今回お示ししております素案の方には記載はしていないんですが、通称名の利用を希望される方は通称名で宣誓していただくことを考えております。

【堤委員】ありがとうございます。

通称名の使用を認めるというか、そういうことで通称名が使用できるということですね。

それから他の導入自治体との連携というところで、長崎県でパートナーシップ宣誓制度ができれば、県内の全ての市町でこのことがいろいろなサービスとか何かが及ぶのではないかなと思うんですが、パートナーシップ宣誓制度を独自に導入している県内市町、とあるんですが、この辺はどうなんでしょうか。長崎県のこの制度に登録をすれば、全ての市町でいろいろなことができるようになると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】県内の市町では現在3市町で制度を導入していらっしゃいますが、県で制度を導入しましたら、この3市町とはそれぞれの受領証を相互に使えるような連携協定を結びたいと考えております。

制度を導入されていない市町についても、県の受領証の利用に関する協定というところを締結させていただきまして、県の受領証を活用してそれぞれの市町の皆様が提供されるサービス、

こういったものが利用できるようにしていきたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

全ての県民の皆さんが本当に生きやすい長崎県づくりに向けてパートナーシップ宣誓制度に取り組まれるということで、そういうことで本当に期待をしておりますし、様々な性的少数者の皆さんも含めて、当事者やほかの皆さんも県民生活が送れるようにしていただきたいと思います。終わります。

【山村委員長】 ほかに質問ありませんか。

【鵜瀬委員】 私の方から大きく2点について質問させていただきます。

まず1点目は、先ほどの補正予算でもありましたけども、人と動物が共生する住みよい社会の実現に向けまして、県では動物殺処分ゼロを目指したロードマップを策定し、ボランティアや関係団体、市町と連携しながら様々な施策に取り組まれております。

また、先ほどもありましたが、6月の補正予算には、新たに頻発する多頭飼育問題の解決に向けたにゃがさきワンTEAMプロジェクトが盛り込まれ、ボランティア団体と連携を強化し、動物の適正な飼育管理の中、動物愛護の推進を図る取組が進められようとしております。

そのような中、6月29日の長崎新聞によりますと近年、環境省と農林水産省では生態系への影響が懸念される外来生物リストの見直しを進めており、これまで対象としていた野生化したノネコに加え、地域猫や飼い猫についても希少な野鳥や小動物への被害を踏まえ、生態系保全の観点から対策の対象に追加する方向で検討が進められております。

一方では、猫は愛護動物でもあることから、生態系の保全と動物愛護の両立を図りながらボ

ランティアをはじめとする県民のご理解とご協力を得て取り組むことが重要であると考えます。

県内、特に離島において野生化したイエネコが希少な野生動物の生態系に及ぼしている影響を県はどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

【渡邊自然環境課長】 野外で生活するイエネコによる生態系への影響についてでございます。

こちらは定量的な把握調査等を行っているものではございませんが、本県におきましても野鳥や小型の哺乳類等への捕食の影響や中型哺乳類との餌や住家の競合など、生態系への悪影響が生じているおそれがあると認識しておりまして、長崎県が独自で作成している長崎県外来種リストにおいても野生化したイエネコを掲載しているところでございます。

また、特に対馬におきましては、ツシマヤマネコとの生息圏の競合や感染症の媒介といった悪影響を及ぼすリスクがあるものと認識しているところでございます。

【鵜瀬委員】 答弁ありがとうございます。

今、言われました特に対馬において希少なヤマネコとノネコが競合する部分があるんで、そこは十分対策を打つべきだろうと思っておりますが、国においてこのイエネコが生態系対策の対象となった場合、県としてどのような対策を講じていくのかお伺いします。

特に、室内飼育の推進、また、不妊去勢手術、中ではマイクロチップの装着などを含めた飼い主への適正飼育の普及啓発、野良猫対策、市、町、ボランティア団体など、さらには地域住民への合意形成にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

【渡邊生活衛生課長】 県におきましては、これまでも長崎県動物の愛護管理に関する条例に基

づき動物の健康管理や脱走の防止、適正な取扱いに関して普及啓発を行ってきたところです。

国におけるリストの見直しにより、防除推進外来種にイエネコが追加されたといいたしましても、屋内で適切に飼われている猫は防除の対象外と想定されることから、引き続き条例に基づく適正飼養の啓発を続けてまいります。

また、現段階においてイエネコのうち防除対象となる野良猫の対象範囲が明確ではありませんが、不妊化を行った上で地域住民らが見守る地域猫活動については、野良猫の数の増加と野生化を防ぐ一助となることから、その活動方法についても引き続き指導助言を行ってまいります。

【鵜瀬委員】 ありがとうございます。

イエネコにおいても外で飼う猫についてはリストの対象ということでありました。

特に今、長崎県下でされております地域猫、さくらねこですね。こういった部分も地域のボランティアの方がしっかりと管理をされて育成をされているようでございますので、それも併せましてぜひボランティアの啓発も含めた地域住民への啓発普及について努めていただければと思います。

それでは、先ほども出ましたツシマヤマネコですけれども、対馬、五島、壱岐をはじめ長崎においては、全国的にも希少な自然環境や希少な野生動物が数多く生息をしております。

そのため、本年3月におきまして、長崎県生物多様性保全戦略が策定され、このような豊かな生物多様性を次世代へ引き継ぐためにも生態系の保全と動物愛護の両立を図りながら、市町や関係団体、ボランティア、地域住民と連携した県として、今後どのような体制で取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

【渡邊自然環境課長】 委員ご指摘のとおり本県の離島には貴重な自然環境や貴重な野生動物が数多く生息しております。

特に対馬におきましては、ツシマヤマネコをはじめとする希少野生動物が数多く存在しているため、特に対策の優先度は高いものであると認識しているところでございます。

現在、対馬市におきましては、対馬市猫適正飼養条例を制定しまして飼い猫の屋内飼養等をルール化するとともに、環境省、県、市、民間団体による対馬地区猫適正飼養推進連絡協議会が設置されておきまして、各主体が連携しながら飼い猫の適正飼養のための取組や野良猫の避妊去勢といった取組を進めているところでございます。

また、全県的な取組といたしましては、先ほど生活衛生課長から答弁がありましたように県条例に基づく普及啓発が重要であると考えているところでございます。

引き続き、生態系の保全と動物愛護の両立、これを図りながら関係機関一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

【鵜瀬委員】 しっかりと誤解がないように、猫は駄目だよとなった場合にやはり地域でさくらねことして地域のボランティアが一生懸命去勢もして増やさないというような取組もされておりますので、やはり愛護動物でもありますので、その辺りの普及もしっかりといただきまして、国、県そして市町とボランティア団体、連携をして取り組んでいただくことをお願いを申し上げます。

この点については以上で終わります。

次に、交通安全協会についてお尋ねをいたします。

交通安全協会は、警察や行政、地域住民と連

携しながら交通安全の普及啓発や交通安全教育、街頭指導などを通じて、子どもから高齢者まで県民の交通事故防止に大きく貢献をされております。

一方で、会員数の減少や財政面での課題、交通安全指導員をはじめとした担い手不足など、運営環境が厳しさを増しているとお聞きをしております。

特に交通安全指導員の皆様は、地域の保育園や幼稚園、小学校において子どもたちの登下校の見守りや交通安全教室など、地域の交通安全を支える重要な役割を担っておられますが、人材不足は深刻な問題と言えます。

そこでまず、交通安全指導員の現在の配置状況についてお尋ねをいたします。

【新田交通・地域安全課長】 お答えします。

交通安全指導員は、長崎県交通安全協会が雇用されております。県内15地区に2名ずつ配置をされておまして、定員は30名となっております。

なお、本年5月1日現在では対馬北地区において1名の欠員となっております。

【鶴瀬委員】 説明ありがとうございます。

今、15地区、各地区2名ずつの30名の定員で、県交通安全協会が雇用されているということでありました。

交通安全指導員は警察と連携しながら特に子どもたちを交通事故から守る公共性の高い大変重要な業務になっていると認識をしております。

次に、交通安全指導員に対して県や関係市町ではどのような支援を行っているのかお尋ねをいたします。

【新田交通・地域安全課長】 お答えします。

長崎県交通安全協会の交通安全指導員制度に対しましては、県から補助金を交付しておりま

す。

補助金の仕組みとしましては、県が総額の半分、残りは関係市町から半分というふうな負担の形となっております。

【鶴瀬委員】 ありがとうございます。

ただいまのご説明では、県と関係市町が交通安全指導に関わる経費を半分ずつ負担をされていることは理解をしました。

しかし、私の地元、壱岐市の関係者からは交通安全指導員の人材がなかなか集まらないと、声を伺っています。

先ほどの説明の中でも対馬の北部においても1名減ということで、現在、特に物価高騰そして賃上げ、働き方改革など、社会情勢も大きく変化をしております。給与をはじめとする待遇の改善が進まなければ、人材確保はますます難しくなるのではと危惧をしております。

今後、交通安全指導員の人材確保に向けて、県として待遇改善につながるような対策は考えているのかお尋ねをいたします。

【新田交通・地域安全課長】 お答えします。

委員ご指摘のとおり、雇用主である県の交通安全協会からなかなか人材が確保できない、あるいは見つかったりもなかなか長く勤めてもらえないなどと伺っております。

県の交通安全協会においては、昨年から指導員が本来の業務である子どもたちへの教育に注力できるようにというふうなことで、業務の整理を行っているとお聞きしております。

その取組に対しては、引き続き県警や関係市町とともに協力してまいりたいと考えております。

また、昨今の経済や社会情勢を踏まえ、補助金の内容についても検討し、待遇の改善につながるように対応してまいりたいと考えておりま

す。

【鵜瀬委員】 ありがとうございます。

交通安全指導につきましては、先ほどから業務の重要性につきまして地域の交通安全を守るためになくはない存在だと思っております。

ぜひ、今後も県、交通安全協会そして関係市町とそして警察と連携をいたしまして、人材確保と働きやすい環境づくりにつながる具体的な対策を進めていただくよう強くお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【山村委員長】 ほかに質問ありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外につきまして2点質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、先ほども堤委員からもありましたが、長崎県パートナーシップ宣誓制度素案について、私の方からも質問をさせていただきます。

一般質問、そして先の一般質問や委員会等々でもいろんな議論があつてゐるかと思います。重複もあるかもしれませんが、確認の意味を踏まえて質問をさせていただきます。

この件につきまして私も平成30年6月議会において、当事者の意見を聞くべく実態調査をすべきだということと併せて、制度の条例を長崎でまずはつくるべきだということを当時の県民生活部長に対してずっと何度も何度も突っ込んで質問をしたことを覚えております。

それから時を経て、こんな形で長崎県パートナーシップ宣誓制度素案まで行き着いたということについては高く評価をするところであります。

当時は、実態調査そして制度導入についてもなかなか県としてもいろんな面があつたかと思

います。難しい面もあつたかと思いますが、実態調査も無事に終わってここまで行き着いたということも改めて評価するものであります。

1点だけ質問いたします。

12ページの他の導入自治体、先ほど県内の導入の意向も示されました。長崎市、大村市、時津町以外との市町ともしっかり連携を取っていただきたいということと併せて、ほかの県外の自治体と連携する場合、そこには本県と連携する県外自治体のというふうに書いてありますが、これについては長崎県以外、他県との連携について詳しく教えてください。

【石田人権・同和対策課長】 今後、制度の導入が完了いたしましたら県外で制度を導入している自治体と連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった場合、例えば県外自治体が交付した受領証、こちらを所持する当事者の方が本県に転入する場合、本県で宣誓手続を一部省略して当事者の負担を軽減できるような連携をしていきたいというふうに考えているところです。

また、連携することで同様に本県の受領証をお持ちの方が県外の自治体の方に転出する場合も負担軽減をして、宣誓書受領証の交付を受けるといふようなことをさせていただきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

県外転出そして、県内に入ってくる場合、それぞれ場合はあろうかと思いますが、当事者の方々ができるだけ負担軽減となるように、そしてスムーズな移行ができるように取組を推進していただきたいと考えております。

そして今後、パブコメとか委員会等々でもいろんな説明があろうかと思いますが、引き続き当事者の方々のご意見もよく聞いていただいて、

よりよい宣誓制度になることを改めて要望させていただきます。

もう1点ですけれども、気象について質問いたします。

いよいよ7月に入りましてもう梅雨ですが、また暑い夏が始まるかと思えます。まず、今年の長崎の夏、気象予報がどうなっているのか、まずはお尋ねをいたします。

【赤澤県民生活環境部次長兼地域環境課長】本県の今後の気象状況ということのご質問かと思いますが、6月23日に気象庁の方で季節予報というのが公表されております。

これによりますと太平洋高気圧の張り出しなどの影響で、日本は暖かい空気に覆われやすく7月から9月の気温は平年より高い見込みということになっております。このため、本県でも平年より高温となる可能性が高いのではないかと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

年々、暑い、暑いと言ってますけど、ずっと気温が上昇している状況じゃないかと考えます。猛暑と言ってますけど、昨年よりもやっぱ上がるという予報ですね。

年々、夏の気温が上昇していると考えますが、長崎県において、どのくらい気温が上昇しているのか、年の推移で分かれば教えていただければと思います。

【赤澤県民生活環境部次長兼地域環境課長】福岡管区気象台の観測結果によりますと、長崎県の年平均気温は100年当たりで約1.57度上昇していると報告されております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

1.57度と上昇というのが、そうないなと感じるかもしれませんが、非常に大きな上昇なんでしょう。

どのような生態系に影響があるのか、影響出ているのかというところが、1.57度、数字として見るならばそう上がってないように感じますけど、これが非常に影響があるんだということについてちょっと見解についてお尋ねいたします。

【赤澤県民生活環境部次長兼地域環境課長】正確なデータとかそういうものがあるわけではございませんので、一般論という形でお答えさせていただきます。

よく言われますのは、気温が上昇することによって降水量が変わるということがよく言われてるんですが、実際のところ降水量に関してはそこまで大きな季節の変動というのは、年間の変動というものはあるかと思いますが、経年的にはそこまで大きいというわけではない。ただ、1回で降る量が非常に多いとか、そういった状況は見られているというふうなことで報告はあります。

【宮本委員】 ありがとうございます。

ヨーロッパでは熱波、40度を超しているという状況も出てるようです。やはり世界的に気候変動が進んでいるという状況も確認をいたしました。

夏も7月です。8月、9月、まだずっと残暑が続くかと思いますが、県民に対する呼びかけについてお尋ねいたしますが、毎年の熱中症とか、学校、生徒さんあるいは高齢者の方々、熱中症で非常にきつい思いをされる方が結構出ているかと思います。

この委員会が適しているのかどうか分かりませんが、県民に対する呼びかけについてどう対応するのかをお尋ねいたします。

【赤澤県民生活環境部次長兼地域環境課長】熱中症に関する注意喚起、啓発に関しましては、

主に福祉保健部で所管をされているということで、マスコミとか県の広報媒体、Xであるとかそういったものを使いながら広報、注意喚起を行っているところでございます。

また、県の気候変動適応センターを環境保健研究センターの方に設置しておりますが、こちらの方で直近の熱中症救急搬送者数の情報を随時更新するほか、あわせて県民への情報発信や注意喚起を行っているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

先ほども触れていただきましたけども、本県には長崎気候変動適応センター、素晴らしい機関があります。ここ、もともと役割が今からさらに大くなるものと考えておりますが、このセンターについて、センターの対応と申しますか、今後こういったものをする方向であったりとか、県民に対する呼びかけも先ほどありましたけれども、センターの役割についてお尋ねいたします。

【赤澤県民生活環境部次長兼地域環境課長】 気候変動適応センターの方では、これまでも県民を対象にしました適応セミナーを例年開催しております。

そのほか、年2回ですがニュースレターを発行し、熱中症関係であるとか、防災関係であるとか、そういったものを情報発信し、普及啓発を行っているというところでございます。

また、今年度から新たな取組となりますが、過去の熱中症搬送者数や気象データ、こういったものを活用しましてその分析をするということで地域ごとの将来リスクを見える化していくという研究を進めるということとしております。

熱中症対策に関するさらなる啓発、それからセンターの機能強化、こういったことにもつなげていくとともに、将来的にはこの研究を通じ

て、データ解析技術の向上であるとか、体制強化を図って熱中症以外の分野も展開をしていくということを考えているというところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

ぜひ、素晴らしい機関です。長崎県気候変動適応センター、今、今年度から新しい取組もありましたけれども、今、日本そして世界的にも気候変動が言われておりますから、長崎県でどうこれに対応していくのかというのを、もっともっと情報発信をしていただいて、このセンターの地位を高めていただきたいというふうに要望いたします。

【山村委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。しばらく休憩いたします。

— 午前 11時52分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部の審査を行います。

ほかに質問はありませんか。

【山田委員】 まず、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）素案に関わって質問させていただきたいと思います。

今、長崎県では、人権教育啓発センターが人権・同和対策課の中にあるというふうに理解をしています。

今現状行っている内容は、人権関係に関する図書やDVDビデオライブラリーなどを見ていただくような機会を作ったり、あと、人権相談を行っているということでもあります。その相談の近年3年の相談状況について教えてください。

【石田人権・同和対策課長】 人権教育啓発センターに寄せられております相談件数についてですが、令和5年度が239件、令和6年度が72件、令和7年度が76件となっております。

【山田委員】 239件と72件と76件とかというふうに理解をしていますが、ちょっと最初の年の方が多かったのは何か理由があるのかどうかを教えてください。

【石田人権・同和対策課長】 令和5年度までは200件以上の相談件数が出ていたんですが、令和5年度までは特定の方から継続的に多数の相談が寄せられていたことが挙げられます。

当該相談につきましては、内容ですとか対応の在り方について丁寧にこちらの方から説明を行った結果、ご理解をいただきまして、その後、その方からの相談があっていないということで件数が減っている状況でございます。

【山田委員】 延べ件数ということでこのような数字ということを理解いたしました。

今後ですが、我々が対応してた人権の条例ができるということで、この相談体制というもの、そういった条例ができればなおのこと一層、そういうことが周知をされ、認識をし、相談をされる方が増えてくるのかなと思いますが、今後、どのように相談体制について考えているのかを伺います。

【石田人権・同和対策課長】 人権相談につきましては、重要な取組であると認識しておりまして、本県では県の職員が関係機関と連携しながら相談内容に応じて適切な対応をしているということで、体制を現在整えているところです。

現時点ではこうした連携体制によって必要な対応ができていると考えておりますけれども、引き続き相談内容の状況等を踏まえながら、体制の強化の必要性について今後判断していきたい

と考えております。

【山田委員】 平日が県職員で土日が会計年度職員さんで対応いただいていると思いますが、今後、体制を考えるということでもありますので、今後また計画をつくる中での審議会を行われるかと思いますが、そういった中でこういった体制についてもしっかりと、体制は強化していた方が、件数は減ってきているけれども、また条例ができたまた増えてくる可能性が十分あると思いますので、相談体制は充実をしていただきたいというふうに思います。

次に、パートナーシップ宣誓制度について伺いたいと思っております。

この宣誓制度であります、宣誓書の交付はどのような形で行うのかを伺います。

【石田人権・同和対策課長】 宣誓書受領証の交付については、まず事前に住民票ですとか戸籍抄本とか、そういったのを提出していただいて、住所が県内にあるかどうか、双方に配偶者がいないかどうかの確認をさせていただいて、その後、交付日の調整をさせていただいて、その調整した日程で宣誓していただき、受領証の交付というふうな流れでいきたいと考えております。

【山田委員】 今、必要なものと流れについてお聞かせいただきましたが、手続に行く場所は一体どういうふうに考えているのか、お願いします。

【石田人権・同和対策課長】 受領証の交付手続は本庁の人権・同和対策課の方でさせていただきたいと考えております。

ただ、本県は離島も抱えておりますので、離島にお住まいの当事者の方の利便性向上も考えまして、オンラインでの宣誓もやっていきたいというふうに考えております。

【山田委員】 本庁だけならちょっと振興局とか

もと思ってはいたんですが、オンラインでもしていただけるということでありますので、非常にパートナーシップを宣誓しやすい環境がそれで整うのかなと思っておりますので、ぜひ皆様も行政経験も長くきちんとされてるからあれでしょうけど、ストレスなく、宣誓する方々が不快な思いとか嫌な思いをする、ストレスを感じることなくスムーズに宣誓書の交付に向けて取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターの中にサポート長崎という性被害に特化した相談窓口がございます。

私が2期目の最後の仕事としてこれを絶対成し遂げようと思い、行い、実現しているので本当によかったと思っております。この近年の相談状況についてをまず、お聞かせください。

【新田交通・地域安全課長】 お答えします。

近年のサポート長崎での対応件数というふうなことでお答えをします。

令和3年度、これについては500件、令和4年度は501件、令和5年度が721件、令和6年度が773件、令和7年度が881件となっております。

【山田委員】それぞれ相談体制あるかと思いますが、どのようなことを行っているか、教えてください。

【新田交通・地域安全課長】 どのような支援があるかということでお答えをします。

まず、支援については付添い支援といいまして裁判所と医療機関等に付き添っていくというふうな支援もありますし、法律相談というようなところで、弁護士の方に付き添っていくというふうな支援があります。

【山田委員】直接支援で付添いなどということ、で今、裁判所に一緒に行ったり病院に行ったり、

また法律相談もしていただいているということですが、私の方で紹介させていただこうと思います。

サポート長崎がどのような相談体制を取っているかという、電話相談、LINEによる相談、メールによる相談、手紙による相談、面接相談と先ほど課長にご答弁いただいたように直接支援というものも行っているというふうに思っております。そしてこの令和7年度であります、881件ということでもあります。

延べ件数であるので、当然1人の方が複数ご相談をされて上がってきている件数もあるかと思いますが、年々、相談件数というものは増える方がいいというふうに思っております。それだけ世の中に認知が進んでいる。本当に性被害に遭ったりして困っている方々に届いているということであるというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと対応いただきたいと思います。

令和3年度に増え続ける相談件数に対して相談体制を強化すべきじゃないかということを一一般質問の方で行いました。その後の今の体制状況と現場でのお困り感がないのか、その辺りも含めてお聞かせをいただければと思います。

【新田交通・地域安全課長】 令和3年度からの体制についてなんですが、それまで常勤の専門の女性相談員さん1名だったんですけど、令和3年度に加わった非常勤の相談員が令和4年度に常勤となり、以降から常勤の女性相談員2名体制となっております。対応についてはしっかり対応していると認識しております。

【山田委員】 常勤2名体制になって現場でもお困り感なく必要な方の支援ができていますということ、で理解をしております。

引き続きしっかりと必要な方に届く支援を継

続いたきたいというふうにお願いをします。

次に、午前中から話があったました実践型4Rの推進に関わってですが、まず、ごみの件であります、私自身もはがきサイズぐらいの紙は回収の紙なんだろうなと思ってたんですが、包装紙の紙も回収対象であるということを新たに知るところとなりました。多分、多くの県民の方、包装紙までとはちょっと違ってなかったかなというふうに私は思っております。

そこで、全国的には今、雑がみさまとかいう取組が進んでいるとお聞きをしております。どういったものが回収できるというのが分かりやすく紙袋に印刷がしてあって、そしたらこれも入れていいんだ、これも入れていいんだということで家庭でそういう紙を集めやすくなるような仕組みが全国的には広がりつつあるようでございますが、本県において、この雑がみに対してどのような取組をしようと思っているのかを伺います。

【山内資源循環推進課長】山田委員から雑がみさまということでお話がありましたけども、今回、雑がみのリサイクルに関するモニター事業につきましては、やり方としましては午前中も話しましたが、市町と連携して市町の広報を通じまして、住民のモニターを募って行うというものでございます。

雑がみにつきましては、参加されるモニターの方に雑がみ回収袋というものを配布いたします。こちらは袋になってまして、ここに雑がみさまというちょっとキャラクターがありますけども、これ古紙再生促進センターが設けておりますキャラクターでございまして、後ろには出してよい雑がみの種類と出しちゃいけない種類ということで、このような大きな袋になっています。この回収袋にモニターの方は雑がみを一

旦回収して、保存袋として使っていて、満杯になったら紙ひもとかで縛って指定の場所に出して回収していただくという流れで事業を進めていこうと思っております。

また、効果的な啓発を行う上でも、住民モニターの方々の気づきとかやりがいなど、モニターの声をお届けするといったことを県内在住のインフルエンサーとタイアップしましてSNS等で情報発信を通じて多くの方に分かりやすく伝えていって、4Rの取組実践につなげていきたいと考えております。

午前中、堤委員からもご提案いただきました家庭でできる様々な工夫、ざるを活用した生ごみ回収とか自然乾燥するなどのヒント、こちらにつきましても、SNS等で発信していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山田委員】 ありがとうございます。

まずはモニターとしてご協力いただく方々に雑がみさまの袋をお渡しをし、どれぐらい成果が出るかというのを試した後の全県的な広がりになるのかなと思っております。

ぜひ、正直、少し生ごみはハードルが高いかなと思う部分はあるんですけども、水切りとかすごく手間がかかるから、でもまずできることというのは家庭に毎日のように来るDMはがき等々いろいろあると思いますので、まずできるところから始めてもらいやすいのかなとも思っておりますので、この雑がみさまの取組を全県的に広げていただくことを期待をして質問を終わります。

【山内資源循環推進課長】午前中に宮本委員からご質問がございました政令市適正処理支援事業補助金についてですけども、補足説明をさせていただきますと思います。

令和7年度の実績として、政令市の監視指導員による監視パトロールの件数でございますけども、長崎市が374件、佐世保市が224件となっております。

不法投棄等、早期発見、早期改善、未然防止に両市ともご尽力いただいているところでございます。

【山村委員長】 ほかに。

【田中委員】 1点だけ統計課にちょっとお聞きしたいんですが、国勢調査の件で、なんかこれはトンネル予算みたいなもので、市町に行くのに県が国からまとめてお金が来てるような感じなんで、委託みたいな感じでね。

昨今、個人情報もう本当に駄目な時代になりましたよね、個人情報がね。調査員不足が一つあるけれども、調査員の皆さん方が、私は3人ほど相談を受けたけども、もう大変なんだというわけね。国民感情はノーという時代よ、国勢調査に対してね。

だから一つは県で予算を統括してるので、国勢調査のときの市町のいろいろな意見とかなんとかまとめて国に上げるようなシステムはないのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

【谷村統計課長】 国勢調査の調査員でございますけれども、国勢調査の後に各市町の状況等を確認するような場がございます、そういったところで出た意見についてはしっかり国の方に届けると、そういったような仕組みがございます。

【田中委員】 どうですか現場の声、私はそういうことを伝えてくれと言われた記憶があるからここで質問してるんだけどね。調査員の成り手がないからね、町内会長というかな、もう強制みたいにあなたやってくれんですかというような感じでね。そういうその現場の体制がある。

昔はね、昔話するとなんだけど、この統計調査員というのは本当に貴重な存在で、もう何回もやっていると褒章の対象になって、国からそういう形の結果が長崎県でも二、三人は毎年褒章の対象になって受賞した人がおられるぐらいでそういう雰囲気だったのが、今はもう本当にやりたくないという人ばかりだ。そんな感じがする。何回言っても何の回答もしてくれない。何だ、個人情報駄目じゃないかなんて逆に脅されるみたいな言い方をした調査員の人もおられた。

だから要は、国に対して的確な情報をやっば上げてもらわないと、もう大事な調査であるんですよ国勢調査というのは。これを維持していくためにはどういう方法があるのか、もう少し検討の必要がありはしないかなと、あえてちょっと質問したんだけど、どうですか、見解だけでも聞かせて。

【谷村統計課長】 私も実際に市町に結果どうでしたかということでお伺いをして、いろいろ意見交換もさせていただいたところでございますけれども、やはり調査員のなり手がいないといったところで、例えば、市町の職員が調査員として実際に従事されているというような例もございました。ほかの県でも調査員の半数以上が市町の職員であると、そういった例もあると伺っております。

長崎県でも市町の職員が多く従事されているところも実際にございました。そういったところも含めまして、調査員の不足というのはやはり全国的な課題ということもございますので、各都道府県で統計連絡協議会をつくっております、そこからも統計調査員の不足というようなこととか、統計調査の在り方を考えてくれといったような意見を国の方に出していつている

ところでございます。

【田中委員】 何回も言いますが、大切な調査なんで、比較して国の流れというかな、動きなんかも見えるし、それと、もう一つは県が、統計課がやってる調査、そこら辺はどうですか、うまくいってるんですか、対象者との関係ですね。

国においては国勢調査だけで概算しても500億以上使う。10億ぐらい県に来ると45都道府県で450億、500億以上使うような事業だからね。結構な事業なんですよ。県の統計課の皆さんの苦労話をちょっと聞かせてください。

【谷村統計課長】 国勢調査というのは国の調査ということで、県から市町の方をお願いをしてやっていただいていると。県の方で主にやっている経常調査で、労働力調査と小売物価統計調査、家計調査、毎月勤労統計調査というものがございします。

これについては県の方で調査員を確保して実施をしているものでございまして、こちらについてもやはり時々、調査員の方が急に辞められるといったようなことはございますけれども、調査員のつてを通じたりとかいうことで、代わりの方を見つけて今のところ何とか回しているといったところでございます。

【山村委員長】 ほかに質問ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時51分 休憩 —

— 午後 1時51分 再開 —

【山村委員長】 再開いたします。

これをもって、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時52分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年7月2日

自 午前10時 0分
至 午前11時17分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長(分科会長)
坂口 慎一	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
小林 克敏	〃
溝口 芙美雄	〃
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
鵜瀬 和博	〃

3、欠席委員の氏名

堤 典子 委 員

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

石田 智久	交 通 局 長
横尾 昌之	管 理 部 長
柿原 幸記	乗合事業部長(参事監)
江頭 興祐	貸切事業部長

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【山村委員長】委員会及び分科会を再開いたし

ます。

なお、堤委員からは、欠席する旨の届出が出ておりますのでご了承をお願いいたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【石田交通局長】 4月1日付で交通局長を拝命しました石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4月の人事異動に伴う新任幹部職員をご紹介いたします。

〔新任幹部職員紹介〕

【山村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

交通局長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【石田交通局長】 交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第14号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)」であります。

これは、さきの令和8年3月定例県議会の本分科会におきまして、令和7年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいておりますが、令和7年度の収入支出の状況を踏まえ、令和8年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

収入につきましては、運輸収入が見込額より増収となったことなどから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で61億4,600万円を計上いたしております。

費用につきましては、人件費等の減額補正を

行い、補正後の事業費用の総額で58億円を計上いたしております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明をいたします。

収益的収入及び支出の補正。

事業収益につきましては、計1億1,592万2,000円の増を計上いたしております。

事業収益の主なものは、運輸収入7,230万1,000円の増、県・市からの路線バス補助金等2,585万6,000円の増であります。事業費用につきましては、3,575万8,000円の減を計上いたしております。

事業費用の主なものは、軽油費、委託料等の減に伴う運輸費1,616万9,000円の減、修繕費、資産減耗費等の減に伴う車両管理費1,018万4,000円の減であります。

資本的収入及び支出の補正。

資本的収入につきましては、計1億7,200万9,000円の減を計上いたしております。資本的支出につきましては、計1億7,758万円の減を計上いたしております。

資本的支出の主なものは、入札等による実績確定に伴う建設費1億3,997万6,000円の減、バス改造工事費等の実績確定に伴う改良費2,797万8,000円の減であります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論は終了しましたので、採決を行います。

報告第14号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号は原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【山村委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、交通局長より、所管事項の説明を求めます。

【石田交通局長】主な所管事項についてご説明をいたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、令和7年度は、バス利用者の回復や運賃改定の効果などにより、乗合バス、高速バス及び貸切バスのいずれの部門におきましても増収となり、営業収益は前年度に比べ4億5,000万円増の50億7,000万円となりました。また、補助金などの営業外収入を含めた経常収益は61億5,000万円となりました。

一方で、営業費用につきましては、バス車両の更新に伴う減価償却費の増や職員の処遇改善に伴う人件費の増などにより、前年度に比べ4億1,000万円増の55億5,000万円となりました。

また、支払利息などの営業外費用を含めた経常費用は58億円となりました。

この結果、経常損益（税抜き）は2億5,000万円の黒字を見込んでおります。また、特別損益まで含めた純損益（税抜き）につきましても、前年度に比べ8,000万円増の2億5,000万円の黒字を見込んでおります。

令和8年度におきましては、バス運転士の確保と定着に向けた取組や老朽化したバス車両の更新のほか、経営計画後期5か年行動計画を踏まえました営業所の再編などを着実に推進してまいりたいと考えており、本年7月には、長崎営業所と諫早営業所に配置している貸切バスを長崎市田中町の旧矢上営業所跡地へ集約いたします。この集約により運営の効率化を図るとともに、移転後の資産活用による収益確保につなげてまいります。

一方で、中東情勢の緊迫化に伴い、バスの運行に必要な軽油について供給不安や価格高騰が続いており、現在調達手法を工夫するなどして、必要数量の確保に向けて尽力をしているところでございます。引き続き、市場の動向等を注視し、国をはじめ関係団体等のご支援、ご協力をいただきながら、バス運行に支障を及ぼすことがないように努めてまいります。

乗合バスの状況について。

交通局では3月16日から定期券等窓口においてクレジットカード決済サービスを開始いたしました。新入学シーズンの4月においては、定期券購入者の約20%の方がクレジットカード決済を利用されており、順調な滑り出しとなっております。

また、3月23日からは空港リムジンバスにおいてクレジットカード等によるタッチ決済乗車サービスを開始いたしました。本サービスは、交

通系ＩＣカードをお持ちでない、特に海外からのお客様の利便性向上を見込み、導入したものでございます。供用開始後の利用状況といたしましては、導入直後の利用率が約5%、5月には約8%と着実に利用が進んでおります。今後とも認知度向上のためのＰＲ等に努め、さらなる利用の促進を図ってまいります。引き続き、地域住民や観光客の皆様に対する質の高い輸送サービスの提供に努めるとともに、地域交通の維持を図ってまいります。

貸切バスの状況について。

令和7年度の貸切事業収入につきましては、長崎港へのクルーズ船入港増加に伴う受注台数増と修学旅行の単価増により、令和6年度と比較して4%の増収となりました。令和8年度に入りましてからは、去る4月11日と12日に開催されました杵の川酒造蔵開きにおきまして、貸切バスによる有料シャトルバスを運行いたしました。例年、当蔵開きにおきましては、多くの来場者により諫早駅発着の路線バスが終始満席となる一方で、地域の方々の日常的な移動に支障を来していたところであります。この課題を解決するため、今年度は主催者と連携し、例外的に貸切バスが乗合バス運行をできるという国の特別な許可を活用して専用シャトルバスを運行いたしました。これにより、イベント当日は、地域住民の方々にはふだんどおり安心して路線バスをご利用いただくことができ、地域の混雑緩和を図りながら、イベントの円滑な運営ができたものと考えております。

一方、長崎市からは、県内の周遊観光ツアー「ぶらりん」として杵の川酒造蔵開きツアーを貸切運行し、64名の方にご利用いただきました。このほか、周遊観光ツアー「ぶらりん」では、4月1日と3日に長崎空港の花文字山を見学後、大

村湾を船で横断し、西海橋のうず潮を見学するツアーを実施し、48名の方にご利用いただいたところであります。現在、7月から8月にかけて佐世保市内の観光と九十九島ひらまの食事を組み合わせたツアーの募集を行っており、今後も工夫を凝らしながら県内各地のツアーを実施し、交流人口の拡大を図ってまいります。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組について。

令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組んでまいりました長崎県行財政運営プラン2025に掲げる交通局関係の項目に関して、その主な取組をご説明いたします。

人員・給与の適正管理につきましては、人口減少やコロナ禍などによるバス需要の変化を踏まえ、国によるバス運転士の労働規制強化に対応した適正な職員配置を行ってまいりました。今後は、生産年齢人口の減少などにより人材確保の困難性がさらに高まると見込まれることから、処遇や職場環境の改善などを行いながら、戦略的なバス運転士の確保に努めてまいります。

環境の変化に対応した公営事業サービスの提供につきましては、経営計画に基づき、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バス網の再編や子会社であります長崎県央バス株式会社の統合、営業所の集約による運営効率化など収支改善対策に取り組んでまいりました。この結果、令和7年度は、収支目標額を達成できる見通しとなっております。引き続き、経営計画に沿った各種取組を着実に推進してまいります。

公共施設等総合管理の推進については、施設等の維持管理・更新計画に基づき、営業所等施設の移転やバス車両の維持・更新を行ったほか、老朽化しているバスターミナルの再整備に向け

まして、県や地元市とともに取組を進めてまいりました。今後も新たに策定します行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【横尾管理部長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料の2ページ目から記載のとおり、本年3月から5月までの実績は計12件となっております。

附属機関等会議結果報告につきましては、第31回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっており、その内容につきましては、資料の10ページ目から記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】久しぶりに黒字になっているという感じですね。昨年も8,000万円増の2億5,000万円だから、1億7,000万円の黒字にはなっていたわけだね、昨年も令和7年度も。そこでちょっと聞きたいのは、税抜きとなっているんだけど、税金関係、これ消費税だけの税抜きかな。ほかにもいろいろ税金の関係があるのかな。県が税金を払うのは珍しいんだけど、交通局は払わなきゃいかんね。ちょっと聞かせてください。

【横尾管理部長】ただいま委員からご案内がありました純損益の税につきましては、消費税を抜いた金額となっております。

【田中委員】消費税はどのくらいあるんですか。売上げをどう見るかということだよ。

【横尾管理部長】支払い消費税としまして、約2億2,300万円の支払い消費税となっております。

【田中委員】そうするとあまり利益が出ないんだね。2億5,000万円の黒字になったと、2億2,000幾らの消費税が、違うの。

【横尾管理部長】申し訳ございません。ちょっと訂正をさせていただきます。税込みで申し上げますと3億4,600万円の黒字となっております。税を抜きますと2億5,100万円というふうなことでございますので、その差引き額というのが消費税の額ということになってございます。

【田中委員】税金を抜いた後、これだけ利益が出たと。純粋に出たということで理解していいわけね。そうすると好調だよ、昔に比べると。昔といってもあまり昔は知らんけど、コロナの頃なんかもうちょっとどうしようもないぐらい財政は荒れてたから、それから比べると黒字基調になったのかなという感じがしております。新しい交通局長になられてね、順調なスタート

ができたのかなという感じと見ておりますので、何しろ赤字が出ることはあまり好ましいことじゃないんだよね、赤字が出るというのは。最低限黒字基調でやってもらわなければ、幾ら公営交通といっても、赤字が出ることは、私はずっとスタンスとしては長年話してきたんだよね、黒字基調で進むならば、頑張ってくださいと激励して終わります。

【山村委員長】ほかにありませんか。

【鶴瀬委員】局長のご報告の中の4ページの杵の川酒造蔵開きについてお尋ねをいたします。

4ページの一番上に、例外的に貸切バスで乗合バス運行ができるという国の特別許可を活用して専用のシャトルバスを運行し、大変好評だったというふうに書かれておりますけれども、具体的にどういう内容なのか、詳細を教えてください。

【江頭貸切事業部長】今回の杵の川酒造様の蔵開きイベントにおける貸切バスによる乗合バス運行の特別許可を活用した取組についてということでご説明をさせていただきます。

通常、貸切バスにおきましては、車内で利用者から個別に運賃を収受することは禁止されております。しかしながら、地域のイベント開催時など既存の路線バスだけでは輸送力を賄えない場合におきましては、いわゆる道路運送法第21条というところで、自治体や主催者からの要請に基づきまして運行期間、ルート、料金などを国にバス事業者から申請をしまして、特別な許可を得ることで、期間限定の貸切バスを使った乗合運行を行うということが可能というふうにされております。この当該蔵開きにおきましては、例年、非常に多くの来場者が来られるということで、いわゆる一時的なオーバーツーリズムのような状況が発生しているという

ことをご相談をいただきましたので、いろんな方法を検討したんですが、路線バスの増発というのなかなか多くはできませんでした。一方で、従来の貸切バスだけの運行になりますと、主催者様が貸切バス運賃を全額負担をして無料運行をするということ以外に方法がないということがありました。そういったことで、今回はこの21条の許可に基づく運行をご提案をさせていただきまして、ご利用の皆様にも一定の費用負担をしていただくことで必要なバス台数を確実に準備するということが可能になったということでございます。結果としましては、混雑緩和とイベントの円滑な運営を両立することができましたので、地域の課題解決に大きく貢献できたものと考えております。

なお、この許可につきましては、臨時的な対応に限定されておりますので、適用に当たっては、その都度国にご相談をして適切な申請を行うということが必要となります。

交通局としましては、今後も地域からいろんなご要望いただいた際には、従来の貸切バスの枠組みに捉われることなく、多様な方法を検討しまして、利便性の向上と地域課題の解決にお役に立ちたいと考えております。

【鵜瀬委員】今回新しい取組ということで、地域の方、そしてイベントに参加された方、またイベント主催者においてもそれぞれがWin-Winの形になったかと思っておりますので、今後こういった取組がある場合は、お客様のニーズに合うようないろんなアイデアをもって収益の増収に努めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【宮本委員】おはようございます。幾つか議案外について質問をさせていただきます。

まず、局長説明資料の2ページになりますけれども、経営状況についてお尋ねをいたします。

報告にありましたとおり、営業収益が前年度に比べて4億5,000万円増ということで、50億7,000万円という報告がっております。非常に大きい数だと思っております、交通局の皆様方の営業努力、経営努力、そして本業での頑張りというのが表れているのではないかと思います。これは対前年度比増の要因について、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

【横尾管理部長】営業収益についてのお尋ねでございます。営業収益のうち、最も大きなウェイトを占めております運輸収入につきましては、対前年度比4億2,900万円増の47億4,000万円となっております、その要因、内訳としましては、令和7年9月に実施しました運賃改定による増収効果やバス利用の回復などによりまして、空港リムジンや一般定期の乗合部門でプラス3億6,900万円、熊本線や大分線などの県外高速部門でプラス2,400万円、貸切部門でプラス3,600万円となっているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。運賃改定、前回の委員会でもありましたけれども、それもあったり、あとは高速リムジンバスも好調であるということを確認をさせていただきました。この令和7年度の50億7,000万円ですけれども、非常に営業収益としては大きいと考えておりますけど、この額ちょっと10年間と比べてみて、どのくらいなのか。結構大きい数字なのでちょっと10年間と比べてどうなっているのか教えてください。

【横尾管理部長】令和7年度の営業収益ですけれども、先ほどもご案内いただきましたとおり50億7,000万円となっておりますけど、ちょっと100万円単位で申し上げますと50億7,300万円と

なっているところでございます。こちら過去10年間で見てみますと、平成29年度の決算額が50億7,800万円ということでございますので、その額に次いで2番目に大きな額ということになってございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。平成29年度が大きかったですが、僅差という言い方が適当かどうか分かりませんが、引き続き利益増に向けてご尽力いただければと思います。

それと同じところで、令和8年度でバス運転士の確保ということで記載がありましたので、ちょっとこれについてお尋ねしたいんですが、運転士の確保というのは、これはバスに限らずタクシー、いろんなところで喫緊の課題です。今回の6月補正でちょっと課は違いますけど、交通政策課から公共交通事業者の運転士確保のための事業に関わる施策が計上されておりましたけど、交通局としてこの事業を活用していくという考えはあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

【横尾管理部長】 ただいま宮本委員からご紹介いただきました交通政策課の6月補正の事業でございます。地域を支える公共交通担い手確保プロジェクト費ということで計上がなされているというところにつきましては、交通政策課の方からも個別で交通局に対してご説明をいただいているところでございます。こちら、運転士の確保対策に資する交通局でも使える様々な事業が用意されているというふうに承知しておりますけれども、まだ予算の計上途中ということと現時点で詳細が明らかになっていない部分というところもございますので、まだ具体的にこのメニューを交通局として活用していくというところまでは検討には至っていないところでございます。

今後、交通政策課において事業の詳細を詰め

ていかれるものと思っておりますので、そうしたものが明らかになっていく中で、交通局としましても活用できるものにつきましては、積極的に活用を図ってまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。交通政策課から2,000万円新規事業として上げられておりますから、引き続きご検討いただいて、運転士確保に努力していただければと思います。

交通局の運転士ですが、今後10年間で見たときに、どの程度減少していくというふうに見込んでいらっしゃるのかお尋ねいたします。

【横尾管理部長】 交通局の運転士でございますが、今後10年間のうちに再任用満了ですとか、定年の年齢に到達する年齢ということで、56歳以上から65歳以下というところで区切りますと、その職員数が現在約160名となっております。また、さらに例年10名以上の方が自己都合退職をされるというふうな状況でございますので、これを加味しますと今後の人材確保につきましては、大変大きな課題であるというふうに認識しているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。ざっくりではありますけれども、56歳以上、65歳以下の職員が約160人で、ざっくり見込んでも10年間の間で160名、ちょっと驚異的な数の運転士が退職する可能性があるということを確認いたしました。これ、補充となれば非常に厳しいかと思ひ、難しいかと思いますが、採用確保についてお尋ねをいたします。

【横尾管理部長】 運転士の確保につきましては、これまで毎月行っております運転士の採用試験の実施ですとか、カムバック正社員採用制度の導入、また県内外の合同企業説明会への参加、またバス運転体験会の開催、そして昨年10月に実施をいたしました大幅なベースアップなどの

処遇改善など様々な対策を講じてきたところでございます。全国的な運転士不足において、厳しい運転士の採用環境というのはこれからも続いていくものと考えておりますが、引き続き、処遇改善、職場環境の改善に努めますとともに、これまでやってきた取組を継続しますことで、運転士の採用確保と定着に全力を尽くしていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。先般日曜日になりますけれども、公明党県議団で観光立県懇話会というものを行いまして、その中においてもバス事業者、タクシー事業者に来ていただいて、運転士不足、これは本当に大きな問題だと。今後バスがなくなるという話まで出ましたので、交通局もそうですけどほかのバス事業者も同じでありますので、どうやって確保していくか、これ本当に大変な問題ですが、引き続き処遇改善、職場の環境改善、あと外国人材とか、女性の登用も積極的にしていただければと思います。併せて、今は問題になっております高齢者の運転士による事故等々も、いろんな報道もありますので、そういったところも注意していく必要があろうかと考えますので、引き続きバスの運転士確保について、私の方もいろんな形で質問、提言させていただければと思います。

次に、同じ説明資料の下になるんですけれども、長崎営業所と諫早営業所の件が報告あっておりました。これちょっとお聞きしたいんですが、この貸切バスを集約することによって、メリットはどんなことがあるのかお尋ねをいたします。

【江頭貸切事業部長】 長崎営業所と諫早営業所の貸切バスを以前の矢上営業所の跡地に集約するというので、7月から実施をしております

が、こちらの集約をする主なメリットとしましては、より合理的な運行の実現と事務オペレーションの集約化、そして保有台数の適正化といった業務全般の効率化が図られるものと考えております。

運行業務におきましては、通常これまで複数台で連合を組んで運行する際には、各営業所からそれぞれ出発しておりましたので、各車両がお客様の指定する配車場所に行く前に市内でどこか広いところを見つけて、一旦集結をして合流をしながら運行するというようなちょっとした非効率が発生しておりました。営業所を集約することで、一つの場所から出庫していきますので、こういったものが不要となります。その分、出発前により詳細な打合せを乗務員同士で行って運行に臨めるということになりますので、円滑で質の高い運行が実現できるものと考えております。

また、事務のオペレーションにつきましては、これまでどうしても複数の営業所に分散で置いておりましたので、運行団体をどこの営業所が走るという割り振り作業であったり、各営業所で同じ指示伝達事項をそれぞれで伝達をしていたと、そういった状況がありましたので、こういったものを一元化することで重複や指示伝達の時差が解消されるということで迅速かつ正確な業務体制へと効率化が図れるものと考えております。

そして、車両につきましてですが、保有車両につきましては、複数の営業所で運用していた場合には、各営業所でそれぞれ予備車両というものを必要としておりました。予備車両が重複してるような状態というものがございましたので、営業所を集約することで一拠点になりますので、予備車両も削減をある程度することが可能とな

ります。車両が減れば、点検費用であったりとか、将来の更新費用を削減して、減価償却費の抑制にもつながるものと考えております。こういった集約のメリットを最大限生かしながら、利用者の利便性やサービスの品質には影響を与えないように万全を期して効率的でより質の高い貸切事業の運営を図っていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。事前にご説明ありましたが、ちょっと再度詳しくお聞きさせていただいたところです。様々なメリットがありますので、継続、最大限引き出していきたいと思いますが、移転後は、資産活用をどのようになさるのか、具体的にどのように考えていらっしゃるのか、併せてお尋ねいたします。

【横尾管理部長】 移転後の資産活用についてのお尋ねでございます。移転後の資産活用につきましては、移転により空きました長崎営業所の敷地の一部を駐車場あるいは車庫として、そのまま活用が可能な事業者へ貸し付けるということを現段階では想定しているところでございます。本格的な活用に向けましては、今現在交通局が所有しております本局に隣接しております西部ガスの跡地も含めて、日中は回送バスの待機が必要になってございますので、その部分を一定数確保した上で、実際に貸付けが可能な面積というものを確定しまして、その区分整備等を行っていく必要がございますが、一方で西部ガスの跡地につきましては、現在、長崎市さんの市道拡幅工事施工のための借地として今年度末まで長崎市さんの方へ貸付けを行っているというふうな状況でございますので、本格的な活用につきましては、長崎市さんの工事の完了後となる見込みでございます。長崎市さんへ

の貸付けを行っている間につきましては、暫定的な活用策というところも検討しているところではございますけれども、いかんせん期間が短いということもございますので、こういった活用手法が可能であるかというところにつきましては、引き続き知恵を絞っていききたいというふうに考えてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。どのようなことが可能であるか、今の活用については、引き続き考えていただきたいと思いますけれども、いいようにできるだけ早期に解決していただければと思います。

あと何点かあるんですが、クルーズ船についてちょっとお聞きいたします。クルーズ船の寄港に伴って県営バスの稼働率についてちょっとお聞きしたいんですけど、数年前にクルーズ船が来たときに、他県ナンバーのバスがもうずっと止まっていて長崎県やられてないかというような報道もありましたが、今の現状どのようになっているのか、クルーズ船寄港に伴う県営バスの稼働率だけに捉われてませんかという観点でちょっとお聞きさせていただければと思います。

【江頭貸切事業部長】 クルーズ船の寄港に伴う貸切バスの稼働状況ということですが、直近の令和7年度の実績におきましては、11月以降に中国発のクルーズ船のキャンセルというのが相次ぎましたが、その分というよりか、欧米系のクルーズ船の寄港数というのは、逆に増加傾向にあったということで、令和7年度の実績においては、前年、令和6年度の利用台数よりも約15%ほど増加をしたという状況になっています。

一方で、令和8年度の第一四半期ですね、4月から6月までの第一四半期に入りますと状況は一転しまして、前年同期比でクルーズ船の利用

台数というのは約3割ほど減少をしているという状況になっております。

しかしながら、この主な要因としましては、長崎港の入港隻数自体が少し減少しているということと、あとは1隻当たりのバス利用台数が少ないようなケースが出てきておりますので、そういったものかなというふうに考えております。

また一方で、交通局におきましてもほかの予約と重複が発生しまして、他社に手配をお願いせざるを得なかったケースといったものもございましたので、そういったものも多少響いてるのかなというふうに考えております。

今おっしゃられた県外からのバスが来るというケースなんですけど、手配ルートの違いというのがありまして、中国発のクルーズ船が来る場合には、それ専用の、いわゆるランドオペレーターという手配会社が仲介するということが多くありまして、その流れで県外のバス会社が長崎まで来られて運行しているというケースが多く見られていたというのが前回の状況でございます。現在増加している欧米系クルーズ船の場合は、日本の大手旅行代理店が仲介をさせていただいて、地元のバス会社に手配を行うというような仕組みが定着しておりますので、現状は、他県のバス会社と競争、競合しているということではございませんで、あくまでも各クルーズ船からの要求台数と交通局の予約状況次第で受注量が影響を受けるというような状況になっているかと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。詳細を確認をさせていただきまして、令和8年の四半期はやっぱりちょっと減っているということ、そしてやっぱり中国ですよ、クルーズ船が減っているので、それに伴って減っているということ。しかし、中国系のクルーズ船は、ランドオ

ペレーター、しかし、欧米系が増えているから、そこに関しては大手の旅行代理店が手配するので問題ないということも改めて確認をさせていただきました。クルーズ船にとっては、中国船が減っているという現状も関与しておりますけれども、こういった形で今後見込んでいくのか、他社との競合もありましようけれども、できる限り県内のバス事業者を使っていただくような取組を推進していただきたいというふうに考えております。一旦終わります。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【小林委員】 おはようございます。ちょっと質問の前に一言だけ申し上げますが、今度、春の人事異動で、まさに経営の根幹である局長、それから管理部長、こういうところが異動になったということでございます。前任の太田局長とか、あるいは岩崎管理部長とか、それと今残っておられるけれども柿原部長とか、江頭さんは昨日飲んだ割には、きれいに答弁ができるね、大丈夫ですか。俺、昨日あんたを見よったら大丈夫だろうかと思ったら、全然大丈夫だな。大したものです。そういうようなことで、この4人の部長が前任の太田、岩崎を超えて、柿原、そして江頭、この4人の体制の中でまた後ろにいてくださる方々のスタッフが全面支援をして、大変交通局を取り巻く経営環境が厳しい中において、よくぞ乗り越えて、やっぱり生き残りをかけていただいたと。特に、やっぱり我々が想像だにしてなかったことは、長崎バスとこういう信頼関係、あるいは関係強化を構築していただいて、お互いの持つ長所を一緒に合わせて県民の足を確保していこうじゃないかと、こんな状況をやったのけたというようなことで、大変なやっぱり頑張りようではなかったかと思います。今、いろいろ委員の方々の質問を聞いてて、例えば

横尾管理部長なんかの答弁を聞いておりますと、ついこの間まで人事課にいたんだよ。全然交通局には縁がなかったんじゃないかと思うけど、なかなかやっぱり答弁を見たらはっきりしていて、石田さん、楽しみだな。あとは君の問題だけだな。そんな感じがするぐらい、本当に交通局もいい体制で頑張っていたかのような感じがします。とにかく経営というのは、また一寸先は闇だという状況もあるし、いいこともあるけど、よくないことがあるかもしれないと、こんな状況でございますから、石田局長をやっぱり中心に皆さん方ががっちりスクラムを組んで、今の状況の中で本当に県営バスが、さっきも言ったように県民の足を確保できるというような形でばりばり頑張っていたかことをまず期待しておきたいと思います。どうぞよろしく頑張ってください。

そこで質問に入りますけれども、昨年の9月だったかな、そういうことで実に27年ぶりに運賃改定をやったわけです。運賃改定を27年間じつと我慢しながら、特に厳しかったコロナ禍時代、あれで一体県営バスはどうなっていくんだろうかと、こういう心配はみんながしたと思うんです。しかしながら、それを乗り越え、昨年の9月、料金改定を27年ぶりに行い、そのときの料金改定によってどれくらいの増収が年間考えられるかと、こんな質問は当然するわけだ。そうすると大体4億円ぐらいは確保できるんじゃないかと、こんな見込みを立てていると、こういう答弁が何回も返ってきました。

それで昨年の9月だから、9、10、11、12、1、2、3と、昨年度はある意味では7か月間ということになるわけだ。この7か月間の状況をもって、この4億円の増収に大体見込みどおりに進捗しているかどうか、まずこの辺についてお尋ねを

したいと思います。

【柿原乗合事業部長】 昨年9月に実施いたしました運賃改定の効果見込額についてのお尋ねでございます。

先ほど委員おっしゃったとおり、委員のご質問に対しまして、年間約4億円を見込むということでご答弁させていただいたところでございますけれども、令和7年度は、7か月間ということになってございます。したがって、単純計算ではございますが、月割りで計算をいたしますと大体7か月間で見込額としては約2.3億円ということになってございます。その結果でございますが、おおむね見込みどおりの効果が得られたというふうに考えております。ただ、4月になりまして、新年度になってございます。いろいろ利用動向等も変化があるところでございますので、今後も改定後の利用動向については注視をしてみたいと考えております。

【小林委員】 当時からいろいろ議論をしてきているから、少し記憶にあるんですけども、27年ぶりといえども、どういう目的を持って料金改定をするのかと。やっぱり値上げ、値上げというのがある意味では続いているし、先ほどから何度も言ってる県民の足、やっぱり料金が県営バスまで上がってしまうのかと、こんないろんな意見があったことも記憶にあります。しかしながら、その目的の第一は、まず老朽化した、そういうバス車両をやっぱり更新したいと、バス車両の更新、これが一つの目的、それから2番目は、やっぱり先ほどからも出てる運転士の確保、この運転士の確保のための処遇改善、これを何としてもやらせてもらいたいと、こういう状況になったわけですね。そういう二つの目的が運賃改定の中にあつたんじゃないかと、そんな記憶をしています。

そうすると、まず第一のバス車両の更新、大分老朽化していると、こういうようなことが強調されておったけれども、今こういうバスの更新の状況については、どのようになっているか、お尋ねをします。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃったとおり車両更新につきましては、以前、委員からの質問に対しまして老朽化した車両というものを令和9年度までに82台の更新を想定をしておりますということでご答弁させていただいたところでございます。今実際どういう状況かということで申し上げますと、まず令和7年度でございますけれども、こちらは新車20台、中古車15台、合計35台の更新を行ったところでございます。それから、今年度は今からということになりますので、あくまでもちょっと当初予算ベースということになりますが、新車8台、中古車15台の合計23台の更新を予定しているところでございます。

ただ、一方で車両価格といったものが近年の物価高騰等の影響で、やはりコロナ前から比べると随分高くなってるなというところがございます。今後も予断を許さないところではありますけれども、先ほど委員おっしゃったとおり、日々の運行に必要な車両というものについてはしっかり更新できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】令和9年度の82台、これだけを更新したいと。これが今の話では35台、順調に進んでいると、こういうようなご答弁じゃなかったかと思うんですね。大変計画どおりに進めていただいて、何といたってもバス車両も本当に老朽化していましたよ。だからここでやっぱり中古とか新車とかいろいろありますけれども、その辺のところをうまく兼ね合いを持たせながら、

その目標の82台、ぜひ令和9年度中に実現できれば大変ありがたいと、こういうことを考えておりますから、頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

次に、処遇改善による運転士の確保と、こういうことになってくるわけですね。これはいかがですか、どういう状況に今なってますか。

【横尾管理部長】運転士の確保と欠員の状況についてお尋ねいただきました。運転士の確保につきましては、交通局にとりまして極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。このため、先ほどご案内いただいております昨年9月の運賃改定を踏まえまして、10月以降ですけれども、初任給の水準を2万4,500円引き上げるとともに、バス運転業務の経験がない方の受験を後押しするため、年齢に応じた年齢別の保障給制度を導入するなど思い切った処遇改善策を実施させていただいたところでございます。

こうした取組を進めてきました結果、毎月実施しております運転士採用試験への応募者数につきましては、多い月では10名を超える応募があるなど着実にその効果が現れているというふうに考えております。

また応募者の増加に伴いまして、採用者数につきましても一定数確保できるようになりまして、課題でございました欠員につきましても、昨年度、令和7年4月時点では20名を超えているというところをご報告しておったところでございますけれども、本年4月時点におきましては、10名余りまで減少しまして、直近の6月時点では、3名にまで圧縮をすることができたところでございます。他方、欠員がまだ完全な解消には至っていないこと、また今年度、定年退職者が生じる年度でもありますことから、そうした定年

を迎えられる職員のうち再任用で残らず退職をされる方というのが一定数は見込まれております。加えまして、運転士の採用を取り巻く厳しい環境というものは、今後も継続していくというふうに考えてございますので、引き続き気を緩めることなく運転士の確保に向けた採用活動には全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【小林委員】今の答弁を聞いておりますと、毎月の面接でそういうことを10名ぐらい多いときが来ると。そのようなこともあって大分確保の見通しがついてきたと。欠員解消までは行っていないがというようなことであるけれども、それもそんなたくさんおるわけでもない。そんな状況だから、一番問題であった運転士の確保、これもおかげで順調に進んでいると、こういうことでありますから、ぜひこれも引き続きバス車両の更新と同じように、運転士の確保を一つよろしく願いいたしたいと思います。

それから次に、やっぱり今ずっとお話を聞いておりまして、こういう運賃改定の効果、これがしっかりよく見えるようになったと。それでさっきもほかの委員からもお話があったとおり、大分経営がしっかりしてるんじゃないかと、こういうことにおいてお褒めの言葉というか、激励の言葉があつてのわけですね。そうするとたった今、新しい課題としてやっぱりテレビ、新聞などで見てる中東情勢がまだまだ厳しい環境の中にあると。やがて11月の中間選挙があることで収まることは時間の問題であろうとこんな受け止め方をしておりますけれども、バスに使う軽油とか、これがかなりやっぱり上がってきてるんじゃないかと。相当やっぱり物価高騰と同時に、この軽油の高騰もこれからの交通局の経営に大きな影響を与えてるんじゃないか、与え

るんじゃないかと、こんなようなことを少し懸念する材料として持っているわけだけど、この中東情勢の軽油、この辺のところが経営にどんな影響を与えているかどうか、まずそこをお尋ねします。

【横尾管理部長】軽油に関してのお尋ねでございます。昨年度冬の頃、当初予算を編成をしておりました時期におきましては、当時暫定税率の廃止ということで軽油価格は低い水準で推移していくものと見込んでおりましたところで、当初予算におきましては、1リットル当たりの単価を暫定税率相当分を差し引いた107.1円ということで積算をしていたところでございます。しかしながら、3月に入りまして、これまで納入実績がありました交通局と取引がありました各業者さんの方で軽油の調達が難しくなったということで、その当時予定しておりました4月から6月分までの3か月分の軽油の単価契約に係る入札を辞退されるということとなったところです。このため、それ以降の軽油調達につきましては交通局が必要とする数量の調達が可能ということをおっしゃっていただける事業者さんとの間で1週間単位での1者随意契約による調達ということを余儀なくされてきたところでございます。そうした結果、4月における平均の契約単価は1リットル当たりが143.7円、5月につきましては137.1円と想定以上に高い水準で推移しておりまして、この2か月分に係る軽油費につきましては、当初予算のときに想定していた額、およそ2,000万円を上回る状況となっていたところでございます。なお、6月に入りましてからは、一定各取引業者さんにつきまして、軽油をやや安定的に確保できる見通しが立ったというふうにおっしゃる事業者さんが複数確認できましたことから、7月までは少し数週間単位での相見積り、

1者ではなく複数見積りによる随意契約ということで、8月以降につきましては、従来から行っておりました3か月単位での一般競争入札へ切り替えるというふうなことでございます。今後につきましては、より競争性をこういった形で確保しながら可能な限り安価な価格で調達に努めていきたいというふうに考えてございます。

【小林委員】 軽油の価格のやっぱり高騰、今の管理部長の答弁を聞いておりますと、決して生易しいものじゃないと。これはかなり影響が出てきてるんじゃないかと。そんな受け止め方をいたしましたけれども、ここはしっかりと今のよう順調に経営が行っている中において、新しい課題が生まれたんじゃないかと、そんな感じがするわけです。

そこでちょっと一つお尋ねしますけれども、当初予算で、いわゆる黒字になるという計上を幾らしておったのか。果たして、こういう2,000万円ぐらいの問題が出てきているという状況の中で、当初予算の黒字計上、これが予定どおり見込みどおり行くのか、この辺がどうなっているのか、このところをちょっとお尋ねしたいと思います。

【横尾管理部長】 当初予算で見込んでおりました黒字につきましては、1,400万円ということで見込んでいたところでございます。先ほど申し上げましたように、年度当初から軽油価格の高騰ということで、想定外の費用の増という厳しい状況に直面しているというふうな中におきまして、1,400万円の黒字の達成というところがどうかというふうなところはございますけれども、我々としましては、今後収入のさらなる確保に努めますとともに、経費の節減ですとか、業務の効率化などで取組を進めることで、今年度の

目標としております黒字の収支の達成に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

【小林委員】 当初予算で、大体1,400万円、大体黒字になるであろうと、こういう見込みをしておったと。確かに軽油高騰は新しい課題で、これが痛い。これが影響がないとは言えないと、こういうお話じゃなかったかと思うけれども、また他の活動で営業活動をもってしっかりやるならば、運賃でまたお客さんにしっかり乗ってもらい、また新しい事業でそういう問題を乗り越えていきたいと、こういうような見通しをしっかりとおっしゃっていただいて、少し安心をしたところであります。ぜひ、当初予算の1,400万円、これは一つキープしていただくように、特にお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後にこれは交通局長、新しくなって大変申し訳ないが、ちょっとあなたに一言お尋ねを最後にしておきたいと思います。

今、私のこういう質問をもって、各部長さんたちが27年ぶりに料金改定をしてから見込みどおり4億円の見通し、あるいはバス車両の更新、それから運転士の確保、いろんなそういう課題を一気に乗り越えることができて、非常に経営が元気があるというか、非常にうまくいってると、そんな感じがいたします。しかしながらやっぱり経営というのは、さっきも言ったようにこの先何が出てくるか分かんないと、こういう常に注意をしながら経営を本当に足元をしっかりとしていかなければいかんじゃないかと、こう考えるわけですがけれども、やっぱり何といても本県の最大の課題は人口減少、やっぱり人口減少ということは、もう言うまでもなく、乗客の減少につながると。乗客の減少は、イコール売上げの減少と、こういうような形になっていっ

て、この辺のところをこれからどういうふうに考えるかと。先ほどから言ってるように、県営バスは、やっぱり地域の県民の方々の足なんです。生活の足なんです。だからどうしてもこれはキープしていかなければいけないと。いかにして地域の路線を維持していくかというような課題はどうしても乗り越えていかなきゃいかんと、こういうことで、新しく局長としてご就任いただいたあなたのそういう経営方針なり、まずはその辺の問題を認識しているか、またこれから交通局をどういうふうにやっていこうとされているか、簡単に、あなたは長く話すからね、そういうことである程度しっかりお答えをいただければありがたいと思います。

【石田交通局長】今委員が冒頭お話にございましたように、コロナ期において大変交通局は厳しい経営環境に陥りました。令和2年度は6億円の赤字という状況の中で、あらゆる対策を打って職員が一丸となって取り組んで、やっと今4年連続の黒字になる見込みが出ているところでございます。

今もう一つ、委員が言われましたように人口減少、そして高齢者もそろそろピークアウトという状況の中で、やはり乗客の減少というのはなかなか防ぐことができず、これはもう県営バスだけに限らず、どのバス事業者、もっと言えば公共交通機関どこも同じような状況にあるんじゃないかと考えているところでございます。ただ一方で、例えば共働き世帯の方のこどもさんの通学ですとか、あるいは高齢者の単身世帯が増えてきて、通院ですとか、あるいは買い物ですとか、こういったところで今後ともやはり公共交通機関、バス事業、この役割というのはとても大きいものがあると認識しております。

今委員からの質問でございますが、これから

どうやっていくのかというところでございますが、まずやっぱり私が考えておりますのは、バス事業というのは、やはりしっかりとお客様から信頼されて運行するということがとても重要でございますので、安全運行、あるいは親切丁寧な接遇、こういったことによって今のお客様を大切にする、これがまず一番の根幹だと思ってます。加えて、これからもやはり効率的な運行ですとか利便性の向上、こういったものに努め、さらに言えば、地元の自治体の皆様ですとか、あるいはバス事業者、ほかの方々とも知恵を絞ったりとか、そういった取組をもう一つは進めたい。それともう一つ大きな問題が人材の確保でございます。これについては、先ほど宮本委員からもご質問ございましたが、私も産業労働部で人材確保の担当をしておりましたので、例えば今SNSの発信を高校を出たばかりの新卒の若い子にいろいろ写真を撮ってもらったりもしてますし、次回の企業説明会では、しゃべりのプロであるバスガイドに説明をしてもらうとか、そういったところをしっかりとやっていこうと思っております。うまくいったものについては、ほかの事業者さんにもお伝えして、バス事業全体を盛り上げていければと思っております。こういった細かいことの積み上げになりますが、そういったことをしっかりとやっていきたいと思っております。

今後とも何とか今までもずっと一貫してやってきました地域の足、それから観光の足、これを守っていけるように力を尽くしてまいりたいと考えております。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。2巡目行きますか。

【宮本委員】すみません、ありがとうございます。2点だけお尋ねをいたします。

先ほどの局長のご答弁をお聞きしておりました、やっぱり地域の足と、そして利便性の向上というお話もありました。それに関することになりますけれども、局長説明資料の3ページに、クレジットカードによるタッチ決済乗車サービスの件の報告がありました。これ前回の委員会でもちょっと確認したんですが、今回空港リムジンバスにおいて導入したところ、一定の効果が見られたというような報告もありました。つきましては、前もちょっと確認いたしましたけれども乗合バスへのタッチ決済、クレジットカードのタッチ決済の導入について、改めてお尋ねをいたします。

【柿原乗合事業部長】 前回、委員からのご質問に対しまして、タッチ決済導入後の利用動向というものを注視をしてまいりたいという形で答えさせていただいたところでございますので、直近の導入後の状況についてご説明した上で申し述べたいと思います。

まず令和8年4月及び5月、2か月分になりますけれども、こちらの実績を前年の同月と比較いたしますと、キャッシュレス決済全体の利用割合というものが約5.8%上昇いたしております。その分、逆に現金とか乗車券をご利用になっている利用者の方が減ったというようなあなばいでございます。

一方で、キャッシュレス決済のうち、交通系ICカード、これが今まで交通系ICカードだけだったんですけれども、導入後どうなったかというのを申し上げますと、交通系ICカードの利用割合というのは、逆に2.2%減少したということになります。そういったところから私どもが推察しておりますのが、今回のタッチ決済の導入を機に、やはりこういう決済手段の移行が見られるのではないかと考えておりました、

まずは現金、乗車券の約2割の方が今回タッチ決済に移行したんだろうと考えてございます。また、交通系ICカードをご利用になっていらっしゃいました約3%の利用者の方が同じくタッチ決済の方に移行したものと考えております。ただ、いかんせん、こちら3月末に導入したばかりということで、まだちょっと運用実績が少のうございます。現時点における数値というのが、これがひょっとしたら一過性の可能性もあるということもちょっと考えつつ、今後どのような推移をたどるのかということを、まずしっかりと利用動向というものを見定めてまいりたいというふうに考えてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。詳細にわたってご報告いただきましてありがとうございます。やはり一定キャッシュレス化は進んでいるということは確実だというふうに考えます。しかも、やはりこういったクレジットカードタッチ決済をすることに移行すると。しかし、一方では、交通系ICカードの利用もありながら、引き続き検証していただければと思います。なかなか乗合バスにタッチ決済があるのは、熊本の本バス会社がたしか導入しておりましたけれども、導入に向けてもイニシャルコストとかランニングコストがもちろんかかってくるのがありますので、その点も注視してご検討いただければと思います。

もう一点確認です。これも前回の委員会で確認したんですが、修学旅行の利用状況、予約状況についてお尋ねいたします。現段階で修学旅行の予約がどうなっているのか教えてください。

【江頭貸切事業部長】 貸切バスにおける県外からの修学旅行の利用の状況ということでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和8年度の4月から6月、第一四半期に

おきましては、修学旅行、県外からの利用状況というのは、ほぼ昨年度、令和7年度と同水準で横ばいといった状況になっております。ただ、4月から6月というのが、例年関東と関西の学校の利用が大部分を占めているという状況になるんですが、ここの比率が少し変わってきておきまして、これまで関東の学校が6割ぐらいで、関西が残り4割ぐらいというような比率だったんですが、今年度は関東からの利用が7割ぐらいに増えてまして、その分、関西が3割ぐらいに減っているという状況になっております。関東の比率が拡大したという要因につきましては、前回の委員会でも少し触れさせていただいたんですが、東京都の公立中学校が関西圏のオーバーツーリズムを敬遠しまして、方面をいろんなところに見直したという中で、長崎県を目的とする学校が大きく増加しているという状況があるかと思っております。この需要の取り込みによりまして、交通局におきまして、東京都の公立中学校の利用台数というところだけで見れば、昨年度の3倍ぐらいの台数に増えているというような状況になっております。ただ、年間を通した修学旅行の予約状況につきましては、9月までの上期におきましては、昨年度、令和7年度の1割増ぐらいで好調に推移をしているんですが、まだこれから手配が少し発生をする可能性のある10月以降の下期につきましては、現段階では昨年度の7割ぐらいにとどまっておりますので、今後も引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら、さらなる誘致活動と受注獲得に向けて強化をしていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。詳細にわたってご説明ありがとうございました。

関東と関西で比率がちょっと変わってきているという状況、オーバーツーリズムのおかげで、

おかげという言い方は適当じゃないかもしれませんが、長崎がちょっと増えているという関東の方ですね、引き続き営業活動をしていただきたいというのと10月以降ですよ、9月がたしか私の息子も9月に修学旅行とか行っておりましたが、10月以降も県外からも来るというふうに聞いておりますから、下期、ちょっと加速度増してゲットしていただくようお願いしたいと思います。

【山村委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田中委員】 もう一回再確認を込めてちょっと聞いておきたいと思うのは、局長ですよ、人事異動で動くのと退職して就任するのとは違うんだけれども、どういう形になったのか。前の太田局長もどういう形になったのか、ちょっと記憶してないんだけど、それをちょっと聞かせてください。

【石田交通局長】 私は、3月31日付をもって、県を一旦退職して今勤めているという状況でございます。

【田中委員】 分かりました。大変なことだけれども、決断して、局長というより社長に就任みたいな感じに、経営的にはなるわけね。よろしく願いしておきます。

それから交通局の系列、グループ会社みたいなものが諫早にあったのは何か整理した記憶があるんだけれども、どういうものが残ってて、プラス職員の配置の問題で大体何人ぐらい県営バスがおられるのか。プロパーと県の職員との兼任の問題があると思うんだよね。これは退職金に大きく響いてくるんだ。そこら辺をちょっと確認させてください。

【山村委員長】 休憩します。

— 午前11時14分 休憩 —

— 午前11時14分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開します。

【横尾管理部長】 すみません、手元にちょっと資料がございませんので、後ほど職員の構成につきましては、資料を用意してお渡ししたいと思います。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ほかにないようですので、交通局の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者の退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時17分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時17分 休憩 —

— 午前11時17分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

— 午前11時17分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年7月2日

観光生活建設委員会委員長 山村 健志

議長 徳永 達也 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 77 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 78 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 79 号 議 案	長崎県土地開発公社の解散について	原 案 可 決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委 員 長 山 村 健 志

副 委 員 長 坂 口 慎 一

署 名 委 員 溝 口 芙 美 雄

署 名 委 員 堤 典 子

書 記 土 橋 彰 子

書 記 平 松 大 佳

反訳業務者 神戸総合速記(株)